

平成23年度 各会計予算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成23年3月14日

開会 10時00分 閉会 17時06分

2 場 所 幕別町役場5階議事堂

3 出 席 者

① 委 員 (15名)

1 中橋友子	2 谷口和弥	3 斉藤喜志雄	4 藤原 孟	5 堀川貴庸
6 前川雅志	7 野原恵子	8 増田武夫	9 牧野茂敏	10 前川敏春
11 中野敏勝	13 芳滝 仁	17 杉坂達男	18 助川順一	19 千葉幹雄

② 委員長 乾 邦廣

③ 議 長 古川 稔

④ 説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明	教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 菅 好弘	総 務 部 長 増子一馬	経 済 部 長 飯田晴義
民 生 部 長 新屋敷清志	企 画 室 長 佐藤昌親	建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一	札 内 支 所 長 久保雅昭	教 育 部 長 米川伸宣
総 務 課 長 田村修一	企 画 室 参 事 伊藤博明	地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 湯佐茂雄	税 務 課 長 姉崎二三男	福 祉 課 長 横山義嗣
保 健 課 長 境谷美智子	こ だ も 課 長 森 範康	町 民 課 長 川瀬俊彦
農 林 課 長 菅野勇次	商工観光課長 八代芳雄	経 済 部 参 事 飛田 栄
土地改良課長 所 拓行	経 済 建 設 課 長 細澤正典	農 業 委 員 会 事 務 局 長 野坂正美
監査委員事務局長 鎌田光洋	住 民 課 長 吉田隆一	会 計 課 長 森 廣幸
保健福祉課長 原田雅則	土 木 課 長 角田和彦	施 設 課 長 澤部紀博
都 市 計 画 課 長 田井啓一	学 校 教 育 課 長 羽磨知成	図 書 館 長 長谷 繁
生涯学習課長 中川輝彦		

ほか、関係主幹及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

4 欠 席 者 (1名)

16 大野和政

5 審査事件 平成23年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査

6 審査結果 一般会計質疑

7 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 乾 邦 廣

議事の経過

(平成23年3月14日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○委員長(乾 邦廣) ただいまより、平成23年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。
本日、大野委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

審査に際しまして、一言お願いを申し上げます。

このたび、私が予算審査特別委員会委員長と言う大任を仰せつかることになりました。

何分にも、ふなれではありますが、与えられた職責を全うしたいと思います。

各委員また理事者並びに説明員におかれましては、本特別委員会の審査の重要性をご理解いただき、本委員会の運営について特段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、審査の進め方について確認をさせていただきます。

まず、一般会計の歳出1款議会費より13款予備費まで、一款ごとに審査をしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査に入り、それが終わりましたから、歳入、歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

なお、質疑に当たりましては、一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、会計ごとに審査したいと思います。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

中橋委員。

○1番(中橋友子) 資料の要求をさせていただきたいと思います。よろしいですか。

まず、大きく2点なのですが、一つは役場職員ですね、正職員と非正規職員の構成人数、部署ごとの配置なのですが、この提出と、同じく教職員におかれまして、正職員と非常勤職員の構成。

次いで、業務委託につきましては、委託を行っている施設名と委託先事業者名について。

以上であります。

○委員長(乾 邦廣) ただいま中橋委員から、職員及び教員の職員構成について、委託業務についての資料要求がありました。本委員会として要求することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議なしと認めます。

したがって、本委員会として資料要求することを決定いたしました。

理事者におかれましては、速やかに資料の提出をお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第2号、平成23年度幕別町一般会計予算から議案第10号、平成23年度幕別町水道事業会計予算までの9議件を一括議題といたします。

最初に、議案第2号、平成23年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(増子一馬) 始めに、お手元に配付いたしております予算積算基礎に基づきまして、平成23年度の予算概要についてご説明を申し上げます。

予算積算基礎の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成 23 年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など七つの特別会計と 1 事業会計を合わせて 9 会計からなるものであります。

合計欄にありますように、平成 23 年度当初予算総額は、209 億 4,083 万 7,000 円となっております。平成 22 年度の当初予算額合計額と比較いたしますと、1.6%の増となっております。

なお、本年は地方統一選挙の年に当たりますことから、当初は骨格編成となっており、選挙後にいわゆる政策予算などの肉づけがなされるものであります。

しかしながら、骨格予算としながらも、昨今の経済状況、雇用状況、あるいは工事等の完成時期の関係などを考慮いたしまして、継続事業などの事業予算につきましては、できる限り当初予算に計上させていただいております。

それでは、各会計別に前年度と比較いたしました増減内訳等についてご説明を申し上げます。

初めに、一般会計であります。131 億 5,888 万 6,000 円で、前年度当初予算と比較いたしまして、3.5%の増であります。

詳細につきましては、後ほど 2 ページ、3 ページの款別予算額の中で申し上げたいと思っておりますけれども、増額となりました要因といたしましては、小規模特別養護老人ホーム建設に係る補助金や子ども手当、あるいは障害者支援費、子宮頸がんワクチンの接種委託料などがふえたことが大きなものとなっております。

次に、国民健康保険特別会計は 30 億 9,460 万円で、前年度比 2.5%の減となっております。

これは、保険給付費、いわゆる医療費の減によるものであります。

次に、老人保健特別会計であります。これは皆減であります。

老人保険制度の廃止に伴い、老人保健特別会計の 3 年間の設置義務期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって終了することによるものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計は 2 億 9,198 万 9,000 円で、前年度比 3.9%の増であります。医療費分である広域連合納付金がふえたことによる増であります。

次に、介護保険特別会計は 17 億 6,622 万 2,000 円で、前年度比 6.2%の増となっております。

主に居宅介護サービス等給付費の増であります。

次に、簡易水道特別会計は 4 億 296 万 6,000 円で、前年度比 12.5%の減であります。忠類東部地区道営畑総事業の減が主なものであります。

次に、公共下水道特別会計は 11 億 8,248 万 1,000 円で、2.3%の減であります。

主な要因は、起債の償還額の減による公債費や事業費の減であります。

次に、公共用地取得特別会計は、皆減であります。

これは平成 22 年度をもって計上すべき予算がなくなったことによるものであります。

次に、個別排水処理特別会計は、1 億 6,824 万円で、2.3%の増であります。

要因といたしましては、主には起債償還元金の増によるものであります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、これは忠類地区のみの施設運営にかかわる会計であります。6,124 万 9,000 円で 8.8%の減であります。主に起債償還元金の減によるものであります。

次に、水道事業会計は 8 億 1,420 万 4,000 円で、前年度比較では 5.2%の減であります。

主には、十勝中部広域水道企業団からの受水費の減によるものであります。

その下の表の再掲にありますように、このうち 3 条予算である収益的支出につきましては、4.4%の減となっており、余剰予算である資本的支出につきましても 7.3%の減となり、配水管整備費の減が主なものであります。

続きまして、2 ページ、3 ページの平成 23 年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明を申し上げます。

初めに、2 ページの歳入について主なものを申し上げます。

1 款の町税につきましては、前年度比 1.0%の増で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、隣の 3 ページの下の表に載っておりますので、ごらんいただき

たいと思いますが、まず1項の町民税につきましては、景気の回復が見え始めた法人町民税を勘案いたしまして、前年度と比較して1.9%の増で計上しております。

2項の固定資産税につきましては、新築家屋の増分があったものの、土地の下落による評価額の減により、0.1%の減で計上しております。

3項の軽自動車税につきましては、台数が微増傾向であることから、2.3%増で計上しております。

4項の町たばこ税は、喫煙者数の減少があるものの、昨年10月からの税率改正により1.7%の増で見込んでおります。

5項の入湯税は、宿泊者数が減少傾向にあることから、1.5%の減。

以上、合計いたしまして、町税全体で1.0%の増で計上したところであります。

2ページにお戻りいただきたいと思いますが、2款地方譲与税から10款の地方特例交付金までは、国の制度改正の状況や過去の交付実績等を勘案の上、見込んでおります。

その次、11款の地方交付税であります。前年度比6.1%の増で計上いたしておりますが、そのうち、普通交付税につきましては、地方財政計画や特殊要素である事業費補正などの状況を勘案して推計をし、前年度当初比で6.3%の増、また特別交付税においては、前年度当初と同額の2億円で計上しております。

次に、13款の分担金及び負担金ですが、率で24.3%の増であります。主に道営畑総事業分担金の増によるものであります。

14款の使用料及び手数料であります。5.4%の減であります。

主なものとしては、ごみ処理手数料の減によるものであります。

15款の国庫支出金であります。8.4%の増となっております。主には障害者支援費や子ども手当にかかわる国の負担金がふえたことによるものであります。

16款の道支出金は、53.2%と大きく増となっております。

これは、小規模特別養護老人ホームにかかわる道補助金がふえたことが主なものであります。

17款の財産収入は、6.9%の減であります。これは主に皆伐材売払収入の減によるものであります。

続きまして、19款の繰入金ですが、90.7%の減でありまして、減少した主な要因といたしましては、財政調整基金からの繰り入れを計上していないことによるものであります。

次に、22款の町債ですが、19.5%の減となります。これは主に道路整備に伴う起債や交付税の振替による臨時財政対策債の減によるものであります。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。

歳出の合計欄を見ていただきますと、前年度比較で3.5%の増となっております。

主なものにつきましては、ご説明をさせていただきますが、1款の議会費につきましては、前年度比13.3%の増であります。

2款の総務費につきましては、1,174万9,000円の減、率では2.4%の減となっております。

これは主に公共用地取得特別会計への繰り出しがなくなったことによるものであります。

3款の民生費につきましては、7億754万2,000円、率にしまして28.3%の増であります。

これは障害者支援費や子ども手当の増、さらには小規模特別養護老人ホームの建設に係る補助金などによるものであります。

4款の衛生費につきましては、3.8%の増であります。主に子宮頸がんワクチンの接種委託料などの予防接種にかかわる費用の増によるものであります。

5款の労働費につきましては、56.0%の増であります。主に緊急雇用対策に伴う業務委託料の増によるものであります。

6款の農林業費につきましては、6.6%の減であります。道営畑総事業などの事業費の減が主なものであります。

7款の商工費につきましては、1.9%の減であります。土地開発公社運営費の補助金の減などが主

なものであります。

8 款の土木費につきましては、7.8%の減となっておりますが、道路関係事業費の減などによるものであります。

9 款の消防費につきましては、3.7%の減であります。幕別署費に係る分担金の減が主な要因であります。

10 款の教育費につきましては、5.1%の増であります。小中学校の整備工事などの増が主なものであります。

11 款の公債費につきましては、2.5%の減であります。

過去に実施いたしました繰上償還などにより、元金、利子が減となったものであります。

12 款の職員費につきましては、5.8%の減であります。これは職員数の減が主な理由であります。次に、4 ページをお開きください。

4 ページには、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

まず、1 の人件費につきましては、5.5%の減であります。先ほど申し上げました歳出同様、職員数の減が主なものであります。

2 の扶助費につきましては、13.8%の増となっております。障害者支援費や子ども手当などが主なものであります。

3 の公債費につきましては、2.5%の減であります。

繰上償還の効果による元金、利子の減によるものであります。

4 の物件費につきましては、9.3%の増、これは子宮頸がんワクチンなどの接種委託料などの増によるものであります。

5 の維持補修費につきましては、1.4%の増。

6 の補助費等につきましては、0.4%の減であります。

一部事務組合に対する負担金などの減であります。

7 の投資及び出資金につきましては、1.2%の増であります。

これは十勝中部広域水道企業団への出資がふえたことによるものであります。

それから、10 の繰出金につきましては、0.9%の増であります。主に公共下水道特別会計への繰出金の増によるものであります。

12 の投資的経費につきましては、23.9%の増であります。

このうち補助事業につきましては、19.1%の増であり、また単独事業につきましては、43.5%の増となっております。これらは主に小規模特別養護老人ホーム建設に係る補助金が要因であります。

次に、5 ページ以降についてでありますけれども、5 ページ以降につきましては、歳入の説明などのほか、歳出につきましては、10 ページから具体的な説明をしております。

次に、17 ページから 19 ページまでは主な投資的経費について一覧表にしておりますので、ご参照いただければと。

なお、個々の事業の説明につきましては、省略をさせていただきます。

それ以降は起債の状況、それから 35 ページは債務負担行為、36 ページ以降は各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければというふうに思います。

以上で、予算積算基礎の説明を終わります。

続きまして、一般会計予算書の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計予算書の 1 ページになりますが、平成 23 年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めが掲載されております。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131 億 5,888 万 6,000 円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算によることといたしまして、次の 2 ページから 8 ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条は、債務負担行為について定めるものでありますが、詳細については後ほど説明をさせていただきます。

第3条は、地方債について定めるものでありますが、これも詳細については後ほど説明をさせていただきます。

次の第4条では、一時借入金の借入れの最高額を20億円と定めるものであります。

それでは、次に9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ、第2表、債務負担行為であります。

始めに、教育用コンピューターの購入であります。今年度、幕別小学校及び札幌内中学校に導入を予定いたしております教育用コンピューターを、北海道市町村備荒資金組合を通じて導入するもので、4年の期間といたしまして、元金とその利息の合計額2,100万円を限度に債務負担を設定させていただくものであります。

次に、総合行政情報システム購入であります。現在、稼働している住民記録や税情報などの電算システムが5年を経過したことにより、更新の必要性が生じたことから、北海道市町村備荒資金組合を通じて導入をするもので、4年を期間といたしまして、元金とその利息の合計額1億8,000万円を限度に債務負担を設定させていただくものであります。

次に、第3表、地方債であります。

本年度は、一番上の忠類地域会館改修事業から、次のページ一番下の臨時財政対策債まで合計28事業、8億8,810万円を限度額といたしまして地方債を起すものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、この表に記載のとおりであります。

それでは、続きまして歳出予算、1款議会費の説明に入らせていただきます。

39ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費の説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額8,852万7,000円、本目は1節議員報酬ほか、9節の旅費、11節需用費など、議会運営にかかわる各種経費となっております。

以上で、1款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、予算積算基礎及び1款議会費、あわせて質疑をお受けしたいと思います。

前川委員。

○6番（前川雅志） 東日本大震災におかれましては、多くの方々のお命と被害に遭われましたことをお悔やみ申し上げますとともに、お見舞いを申し上げますところであります。

私どもの町は幸い被害もなかったわけではありますが、予算の歳入のことで、聞くことも忍びないわけではありますが、町民の生活というものも休みがありませんので、お伺いをさせていただきたいと思います。

積算基礎の歳入の説明の中で、地方交付税のところ普通交付税が6.3%の伸びで、特別交付税は前年並みの2億円を計上したというお話でありました。今回の災害におかれまして、特別交付税の性質上、災害に多く充てられるのかなということがありますので、今回の災害に対する考え方というのはまだ示されていないわけではありますが、十七、八年前の阪神・淡路大震災などのときに、どういった特別交付税の配分になったかということの記憶があれば、お示しいただきたいということと、なければ、歳入のときにまたお伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 阪神・淡路は平成7年だったかと思うのですが、あの災害につきましては、激甚災害の指定を受けております。交付税につきましては、当然その年度の特別交付税でかなりの額を兵庫県はじめ、大阪府等に配分がされているのだらうと思います。

今回の東北地方を中心とした災害につきましても、これまだ年度内でありますので、3月31日まで

の特殊財政需要につきましては、国が主に特別交付税を配分することになると思いますけれども、さらに特別法をですね、今、政府の話聞いていますと、激甚災害の認定もさることながら、さらに別な特別法も何か政府としては予定もしているというようなことも、テレビの報道で私も見ましたけれども、ですから特別交付税はもちろんかなりの配分がされる。そして、その激甚災害の指定もされた補助金も交付がされる。さらにそのほかに、財政的な支援等も含めた何か地域に対しての国からの援助があるのかなというふうには思いますけれども、現時点では、その特別交付税がどの程度東北各県あるいは関東地区に配分がされて、北海道にはどの程度が影響あるのかということについては、今の段階ではちょっと不透明ということでは申し上げられないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 予算積算基礎及び1款議会費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費の審査を行います。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 2款総務費につきまして、ご説明を申し上げます。

41ページをごらんいただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,532万1,000円であります。

4節の共済費、7節賃金は事務補助などの臨時職員、嘱託職員にかかわる経費、11節需用費は法令等追録代、事務用消耗品のほか、庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

次のページになりますが、12節役務費は、郵便料、電話料などであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料及び例規集管理システム委託料などありますが、細節11、役場庁舎宿日直業務委託料は、役場本庁舎の土日祭日などのほか、夜は5時半以降の当直業務を委託するものであります。

14節使用料及び賃借料は、複写機借上料が主なものとなっております。

次のページになりますが、2目広報広聴費1,213万8,000円、この目は11節需用費の毎月発行いたします町の広報紙に係る印刷製本費が主なものであります。

18節備品購入費は、広報編集システムを更新するものであります。

次に、3目財政管理費44万4,000円、11節需用費の予算書の印刷製本費が主なものとなっております。

4目会計管理費123万9,000円、本目は出納室にかかわる費用で、次のページになりますが、11節需用費の決算書の印刷製本費、12節役務費の指定金融機関である北洋銀行への派出業務取扱手数料が主なものであります。

次に、5目一般財産管理費2,341万1,000円、本目は役場庁舎及び幕別中央会館、それから札内中央会館等の管理費用であります。

11節需用費は、幕別中央会館及び国際パークゴルフ協会などが入居している共同事務所にかかわる光熱水費など、13節委託料は、役場庁舎の清掃などの管理委託料など、次のページですが、19節負担金補助及び交付金は、札内中央町の町有地に係る公共下水道の受益者負担金であります。

次に、6目近隣センター管理費7,590万6,000円、本目は40カ所の近隣センターと6カ所のコミセン等の管理運営に係る費用であります。

46ページになりますが、13節委託料は、各コミセンの管理業務にかかわる委託料など、15節工事請負費では、忠類総合支所の電話交換機設備更新工事が主なものであります。

次のページになりますが、18節備品購入費では、コミセンの暖房器具やカーテンなどの購入にかかわるもの、19節負担金補助及び交付金につきましては、近隣センター運営委員会に対する運営交付金

が主なものとなっております。

7 目庁用車両管理費 797 万 3,000 円、本目は役場本庁の集中管理車両 18 台、忠類総合支所管理車両 8 台など、合計 26 台の車両維持管理費用であります。

次に、8 目町営バス運行費 580 万 4,000 円、本目は幕別一駒島間の町営バス運行に係る費用で、13 節委託料の町営バス運行委託料が主なものであります。

9 目町有林管理費 1,621 万 4,000 円、本目は町有林の管理費用であります。

48 ページになりますが、15 節工事請負費、町有林整備工事は、本年度、幕別地区で下草刈りを 58.34 ヘクタール、除間伐等を 40.02 ヘクタール、支障木の整理を 40 本、忠類地区で下草刈りを 31.21 ヘクタール、除間伐等を 33.04 ヘクタール、支障木の整理 40 本などを実施いたします。

次に、10 目町有林造成費 2,322 万 5,000 円であります。

本目は町有林の造成に係る費用で、15 節の町有林皆伐工事は、幕別地区で 15.24 ヘクタール、忠類地区で 1.0 ヘクタール、町有林造成工事は、幕別地区で、地ごしらえ 16.00 ヘクタール及び植栽を 17.80 ヘクタール、忠類地区におきましては、地ごしらえを 4.00 ヘクタール実施する予定であります。

次に、11 目企画費 654 万 3,000 円、主なものは 19 節負担金補助及び交付金で、次のページになりますが、細節 5、十勝圏複合事務組合負担金ほか、広域行政にかかわるものが主なものであります。

また、細節 14、北海道暮らしフェア出展負担金は、新規の経費であります。NPO 法人が主催する北海道暮らしフェアでの PR 活動のための負担金であります。

次に、12 目支所出張所費 91 万 2,000 円、本目は札内支所及び糠内、駒島、各出張所にかかわる経費で、11 節需用費のほか、次のページになりますが、12 節役務費の電話料など事務用経費が主なものであります。

なお、従前、ここの科目で計上していましたが糠内、駒島の各出張所の臨時職員賃金につきましては、同じ 2 款総務費の一般管理費のほうへ組み替えをしたところであります。

次に、13 目職員厚生費 1,041 万 4,000 円、本目は職員の福利厚生及び研修に係るものであります。

9 節旅費は、職員の研修にかかわる特別旅費であります。自主研修や北海道市町村職員研修センターでの研修並びに民間企業研修などを実施する予定であります。

12 節役務費は、人間ドックが 195 人、それから健康診断手数料は延べで 317 人分を計上しております。

次に、14 目公平委員会費につきましては 5 万 8,000 円ですが、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

次のページになりますが、次に 15 目交通防災費 7,134 万 1,000 円、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策などに係る費用であります。

1 節報酬は、交通安全指導員 32 名分の報酬が主なものであります。

7 節の賃金は、交通安全推進委員 1 名にかかわる費用であります。

11 節需用費は、細節 4、交通安全啓発用消耗品のほか、細節 7 の防災対策消耗品費及び細節 21 の防犯灯の電気料、細節 42 の防犯灯修繕料が主なものとなっております。

次、52 ページになりますが、15 節工事請負費では、防犯灯新設 69 灯ですが、全 69 灯をナトリウム灯の設置で予定をしております。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 6、生活安全推進協議会への交付金が主なものであります。

次に、16 目諸費 1,237 万 6,000 円であります。

本目は 1 節報酬の各種委員会開催にかかわる報酬や、次のページになりますが、8 節報償費の町の功労者などの各種記念品、19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の十勝町村会負担金、細節 8、地方バス路線維持費補助金などが主なものであります。

なお、平成 22 年度までこの目で予算計上していましたが江陵高校や幕別高校教育振興会への補助金につきましては、所管事務の変更によりまして、平成 23 年度からは教育費で計上しているところであります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金 10 株分であります。

次に、17 目基金管理費 203 万円、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれ基金へ積み立てるものであります。

次のページになります。18 目電算管理費 4,186 万 2,000 円、本目は電算管理及び処理業務にかかわる費用であります。11 節需用費は、各種納付書などの印刷製本費、それから各種パソコンシステムにかかわる修繕が主なものであります。

13 節委託料の主なものは、細節 10、電算システム運用委託料で、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

次のページになりますが、18 節備品購入費は、主には情報漏えいを防止するためのセキュリティシステムを更新するためのものであります。

19 目協働のまちづくり支援費 3,101 万 9,000 円、1 節公区長報酬や 19 節負担金補助及び交付金の公区運営費交付金及び協働のまちづくり支援事業交付金が主なものであります。

20 目総合支所費 1,357 万 7,000 円、本目は忠類総合支所にかかわる運営経費等を計上いたしております。

1 節報酬につきましては、地域住民会議委員 15 名の報酬、7 節賃金は 5 名の臨時職員にかかわる賃金であります。

次のページになりますが、11 節需用費や 12 節役務費など、事務的経費にかかわるものが主なものであります。

次のページになりますが、2 項徴税費、1 目税務総務費 146 万 5,000 円、1 節の固定資産評価審査委員会委員報酬のほか、賦課事務等に係る事務用経費及び 19 節負担金補助及び交付金、細節 4、十勝圏複合事務組合負担金、これは滞納整理機構への負担金であります。これらが主なものであります。

細節 9、地方税電子化協議会運用関係費負担金は、電子申告の運用、維持経費にかかわる負担金であります。

次、58 ページになりますが、2 目賦課徴収費 2,214 万 8,000 円、本目は賦課徴収にかかわる費用であります。

12 節役務費、細節 19、コンビニ収納手数料につきましては、コンビニに対し 1 件 60 円の手数料を支払うものであります。平成 23 年度は延べ 2 万 2,000 件利用の見込みであります。

細節 20、インターネット購買等利用料につきましては、平成 22 年度の納入実績が 7 件で 23 万 9,499 円であります。

13 節委託料は、昨年度より増額となっておりますが、これは次のページになりますけれども、細節 10、路線価算定委託料であります。平成 24 年度が評価がえの基準年度が当たるため、その前年度であります平成 23 年度に委託をする関係から大きな増額となっているところであります。

23 節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴う還付金であります。

3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費 1,082 万 6,000 円、本目は戸籍及び住民登録事務にかかわる費用であります。

13 節委託料は、次のページになりますが、細節 8、戸籍電算システム保守点検は、電算化された戸籍システムの委託料が主なものであります。14 節使用料及び賃借料は、細節 20、戸籍総合システムブックレスソフト使用料が主なものであります。これも戸籍の電算化に伴うものであります。

18 節備品購入費は、本年 10 月から予定のパスポートの発行業務を行うための機器類 3 台の導入にかかわる経費であります。

続きまして、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 43 万 5,000 円、本目は平常時の選挙管理委員会開催にかかわる費用であります。

次のページになりますが、2 目知事道議選挙費 645 万円、1 節報酬の投票立会人などの報酬、7 節賃金の臨時職員賃金のほか、事務的経費などあります。また 13 節ポスター掲示場の設置経費など、知事道議選挙にかかわる費用であります。

次のページになります。3目町長町議選挙費 862万7,000円、1節の投票立会人などのほか、町長町議選挙にかかわる各種費用であります。

4目農業委員会選挙費 160万3,000円、本年7月に執行予定の農業委員選挙にかかわる各種費用の計上であります。

参議委員議員選挙費は廃目であります。

次のページになりますが、5項統計調査費、1目統計調査費 189万6,000円、本目は各種統計調査にかかわる調査員の報酬ほか、事務的経費にかかわるものであります。

なお、昨年は5年に1回の国勢調査の実施年であったことにより、本年は大幅な減となっております。

続きまして、6項監査委員費、1目監査委員費 244万4,000円、1節の監査委員報酬のほか、監査業務にかかわる経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

谷口委員。

2番（谷口和弥） 2番谷口和弥です。

53ページ、16目諸費にかかわって、1節報酬、ここで昨年度の予算の中では、盛り込まれていて、ことし削られているものがあるわけなのです。平和講演に対する講師の謝礼代が削られているわけなのです。昨年は、私も参加させていただきましたけれども、被爆者の方から講演をいただいて、多くの町民が参加して、平和に対する思いを深めた、そういう意義のある集会であったかというふうに記憶しております。なぜなくなったか、そしてどういうふうに昨年の事業を評価されているのか、この2点をお聞きしたいのが、1点目です。

もう一点ありまして、同じ53ページのこの16目諸費の19節負担金補助及び交付金の中で、8番地方バス路線維持費補助金 670万円ということであるわけですが、住宅地の張りつき状況などは、それぞれの見直しについては、今までも何回か発言させていただいたところでもあります。そのことがどうなったかということ、それから去年は290万円ということがここで予算計上されていたのですが、今回は670万円と、大変金額が大きくなっています。その理由についてお答えをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 始めに、私のほうから平和講演会のことについてお話しさせていただきます。

谷口委員がおっしゃられたとおり、平和講演会、昨年、非常に有意義なものだったというふうに私どもも考えております。

本年につきましては、実は講演していただいた方が非常に高齢の方で、ちょっとなかなか日程的にも昨年は無理にお願いをしたというようなこともあって、ちょっと隔年ぐらいにさせていただけないでしょうかというお願いもあって、講演会自体は今年度は行わない予定でございます。ただ、冒頭申し上げましたとおり、非常に有意義なものだったというふうに私どもも考えており、今回は町民参加の形でできないかというふうに考えております。昨年も町民の方から折りヅルを募りまして、寄附というか、折っていただいて、それを長崎と広島の実爆記念館のほうに贈らせていただきました。本年度もそれをやる予定でございます。

もう一つは、毎年、原爆写真のパネル展を行っておりますが、それに合わせまして、町民の方から平和に関する絵あるいはメッセージ、そういうものを集めて、原爆パネル展と一緒に開催しようかなと。

さらに、その際に、原爆に関するビデオを広島の方から借りることで、今、予定をしております。そのビデオの上映会、こういうようなことをやろうかなというふうに考えております。若干、昨年と

は違った形になりますけれども、開催しようと考えております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 地方バス路線維持費の補助金についてであります。この補助金は、幕別町でいいますと、民間のバス、十勝バスが運営をいたしますバス路線に対して、わかりやすく申し上げますと、赤字分を国と北海道が補てんをして、さらにその補助要件から外れた部分について、幕別町が補助をしているものであります。

昨年と比べまして大きく変わっておりますのが、町内で対象となっている路線が帯広から幕別まで来ている幕別線、それから南商あかみや線、それから帯広陸別線、広尾線、この4路線があるわけですが、去年は幕別線で160万円ほど、それから南商あかみや線につきましては75万円ほど、帯広陸別線につきましては125万円、広尾線については約9万円という金額でありましたが、民間バスの経常損益がかなり増加をしております。それは乗車率がかなり下がっているということから、経常損益が下がった分、その分、町の負担がふえた。さらには、国と北海道の補助金をいただくためには、一定の乗車密度がないと、国と北海道の補助の対象からカットされるという制度になっておりまして、その乗車密度が5人という限度がありまして、5人を下回ることから、広尾線にあつては、特に大きく、去年の8万9,000円からことしの新年度の見込みでは200万円と見込んでおります。帯広陸別線も125万円が220万円というふうに見込んでおります。他の2路線については、前年と同額であります。

質問の答えが前後しましたけれども、住宅の張りつき状況云々ということでございますけれども、これにつきましては、これまでもご答弁させていただいておりますとおり、民間のバス事業者が住民の利用者の方々の利便性を考慮して路線を選定、指定をしております。この現状の中で、さらに札内地区、住宅の張りつき状況というのは、札内の北地区のことを言われているかと思っておりますけれども、現状7号のところまで行っておりますが、それをさらに10号までとかということになりますと、これ以降、陸別線ということになりますと、3時間半の長大路線でありますので、なかなか難しいのではないかとということで、これまで新たに大きく路線を変えるということには至っておりません。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

2番（谷口和弥） 一つ目に質問いたしました平和講演会の謝礼の件でありますけれども、謝礼としては計上されていないけれども、町民参加型で違う形で町民への啓蒙を図っていくということでありませう。そういうことであれば、納得ができるお答えをいただけたかなというふうに思いました。

二つ目のバスの維持費補助金のことでもありますけれども、どういったことで、そういった金額がふえているかについては理解をいたしましたけれども、バス路線の運行については、引き続き町民の意見も聞きながら、検討を続けていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 2点ですけれども、1点目は45ページの一般財産管理費の中の関連というような形で、テレビ中継局の保守点検というのがありますので、ここに関連しまして、いよいよ7月からスタートいたします地デジの対応についてお尋ねしたいというふうに思います。

これまでもここにかかわりましては、受難地域があるということで、町内のそれぞれの地域の手だてをとっていただいて、7月までは間に合わせていただくということでお話、やりとりをしてきた経過がございます。現時点で、どのような、それぞれ受難と言われている箇所がどこどこあって、そこにどんな対応をされて、7月にはどんな状況でスタートできるのかということが一つです。

それからもう一つ、全員に見ていただくということで、生活困難者、これちょっと民生のほうにもかかわってきますが、チューナーの提供もごございますね。こういった点についても十分なきちっと普及されるように、手だてをとっていただけるのかどうか、伺います。

それから、57 ページであります。税務総務費の、毎回お尋ねしております 19 節負担金補助及び交付金の 4、十勝圏複合事務組合の負担金、滞納整理機構であります。この 410 万円、今年度は滞納整理機構にゆだねる債権、内容について、件数、金額、どのぐらい予定されているのか。それと、その基準を、改めてどんな基準で滞納整理機構にゆだねられるのか、伺います。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 始めに地デジ対策についてであります。

昨年の 8 月に新聞等で公表された時点におきましては、幕別町においては、3 地区 14 世帯というふうに報道されておりました。その際には、3 地区 14 世帯でありましたが、現行におきましては、2 地区 30 世帯が現状では受信できないとしております。2 地区につきましては、1 地区が古舞地区、古舞地区は 12 世帯、途別地区におきましては 18 世帯。

古舞地区につきましては、ここは難視地区でありまして、現状ではなかなか高いアンテナを建てても受信をすることが困難ということから、現在は各関係機関とも協議をしておりますけれども、7 月の時点では衛星デジタルで対応せざるを得ないのではないかとということで、これはその際にはそれらの機器につきましては、すべて国が対応するというようになっております。

この 12 世帯のうち、民間の方は 1 人でありまして、ほとんどが教員住宅、それから学校、保育所ということでありまして。

途別地区につきましては、これは電波が混信する混信地区といわれておりまして、こちらは高性能アンテナと特別仕様チューナーの組み合わせで対応できるということから、当初は 3 月中に工事に入る予定でしたけれども、ずれ込んでおりまして、4 月に入ってから工事に入って、途別地区におきましては、世帯数を言い忘れましたが、18 世帯ですが、解消の見込みであります。古舞地区にあつては、先ほど申し上げたとおり、地上波としての受信は当分の間難しいということで、今後またどのような対応をしたらいいか、考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○1 番（中橋友子） チューナーはここで聞いてはいけないのかな。

○企画室参事（伊藤博明） 生活保護世帯などへの地上デジタルチューナーについては、今現在、七十数世帯に対して対応していて、まだ完了はしておりませんが、現在対応中ということでありまして。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 十勝圏総合複合事務組合負担金、滞納整理機構の関係でございますけれども、ゆだねる内容でございます。

件数でございますけれども、現在、予算措置してございますのは、13 件予算措置してございます。内容は、新規が 10 件、継続が 3 件というような考え方でございます。

金額でございますけれども、恐らく引き継ぎ額ということになろうかと思っておりますけれども、この 13 件につきましては、まだ決定はされてございませんので、どの方を引き継ぐというような内容についてはまだ未定でございます。

実は、その関係でございますけれども、12 月中旬に引き継ぎ予告書を合わせた催告書を各該当されるだろうという方に発布してございます。これにつきましては、91 件の方に発送してございます。2 月の下旬でございますけれども、引き継ぎ予告書の最終催告書、これはその後発送しまして、税務課のほうに協議された方等を除きますけれども、これが 56 件該当してございます。今現在、それについて 56 件の内容を協議中でございまして、最終引き継ぎ決定が 3 月 31 日というふうに予定してございますので、今のところまだ 13 名の方の決定はしてございませんし、13 名がひょっとしたら 10 名になる、そういう減るという可能性も持っておりますので、まだ未定だということでご理解願いたいと思っております。

それから、基準でございますけれども、これにつきましては、今回の一般質問でもございましたと

おり、金額、大口の滞納者、あるいは滞納累積が多くなる方、あるいは財産、あるいは収入とかあるのですけれども、一向に税務課のほうに協議をなされない、あるいは相談をなされないというような方を中心にして考えてございまして、これにつきましても、今までどおりの考え方で基準のもとに考えてございすけれども、3月下旬までは該当者の決定はできないのではないかなというふうに考えてございすので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 始めに、地デジのほうですが、状況はよくわかりました。

それで、一つは途別地区の18世帯の混信をしているところですね。これ、古舞地区については、当分難しいということで、当面の手だては国がきちっと財政措置もしますよということですね。ですけれども、この途別地区も工事については、当然個人負担ということではないと思うのですが、こういった施設を建てて後にいろいろな管理を要する、故障が、アンテナを建てたりするわけですから、そういうときの経費については、何か国の費用にはなっていないのだというようなことも聞いておひまして、つまり個人負担になってくるようなことも聞いておひまして、こういった制度がえによるものが個人負担になっていくということにも矛盾を感じるものですから、その点はどうなっているでしょうか。

それから、当分、古舞地区は難しいということで、そういう場合はずっとこういった対応が続けていかれる、保障されているのかどうか伺ひます。

それと、滞納整理機構のほうです。

去年の決算のときに、ゆだねて回収をお願いして、実際に回収もされておひましたけれども、ゆだねた経費と回収された経費がそう変わらないというようなこともありまして、きちっと町で対応すべきだというふうに提言をしてきたところなのですが、ことしはどんなことになっていくのかなというふうに思ひます。

それで、一つは、今回、大口の滞納ということをおっしやられましたけれども、この大口の滞納にかかわりまして、かなりの部分が税の滞納と、それからそれにあわせまして、滞納延滞金というのが加算されておひますよね。この延滞金も相当な金額に上っているのではないかなというふうに思ひますが、実際にゆだねる人の内容、滞納金と延滞金の割合はどのぐらいになっているのか。延滞金は14%以上加算されていると思うのですが、どういう状況で加算されているのか。そして、支払いのときには、元金も延滞金も一緒に順々に払っていくということをとってられると思うのですが、そういった解消の仕方はどういうふうになっているのか伺ひます。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 地デジ対策についてであります。

途別地区18世帯のうち、教員住宅の方も入っておりますが、対策にかかわる高性能アンテナと特別仕様チューナー、これは全額、国が無償で提供いたします。

その後、どうなるのであろうかということですが、これは共同アンテナではありませんで、各家庭に設置するものですから、我々が通常テレビを見るのと同じように、ただそのアンテナの機能、それからチューナーの機能が通常の我々のものよりも精度が高いというものでありますので、万一、10年後とかに壊れた場合に、では国が持ってくれるのかということ、それは負担は個人負担ということになるかと思ひます。

それと、古舞地区につきましては、先ほども申し上げましたとおり、12世帯のうち、個人の方が1世帯でありまして、この方ともお話をしておひすけれども、当座、2015年の3月までという期限をもって、もし共同アンテナを設置するということであれば、それが期限なわけですけれども、その方ともお話をしておひすけれども、年齢的な問題もございまして、今現在、判断はなかなか難しいということでありまして、費用もかかるものですから。ということから、設置はいいのですけれども、その後の管理費用というものが生じてきますので、ですから、それ以外は学校、保育所、近隣センターでありますので、内部の中で5年後といつても、もう今から4年後になります、2015年3月ですから、

に向けて、どのように対応していくか。その時点では、さらに現在よりも精度の高いアンテナが開発されるかもしれませんので、状況を見てまいるといふことでもあります。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 滞納整理機構の平成 22 年度の状況でございますけれども、大口滞納に係るかなり部分があるということございまして、まず基本的に前もご説明したかなと思うのですが、平成 22 年度引き継ぎ案件につきましては、町外の方につきましては 50 万円未満が 2 名、それから 50 万円から 100 万円未満が 2 名と。それから、町内の方につきましては 50 万円から 100 万円未満が 2 名、それから 100 万円から 150 万円が 2 名、それから 150 万円以上が 2 名という内容になってございます。

したがって、基本的には本当に滞納が多くて、対応に苦慮されているというのが基本でございます。その 22 年度、現在までの状況でございますけれども、引き継ぎ額が 1,328 万 8,000 円でございます。そのうち、収納されていますのが 395 万 9,000 円。したがって、収納率が大体 29.8% というような形になってございます。分担金につきましては 100 万 2,000 円という内容でございます。

聞かれました税と延滞金の関係でございますけれども、このような金額が大口になってございまして、基本的には大半が税のほうに収納されているという内容でございます。延滞金もその日その日で変わってきますので、ちょっと延滞金と税の割合というのは算出していないのが現状でございます。

回収の方法でございますけれども、これ滞納整理機構で実施してございまして、滞納整理機構につきましては、財産調査等につきましては、4 月に滞納整理機構に移譲しまして、その後すぐ財産調査、あるいは個人のほうに照会をかけて、そしてまず個人との折衝をすぐやっているという状況でございます。個人の折衝で誓約されて納入される方、それから言葉悪いですが、折衝されない方につきましては、やはり給料あるいは預金等の差し押さえに基づきまして、給料あるいは預金の差し押さえをしますと、すぐ滞納者の方も折衝されるというようなことで、納入のほうに引き継がれると。その時点で、誓約をされて納入をされるというような形でございまして、ただ中に 1 名でございますけれども、全く折衝のない方もいるというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 地デジの関係はわかりました。これから動いていくことでありますので、負担ですとか、管理費ですとか、推移はぜひきちっと見ていていただきたい、このように思います。

滞納整理機構自体のそのシステムが行政の仕事、そんなところに渡すものではないということの考えで、ずっと臨んできたのですけれども、その考えは変わっておりません。それで、今回もかなりの金額ではありますが、しかし接触のある方、ない方、それぞれいらっしゃいます。ここで、私、今回滞納の延滞金のことについても伺うのは、滞納整理機構に渡るだけではなくて、町の中で直接回収されている滞納者についても延滞金は相当な金額になっているのではないかとこのように思うのです。今、お答えでは税のほうに回される。つまり回収された場合に、分割などで納入された場合に、その金額が元金に優先されているというふうに考えてよろしいのでしょうか。それは、滞納整理機構でどうなのか。それから、町で直接回収しているときにもどうなのか、伺います。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） ただいまの質問ですけれども、ご指摘のとおり、基本的には本税優先でいっています。まず本税を完納されるというのが基本でございまして、その後、延滞金について、これまた大変な話でございますので、お話をさせていただいて、どういうふうに対応するか決めさせていただいているのが現状でございます。本税入った段階で、延滞金残るのですけれども、これも誓約で分納というような形になろうかと思っておりますので、その辺については、完納後、相談させていただいているというのが現状でございます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 税を払えない方たちにとって、税の元金はもちろんですが、加算される延滞金の負担というのも大変なものがあるわけですね。それで、町の考え方として、その元金に入れられているということは、これ確認させていただいていいですね。その上で、課税者に対して、納入される方に対して、元金と延滞金については、区分して指導はされていませんよね。要するに、あなたは、例えば100万円なら100万円の元金の未納があって、それに対して延滞金はこれだけだと。一括して書類が届いているわけですね。それに対して、分割をして払うというときには、税の部分の分割でこれだけですよというふうな指導は、実際にされているのですか。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 確かにうちのほうで対応してございます。誓約書等につきましても、当然元金と延滞金を含めた金額で誓約書をいただいております。これについては、基本的には大口滞納者といえますか、大口の方につきましては、全額を基本的には1年、あるいは1年を越えますとまた2年以内というような形で誓約をとってございますけれども、それで全額納められるという形には到底ならないというのが実情でございます。それが最終納期に残額を持ってくるような形のやり方をしていますので、あくまでも支払い能力の範囲内の誓約を1年以内、あるいは2年の最終以内のところで押さえてございますので、その間かかる延滞金については、そのまま残ってくるというのが実情でございます。そのような対応をしか、今のところ納税者に対する考え方としてはできないのかなというふうには考えています。最善の方法だというふうには考えています。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） ちょっと整理してお尋ねしますが、滞納整理機構については、今渡される金額、中身、人数、予定されているのがわかりました。それで、そこでは、まずどうしても応じてもらえないときには、差し押さえをやっていると。それは、預金ですとか、給料をやっているということでありまして、この辺の判断についても、給料を差し押さえたら、飛んでくるというようなことをおっしゃられましたけれども、結局、その辺、給料の差し押さえも法で決められていまして、生活費は差し押さえてはならないということがありまして、それを越えたことはやってはならないわけですが、通帳に入ると、それ預金と見なして差し押さえをする。だから、滞納者は1円もお金がなくなって飛んでいくという実態ではないでしょうか。こういうのは、私は指導だというふうには思わないのですが、いかがですか。

それともう一点、税の滞納のほうなのですけれども、結局、分割の税の徴収全体にかかわってです。滞納整理機構だけではありません。徴収にかかわって、相談なされて、分割をして、支払いを求めるということで対処されていらっしゃるのですが、そのときに役場側から3年間なら3年間という期限を決めて、それを滞納総額で頭割りをして、分割をして何回で払っていただくというようなやり方をされていると思うのですよね。あくまでも、分割の金額というのは、その方の支払いの能力実態に応じた金額の定め方ではなくて、滞納総額をこちら側の期限を決めた中、で割り返していくというやり方になっていると思うのですが、それはいかがですか。

○委員長（乾 邦廣） 済みません。大変、質疑の途中でございますけれども、この際、11時20分まで休憩をいたします。

11:11 休憩

11:20 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） ただいまのご質問でございますけれども、まず差し押さえに係る預金あるいは給料、生活費は差し押さえられないということでございますけれども、これは機構でも、それから町でもそうでございますけれども、基本的に給料の差し押さえにつきましては、生活費あるいは租

税公課、これら等の係る経費につきましては、差し押さえはできないというような形になってございまして、それに基づいて両者とも実施しているという内容でございます。

次に、分割あるいは支払いの対応でございますけれども、3年間分割して支払える能力を超えた分割の支払いを求めているのではないかというような形だと思っておりますけれども、これにつきましては、基本的に滞納が現年度分につきましては、一応翌年の5月まで、これについては誓約で分割納付になりますけれども、これは割った金額、分割の回数で割った金額で出しております。ただし、納税者の支払い能力もでございますので、分割の範囲内で支払える金額を相談いたしまして、それを納めていただいて、あと残った金額につきましては、翌年度にまた分割誓約をしていただくというような形をとっております。

それから、滞納の大口滞納者、こういう方たちにつきましては、1年とか2年とか区切らず誓約をしていただいているという内容でございます。これもその支払者の生活能力がありますので、金額はある程度固定はして一応誓約していただいております。これはうちのほうで決めるのではなくて、納税者の方がどのぐらいの支払いをできるのかということで、その金額、納税者の方で出た金額につきましては、その金額で誓約をいただいている。ただし、その金額がそのまま支払えるかという、その時々で納税者の生活状況が変わりますので、それについては支払いできないというときににつきましては、その金額についてもまた誓約の範囲内で支払っていただくという考え方を基本としてございます。

ただ、納税者、生活状況もあるのですけれども、たまたま預金調査しますと、それ相応以上の預金がされているという方もおりますので、そういう方については多くいただくというような形をとっております。

ただし、納税者の生活に及ぼすことのないような範囲内でいただくというような形でございます。

町としての差し押さえの考え方につきましては、あくまでも初めて差し押さえをさせていただくか、誓約を守れなかった方についての差し押さえとかというのは、全額は絶対いたしません。まずは生活に必要な金額については、預金調査でも預金の差し押さえは残しておくという考え方でございます。ただし、いつまでたっても誓約はされたけれども、支払いをしていただけないという方については、また納税相談にさせていただくというような形で、そのような方には全額差し押さえはさせていただいているという事例はございます。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 一つは、滞納整理機構の扱い方、それから町の扱い方、違っていないかなということはあるんですが、お給料は差し押さえしていませんと、生活費はしていませんというお答えであります。それがいったん預金通帳に入るとどうなっているのですかということですね。

これは町の場合は、今、課長がおっしゃられたように、実態を掌握して、そしてたくさん財産がある人はいただきますよ。これは私は特別そのことは問題だというふうには思いませんけれども、問題なのは、やはり生活に困窮している人たちが、名目は預金であっても、実際は給料だ、生活費だということが差し押さえられていませんか、滞納整理機構でそういうことしていませんかということです、一つは。

もう一つは、町はしていませんということでありますから、そこは町民の暮らしを守ることと徹底していただきたいというふうに思いますし、分割の点でもうちょっと細かく聞きますけれども、現年度分については、その納期までに割り返して、そして払っていただく。ですから、例えば、今、失業して、特に私たちは国保の相談が多いのですけれども、こういう人たちにぼんと課税されてくると。失業しているから収入がないのだけれども、家族構成やいろんな状況で10万円、20万円の税金かかっていますよね。そうすると、納期まで半年しかなくても、これを半年なら半年、6で割り返して、これではなかったら絶対だめですよというふうな指導をされているというふうに聞くのですよ。ですから、こういうことが実際にはもう失業していて、生活困窮なわけですから、もっと違った対処が

ないのかと、実態に合った対処できないのかということですが。

それから、私はこの滞納金、延滞金のことも、確かに納期まで納めないということに対するいわば罰金です。その14.6%という金利の高さ。本当に驚きます。今、貯金しても、何ぼ金利つきますか。もうわずかではないですか。そういうときに、そんなことと並べて考えるということが無理があるのかもしれませんが、その14%、厳しい方にこの金利が雪だるまになってついていく。14%となったら、もとのサラ金に近いような状況ですよ。こんな高金利がかけられて、そして、町としては元金に入れていると言っているけれども、しかし、当の本人たちは全部含めて分割で納めなければならないということで、いつまでたってもきれいになっていかないという、そんな現実があるわけです。私はこの町として、この延滞金については、極端に言えば、きちっと元金を割れば免除するか、そういう延滞金だけが後に残っていく。これだけどんどん払っていきなさいというようなことがないように対処できないものかと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） まず、1点目の給料ではなくて、給料が預金に入った場合の差し押さえでございませぬけれども、これも先ほど述べましたとおり、預金を差し押さえられているのですけれども、全額差し押さえるわけではなくて、ある程度その生活にかかる経費を除いた部分を差し押さえているというような形で、それも税務課のほうで基本ルールをつくりまして、このような形でやろうというふうに考えて実施しているのが現状でございます。

それから、2点目、現年度分の納期までに返すという、これだけではないとだめだというような形なんですけれども、確かに現年度分につきましては、誓約の相談が来ますと、翌年の5月までの基本的には月数で割って誓約をさせていただきます。ただし、翌年度の5月、出納閉鎖期になるので、それを超えた場合につきましては、一応翌年の税金もかかってくるのですけれども、それも勘案しながら、翌年のまた5月まででどのぐらい払えますかというような内容で、誓約をさせていただきますのが現状でございます。

それから3点目、延滞金の関係でございますけれども、基本的には本税優先ということで、本税の納期の納付になった場合については、残った延滞金については、そのまま金額が残るわけで、その後、延滞金はつきませんけれども、ただし延滞金免除にするかどうかにつきましては、私のほうでは判断できませんけれども、そのような検討も必要かなというふうに考えます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 預貯金の差し押さえについては、滞納整理機構も同じ対処だというふうに判断してよろしいのですか。町はそうしているということなのですが。町は生活費を残して、それ以外でないとしないうというふうにおっしゃられましたけれども、滞納整理機構も同じですか。そこが一つです。

それと延滞金のことについて、分割ですけれども、町民の方が滞納をすると。分割の相談ということで窓口に行くと。それで、自分の生活実態からいって、1カ月これだけだったら払えるのだけれども、こういう形で分割していくれないかというふうにしても、今、課長お答えになったように、最終は5月だから、これまでを全部月数で割ったら、1カ月これだけになるのだと。だから、これだけの金額でないと誓約書は書いていただけないのだというふうにして、支払いを求めるということですね。私はここは相談ではないというふうに思うのです。そこのそれが可能な人はもちろんそれでいいですよ。可能でない場合は、やはりその人の実態に応じて、ここからこの間一般質問も行いましたけれども、猶予ですとか減免ですとかいろいろあるのですけれども、そういった手だても含めて、状況に応じて、とにかく今のやり方ですと、機械的に割って求めると。そして、やむなく残れば、その残ったものを翌月から翌年に全部加えて案分して、また割っていくよということですよ。税を払えていない不安感と、そういったその気持ちはずっと町民の方持っているわけですから、それはそういうやり方ではなくて、そのときの生活の実態に合わせた、幾らだったら払えるのだということも含めて、きちっと相談に乗ってやるということが大事ではないでしょうか。

それと、延滞金だけが残ってしまうようなやり方は、やっぱり私は行政としては金融機関ではあるまいし、やってはならないというふうに思うのです。ですけれども、今、明快なお答えはありませんでしたので、重ねて伺います。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） まず、機構の関係で給料、預金の関係ですね。町といたしましては、さっき税務課長も答弁をさせていただいていますけれども、預金については、当然それぞれ個人の方々の預金でありますから、そこに残高があれば、当然、未納の分に対して見合う分程度を押さえさせようと。ただ、その前段申し上げましたように、生活状況等がありますので、それについては除いた額を差し押さえさせようと。

それと給与については、預金等差し押さえさせていただいても、なおかつ全然コンタクトもない、あるいは支払いもしないと。場合によっては、分納誓約していても、お支払いがないというようなことになった場合に、その方の事業主のところへ、うちのほうはあなたのところのだれだれさんの給与を来月から押さえさせてもらいますということで、給与についてはそういう手法をまずとっています。ですから、預金の次の段階、事業主の方をお願いをするという段階になるというのが現状でございます。

それと、納期までに分納誓約された方がなかなか履行がされないケースですけれども、基本的には税務課長が申し上げたとおりなのですが、ただ新しい年度の6月に来ましたら、また新たな現年度の税が賦課されるケースがやっぱり多いわけです。ですから、私どもの説明としては、前の分までの未納になっている税金については、極力5月なり6月までに分割して納めていただくほうがご自身のためにもいいですよという説明もしながら、納税誓約もさせていただいて、頑張ってくださいという説明をさせていただいております。ただ、それが結果的に、新しい年度でまた新しい税金が賦課される際に納まっていないというケースがあるわけですから、その場合については、またその納税相談の中で、では今後についてはどういったぐあいまでに納められるでしょうというやりとりをしながら、それぞれの状況をお聞かせいただく中で、相談をさせていただいているということが現状であります。

あと一つ、その際に、例えば未納になっている方々は、住宅ローンがいつまで終わるとか、あるいは車のローンがいつまで終わる。それから消費者ローンがいつまで終わるよというようなことで、償還時期も当然我々相談を受けまして、では、何月に消費者ローンが終わるのであれば、その1万円払っていたものを税金のほうに分割に上乘せをして、何とか納期までに納めてもらうようにご努力くださいというようなこともやっているということも、これは現実であります。

それともう一つ、延滞金の率のことで。これについては、一応14.6というのは法定であります。ですから、私ども一存でそれをまけてやるよとかと、下げてやるよとかということは、単純にはいかないのだらうと思いますので、これは十勝総合振興局あたりとも延滞金の率についての取り扱い、市町村としてどのようなことができるのか、これは相談をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 今の給与と預金の関係はわかりました。滞納整理機構についても、給与を差し押さえる場合は同じですね。その事業主の協力を求めて、そして場合によっては実施するということですね。

その場合に、例えばそういうことがなしに、以前もありましたけれども、給与が振り込まれた時点で預金と見なされて、それが全額押さえられるというような実態はないというふうに見ていいのですね。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 給与なり、それからそのほかの収入なり、場合によっては親からのや子供か

らの仕送りだとか、いろんな収入が未納者の方の預金通帳には入るのだらうと思います。預金通帳にその方の口座に入ったお金というのは、これはお金に色はついていないのですよね。ですから、それは給料なのか仕送りなのか何かの配当金が入ったのか、もともとのやつを預金通帳を移して金額を入れかえたのか、何かわからないのですよ。ですから、私どもとしては、預金通帳に入っているお金はお金に色がついていないわけだから、だからその方の財産というか預貯金ですよという認識で扱うしかないのかなというふうに思っています。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 全体が大体見えてきたのですけれども、やはり色がついていないというのは、そのとおりだと思います。だから、相談業務が大事になってくるのだというふうに思うのです。

機械的な対処というのは、やはり町の手を離れれば離れるほどなっていくのが現実だというふうに思います。確かにそれぞれの職員が出向して振興局の中に機構が設置されて、業務やっつけられますけれども、しかし町の手を離れているというのは現実でありますから、私はやはり町民に寄り添った対応をするというふうになれば、今、総務部長お答えいただいたように、内容をもっともっと吟味してやる。そのためには、町が直接やるということが一番望まれるということをお願いして、終わりたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

野原委員。

○7番（野原恵子） 野原です。

61 ページ、2 款総務費、選挙費全般にわたって質問をしたいと思います。

今、知事、道議、町議選がこれから行われるわけですが、その中におきまして、住民一人一人、有権者一人一人の意思が多く反映させることが、やはりおのおのの行政にとって大切なことだと思います。そのために、今、投票所が少なくなってきたりですとか、高齢化社会に向かっている、そういうさまざまな町民の生活のスタイルも変わってきております。そういう中で、やはり投票所を多く設けるですとか、高齢者に対する対処、投票方法どうするのか、そういうことを、今、検討していかなければならない時期に来ているのではないかと考えます。

それで、投票所をやはり地域が遠くなれば、なかなか投票に行けないという声も多く聞かれております。投票所を多く設定するですとか、投票方法を検討していくですとか、そういうことが必要だと考えておりますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 高齢化、過疎化、こういうようなことの影響で、非常に選挙に行くのも行きづらくなっているというようなこと、全国的にもそういうような話を伺っております。

ただ、私どもの町におきましては、現在 23 の投票所を設けております。その以前におきましては、30 ぐらいあったかと思っております。これが 15 年ぐらい前、10 年ぐらい前だったと思っておりますけれども。

実は、その再編した際に、地域の方々とちょっとお話し合いを持たせていただいております。それで、再編した際には 2 年ぐらいかけてお話し合いを持たせていただいて、再編、減らしたということでございますけれども、その際には票数が非常に少なくなっているところ、有権者数が非常に少なくなっているところ、大体 100 票を切ったところをめどにお話し合いをさせてきていただいております。主にそういうところは農村部ということでございます。

農村部におきまして、地域の方々といろいろ話した中では、農家の方々につきましては、農作業が始まる時ですとか、昼休みあるいは夕方終わってからと、ご家族まとまってくるというようなことが多いと。さらに、お車で、もともと車でいらっしゃるという方がほとんどでありましたので、そういうような実態から考えて、対応できるというようなことのご意見をいただいた結果、今現在、減らしたということでございます。

野原委員おっしゃるように、全国的には、さらにバスを出すですとか、そういうようなところもあるやと伺っております。ただ、今現状では、私ども今後、またさらに人口が減ってきた場合には、再

編するという事考えなければならぬのかもしれませんが、現在のところ、ふやす減らすというようになところを当面は考えておりません。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○7番（野原恵子） 有権者が少なくなっている、そういう現状もあるということでありまして、農村でも核家族が進んでいまして、1人で暮らしているですとか、そういう方もいらっしゃいます。投票所も遠くて、なかなか行かれない。そういうことであれば、人数が有権者が少なくても投票する、そういう場所の保障というのはひとつ必要だと思います。ですから、投票時間をどのようにするですとか、そういうことも検討しながらも、投票する場所の確保というのは、私は必要だというふうに思います。

それと、市街地であっても高齢化が進んでいまして、なかなか投票所までは行けない。特に天候なんか悪くなりますと、行かれないという現状もあります。そうであれば、何らかの送迎の方法ですとか、自宅での投票ですとか、そういうことも検討していく時期に来ているのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○委員長（乾 邦廣） 選挙管理委員会所長。

○選挙管理委員会所長（田村修一） 場所の確保、それと皆さんが投票しやすい方法を考えるということですが、実は平成15年から期日前投票という制度ができております。これまでは不在者投票ということがあって、当日選挙できない方、一定の理由があった場合には、不在者投票という形ができたのですけれども、それをさらに投票しやすくするという事で、期日前投票という制度ができております。

この際、この制度を用いまして投票されている方、平成22年の7月、昨年の参議院選挙ですけれども、これで実に21%の方が期日前投票の制度を活用しております。例えば町議選ですと5日間程度あります。参議院選、衆議院選、知事、道議だとかになりますと、9日から2週間ぐらいあると。そういう中で日にちが設定されているので、ご近所の方と誘い合わせていって、都合のいい日に来ていただく。そういうようなことをしていただければと、そういうことで制度できておりますので、そういうような制度をご利用していただきたいなと思っております。

もう一点、投票所の数ですけれども、ちょっと私、今、数字は持っていないのですけれども、管内でも幕別町は投票所多いほうでございます。そういった意味で、投票所については、現在のところふやすという考えは持っておりません。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○7番（野原恵子） 投票所の件につきましては、私は私なりの考えはありますけれども、今のお答えを聞いて、また検討していきたいと思っております。

それと、期日前投票が非常に多くなっているということなのですが、これはいろいろな事情があって、これはこれで有効な方法だとも思うのですが、この中でひとつ考えられるのは、高齢者の方は期日前投票であっても、なかなか交通手段の確保ができないというものもありまして、そういう手だてもこれからは必要ではないかというふうに考えます。その点はやはり検討課題かなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 投票所に行くのがなかなかおつらい方がいらっしゃるのだろうというようなお話なのだろうと思うのですが、先ほど総務課長からのお話もありましたように、期日前投票という制度が投票日当日以外に、投票できる制度が充実されてきているかなというふうに思っています。それは一定期間、1週間とか何日、その選挙によって期日前に投票のできる期間がありますよね。そういう場合には、もしどうしても自分の投票所が何かの事情で当日行かれない、そして距離的にもあるので、なかなか歩いて行かれないという方については、その期日前投票所の期間に、例えばお身内

の方だとか、家族、ご兄弟、ご親戚の方、そういう方がちょっとそこまで乗せていってくれるような、例えばですよ、そういったことも工夫としてはできるのかなというようなことは思っているのです。

うちの町は、確かにさっき総務課長も言ったように、全道的にも町村の数からいっても町村の中でも多いほうだと思います、投票所は。だから、それがいいのか悪いのかは別にしまして、そこまでうちの町はある程度地域地域に投票所が設定されている町なのだろうというふうに、私ども思っております、もしご不便がある方については、そういったいろんな工夫をする中で投票をぜひお願いをしたいと。

先ほど野原委員言われたように、郵便投票というようにお話されていましたが、これは法律上、別な制度がきちっとありまして、郵便投票できる方というのは、ごく限られた方というようなことになっておりますので、今の公職選挙法上で郵便投票を推奨するといいますか、それをPRしてやっていただくということには、なかなか無理があるのかなというふうなことも思っていますので、でき得れば、期日前投票のある程度の期間の中で、ぜひ投票ができるようなこともお考えいただけないのかなというのが正直なところです。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○8番（増田武夫） 何点かお聞きしたいと思います。

最初、ページの43ページ、広報広聴費、ここに当てはまるかどうかかわからないのですが、広聴のほうなのですけれども、住民の方と話しておりますと、もっと町の、町長を中心として住民の中に入って意見を聞いてほしいと。特に町長はいろんな単位で積極的に町民の意見を吸い上げる努力をしてほしいという、そういう意見をよく聞きます。そうした点でそういう計画は今後持っていけないのかどうか、それを1点お聞きします。

それから、51ページの交通防災費の中で二つお聞きしますが、防災対策消耗品費が84万7,000円組まれております。今回の地震の例を見ましても、やはりいつどこでどういう災害が発生するかわからないという点で、現在こうした消耗品費を組んだ暁に、どれほどの備蓄が、例えばかんばんでありますとか、そういうものがどのくらい程度あるとか、毛布だとかいろんなそういう備蓄が、どういう状況になるのかをお聞きしておきたいと思えます。

それから、21節の電気料が防犯灯の電球4,176万7,000円なのですが、これも町を明るくしていくには必要な予算だとは思えます。ただ、例えば忠類の町の防犯灯、非常に明るいのです。そのことは従来僕らも明るくということで、ああいう今忠類の防犯灯は色の違うものが二つついてやっているのですが、町民からは明る過ぎるのではないかと、もったいないという、こういう節約の時代というのもあると思うのですが、それが朝までこうこうとついているということで、これはもっと節約するためにLEDのものにかえるだとか、二つついているものを、場合によっては一つでいいのではないかとというようなこと、それから夜の12時ぐらいまでは明るくても、その後はもっと明かりを間引きするだとか、もっと落としてもいいのではないかと、そういういろいろな意見もよく聞かれます。そうした点で省エネに向かって検討すべきことがないのかどうか、お聞きしておきたいと思えます。

それから、ページの55ページの総合支所費であります。総合支所、合併のときに忠類総合支所の15年後のあれが27人と、そういう設定ですと進んで次第に減っていくのは、これはある程度やむを得ないことでもありますけれども、この総合支所がやはりやっぱりこの忠類地域、合併してきた忠類地域を支える大きな柱であることは、一般質問なんかでも出されたところでもありますけれども、やはり前の町全体の機構改革のときにも申し上げましたけれども、若干のリスクはあっても、忠類総合支所で仕事を残していく、忠類総合支所の仕事を一定程度確保していくというのが非常に大事なことでないかというふうに思うのです。そのことと、それから今来年度も大分人員が減るので、人件費が減るといようなお話も出ているのですが、そうした行政改革をやる中で、本庁のほうの職員の仕事量も相当ふえて、職員費のところでも議論になると思うのですが、時間外手当なんかも年々膨らんで、ことしよりも来年度がさらにふえているというようなこともあって、やはり仕事を総合支所と分担しながらやっていくということも大きな課題だと思うのです。

前回の機構改革のときには、例えば町有林の管理なんかは忠類に近いところに多いのだから、忠類に管理の中心を持っていくべきだという話もしたのですが、そのほかにも観光の面は忠類観光一生懸命やっているというか、そういう施設も多いというようなことで、その面は全部忠類に持って行っていただくか、それから支障のないような事務的なものの中心を、今、光ファイバーで結ばれて情報のやりとりは十分やっつけられるので、そういう問題も含めて、やはり多少のリスクはあっても、忠類にしっかりと持っていくことが必要ではないかというふうに思うのですが、それについてはどうか。

それから、59 ページなのですが、戸籍住民登録の関係ですけれども、そういうふうにはなっていると思うのですが、今回の地震、津波の災害なんかを見ると、役場そのものが根こそぎなくなって、ある町なんかでは、町長もいなくなってしまったというようなことですよ。そうしたことも考えて、今度のこういうシステムのいろいろな電算 IT 化なんかされて、戸籍なんかもそういうふうになっていると思うのですが、これのバックアップといいますか、ここがおじゃんになったときに、しっかりとそういうものが担保されていくのか、そのちゃんとどういうふうになっているか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 質疑の途中でございますけれども、この際、13時まで休憩をいたします。

11:56 休憩

13:00 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど請求がありました資料をお手元に配付してありますので、ごらんをいただきたいと思います。それでは、質問者に対するの答弁をお願いいたします。

企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） ご質問の1点目の広聴活動、特に町長と住民の方々のお話をする場の回数についてということでありまして、町ではまちづくり出前講座というものを実施しております。これは平成14年の6月から実施しております。

防災ですとか、保健医療などの講座のメニューをつくりまして実施しておりますが、その中で町長が語るまちづくりというメニューも設定をしております。実績で申し上げますと、平成19年が2件で44人、平成20年が4件で163人、21と22は今のところございませんが、これらについては、春の公区長会議の中でもこのような出前講座を開設しておりますので、ぜひご利用いただきたいというお願い、それから5月の広報誌でも出前講座のご案内をしております。このほかに、広聴活動という広い意味での広聴活動といいますと、公区長会議ですとか、あるいは公区の役員の方々に来庁いただいたときにお話をお聞かせいただく、あるいは広報モニター、それから役場支所等に設置しております意見投稿箱、私の声を町長になどで行っているところであります。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 私のほうからは、3点についてお答えさせていただきたいと思います。

1点目の災害備蓄品の状況についてでありますけれども、一つはアルファ米、これは白いご飯とか山菜おこわ、そういうようなものになりますけれども、これにつきましては5,000食です。それと水につきましては、1.5リッター入りのペットボトルを1,000本、毛布につきましては約2,500枚、あと簡易トイレにつきましては、これ使い捨てのものになりますけれども、1,200組、それと簡易なストーブ19基などを保管しております。その保管する方法につきましては、札内地区、幕別地区、忠類地区、それぞれに一定程度ずつ分散して、素早く迅速な対応ができるような配慮はしているつもりであります。

続きまして、2点目の電気料についてでありますけれども、忠類地区の明るさにつきましては、後ほど答弁をさせていただきますけれども、全町的な節電という視点について私のほうから答えさせて

いただきたいと思ひます。

まず、この防犯灯及び道路照明の点灯の仕方なのですが、基本的には周囲の明るさに応じて、センサーが働いて暗くなったら入って、明るくなったら消えるという形でやっております。それと、特にハイウェイ灯などの大型の照明につきましては、これは電気の使った量に応じて従量料金制で電気料を払う仕組みになっております。そういう照明につきましては、特に深夜の時間帯、夜の10時以降になるかと思ひますけれども、交通安全上支障のない範囲で自動的なタイマーを入れて、少し照度を落とすような形で節電を図っているところであります。それ以外に市街地の防犯灯、これは水銀灯で言えば80ワットクラス、ナトリウム灯で言えば40ワットクラスの照明になりますけれども、こういう照明につきましては、これは定額制ということになっておりますので、これはできるだけ水銀灯が使えなくなってきたのに応じまして、ナトリウム灯やLEDを導入して節電を図るという形で行っております。

続きまして、第3点目、戸籍のことですけれども、この戸籍につきましては、本町は電算化されているということがまずありまして、そして戸籍の原本にかかわるものについては、これは法務局のほうにも副本という形で保管されております。先ほど言いましたように、電算化されている関係で、紙媒体ではなくて、電子媒体の形で法務局のほうにはデータが複本として保管されております。

それと、本人から戸籍にかかわる届け出が出てくるわけですが、その届け出の原本は法務局のほうに提出することになっておりますので、その原本もありますことから、いざというときには、その法務局のデータをもとに再生可能であるということで問題はないと思っております。

それと、住民票とか戸籍の本町におけるデータの管理の仕方ということでありますけれども、これにつきましては、本庁舎以外の場所、これは具体的にセキュリティの関係がありますので、場所は申し上げられませんが、ほかの場所にもデータは保管してありますので、そういう面では問題はないかと思っております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 私のほうから、忠類総合支所の業務、あるいは人員配置等についてお答えさせていただきます。

職員の定員管理と申しますか、人員配置につきましては、定員適正化計画の中全体で、定員適正化計画に基づいて人員配置等全体の中で管理しているところでございます。そういった意味で、忠類の総合支所におきましても、業務の見直し、人員配置につきましては、全体の見直しの中で、今後、検討していくべき問題だと考えております。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 住民課長。

○住民課長（吉田隆一） 街灯照明の関係で、忠類地域の保安灯が明る過ぎるのではないかなというようにお話でございますけれども、まず忠類地域の街灯照明というのですか、そういうものが主に観光の意味合いを込めて整備されてきたことと、それと、国道、道道につきましては、町並みづくりの景観の中で整備されてきたようなことの経緯がございまして、それを兼ねた防犯灯の設置ということになりまして、基本的には1灯1灯が非常に明るいものになっているのではないかなという考え方ではおりますけれども、そのことをまずご理解いただきたいと思ひます。

それで、現在、忠類地域としては364本の管理本数を持っておりまして、デイルイト方式採用したものと、タイマー式で採用されているものがございます。その中で、節電ということに配慮いたしまして、観光用でありましても、夜中の12時半には必要のないところには消灯できるような方式をとっておりますし、また交換作業ができたときには、ある程度ワット数を減じたものに取りかえていくというようなことで節電の方法に考えて進めております。また、23年度につきましては、役場の裏の北12線道路でございまして、そこの照明について、一連のものの照明ワット数を減じていきたいかなというようなことで考えております。

また、LED の関係につきましては、これは全町的な考え方の中で考えていただけていただけると考えております。

以上でございます。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○8番（増田武夫） まず、広聴活動のことです。

どういう形で町民の意見なり要望を取り入れていくかというのは、その町の考え方でいろいろやっていくことだというふうに思います。そうした点で、みんなの意見をなるべく聞いてやっていくということで徹してほしいと思いますけれども、町長が出前講座という形でなくて、もっと積極的に年に1回はそれぞれの地域の意見を聞くような機会を、こちらから持っていくというような積極的な姿勢も必要なのではないかと、そう思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、備蓄の関係、こういうことで、いろんなテレビの情報を見ていても、今、緊急に毛布が必要だとか、いろいろな食べ物が必要だというようなことで足りないのだというようなことがありますけれども、こうした備蓄しているものを当面そこに送ってあげるだとか、そういう手助けする手だけではできないものか。今、緊急に向こうが必要としているわけですので、そういうことが積極的に今の時点でできないものか、そのことをお聞きしておきたいと思います。

今、備蓄されている5,000食、それから1.5リッターの水、1,000本とか、こういうものが今これで十分かどうかというものは、僕の今の判断はできないのですけれども、今後のいろんなことを考えて備蓄をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それからもう一つ、節電の関係。いろいろ工夫されて、夜になってそれこそ12時を過ぎたら暗くなるだとか、いろんな形で今これだけ節電ということが叫ばれていますので、積極的にLEDのものにかえていくとか、以前にもそういう議論ありましたけれども、かえていくとか、そういう節電に努力していただきたいと思います。決して町が暗くていいということを言っているのではないので、誤解しないでもらいたいと思います。

それから、戸籍だとか住民票、その他の関係、心配なく保存されて、ここが重大な災害に遭っても、そういうものがきちんと手当されているということで安心いたしました。

それから、忠類総合支所の適正な配置の関係、先ほども言いましたけれども、やはり効率だけでこっちに集めてくれば効率的だということだけで、いろんな仕事をこっちに集めるということではいけないということで、リスクがあっても、やはり総合支所もきちっと機能して、こっちの仕事もきちっと分担しながら労働時間、無理な労働が全体で偏った無理な労働にならないような工夫をもう少しすべきではないか、そういう観点でこれからの機構改革をきちっとすべきではないかと、積極的なそういう姿勢を持つべきだと思いますけれども、この点について再度お聞きしておきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 企画室長。

○企画室長（堂前芳昭） 広聴活動についてのさらなる積極的な活動ということでございますが、先ほど企画室参事がご説明を申し上げましたが、それらの以外の部分でより広聴活動が充実できる、さらには、するような工夫も踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 防災備蓄の関係でございますけれども、まず、今、備蓄しているものを被災地に対して送ることはできないかというようなお話でございますけれども、今、被災地のほうに物を送る手段がとまっております。受け付けをしていただけないというような現実もありまして、これがまた再開できるような状況になりまして、上層部のほうからも、またそのような要請がありましたときには、私たちのほうも対応していきたいというふうに考えております。

もう一点は、今、備蓄しているもので十分なのかというご質問でございますけれども、決して十分、これは災害の状況によりますので、言えないと思いますけれども、商工会だとかいろんな機関との今災害救助に対する協定というのを結んでおりまして、災害時に対してはそういった方たちの力をいただきながら、住民の生活を守るように対応していきたいというふうに考えております。

- 委員長（乾 邦廣） 住民課長。
- 住民課長（吉田隆一） 防犯灯の省エネに LED 等を積極的に活用して取り組んでほしいというようなご意見でしたけれども、それは基本的にそのとおりだと思いますので、これは 12 月の補正予算でも上げましたけれども、1,500 万円の交付金事業、そういうような財源なども有効に活用いたしまして、今後ともそういう LED 等の照明につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。
- 委員長（乾 邦廣） 総務部長。
- 総務部長（増子一馬） 職員の配置関係でありますけれども、いずれにしても、職員数については、昨今、減少傾向になってございます。特定の部局に負担がかかるとかというような問題点もいろいろあるわけでありまして、町といたしましては、平成 23 年度中に新たな行政改革の部会の中で、組織機構の見直しと同時に、職員の適正配置ということについて、まず内部検討させていただこうというふうにも考えてございます。
- その中で、総合支所、本庁の役割、それぞれどういった形がより効率的なのかということも踏まえて、内部検討させていただきたいと思っております。
- 委員長（乾 邦廣） 増田委員。
- 8 番（増田武夫） 最後の総合支所の関係でありますけれども、効率化、合理化の観点だけから論じるのではなくて、やはり合併の経過も踏まえて、忠類地域の総合支所の役割、これが機能することが忠類地域の急激な衰退といえますか、人口の減少などに歯どめをかけていく上でも非常に重要なことだと思いますので、効率化だけの観点から論じるのではなくて、先ほど言ったような観点で、ぜひともその機構の見直し、その他のときには、配慮すべきかというふうに思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。
- 委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。
- （なしの声あり）
- 委員長（乾 邦廣） 2 款総務費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了をさせていただきます。
- 次に、3 款民生費に入らせていただきます。
- 3 款民生費の説明を求めます。
- 民生部長。
- 民生部長（菅 好弘） それでは、3 款民生費のご説明をさせていただきます。
- 66 ページをお開きください。
- 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、本年度予算額 2 億 7,006 万 7,000 円であります。
- 1 節報酬は社会福祉員、これは民生委員の方々に委員をお願いしておりますが、62 人の方々の委員報酬ほか、民生委員推薦会開催に伴う 6 人分の委員報酬でございます。
- 9 節の旅費は、費用弁償が主なものであります。
- なお、本年は社会福祉委員の道内研修に係る費用を計上しております。
- 11 節の需用費は、戦没者追悼式に係る消耗品費及び食糧費などであります。
- 19 節の負担金補助及び交付金の主なものは、細節 4 の社会福祉協議会の運営及び各福祉団体の支援分に対する補助金、細節 5 の民生委員活動費交付金などあります。
- 20 節の扶助費は、細節 1 の生活困窮世帯扶助のほか、細節 2 は下水道料等扶助でございます。21 年度の下水道料改定に伴いまして、低所得者世帯等に対する扶助を行うものであります。
- 67 ページになります。
- 28 節繰出金は、国保特別会計への繰出金であります。
- 2 目国民年金事務費、本年度予算額 324 万円であります。
- 国民年金の事務に要する経費で、7 節賃金は嘱託職員を配置し、年金の資格異動や免除申請等の事務を行うものであります。

3目障害者福祉費、本年度予算額4億6,692万3,000円であります。

1節報酬は、障害者福祉計画策定委員10人に係る報酬で、本年度は第3期幕別町障害福祉計画の策定をしていただくものであります。

8節報償費の細節3は、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業を実施するに当たり、要約筆記者のサービスを必要とする障害者への支援に係る費用であります。

細節4は障害者の就労支援を行うもので、前年と同様、役場や民間企業において職場体験を行っていただくものとするものであります。

68ページになります。

12節の役務費は、細節15の障害程度区分認定審査に伴う主治医意見書作成手数料、細節18の障害者支援費の支払い業務を行う国保連への支払い手数料が主なものであります。

13節委託料の細節5は、障害程度区分認定に伴う訪問調査委託料、細節6は地域活動支援センターひまわりの家に係る委託料、細節7から細節11につきましては、町が地域生活支援事業を行う各種障害福祉サービスに係る委託料となっております。

19節負担金補助及び交付金の細節3は、身体障害者用として自動車を改造するための補助金、細節4は身体障害者の免許取得費に対する補助、細節5は障害のある方が、他市町村の地域活動支援センターを利用する場合の負担金となっております。

69ページをお開きいただきたいと思います。

20節扶助費になりますが、細節1は障害者の施設サービスや居宅サービスに係る支援費、細節2は特定疾患患者に係る通院費の扶助、細節3は障害者の日常生活用具扶助として、ストーマ用装具などの購入に係る扶助、細節6は腎臓機能に障害を持つ方が、人工透析を受けるために係る交通費の助成、細節7は重度心身障害児を持つ家庭への見舞金、細節9は障害者の自立支援医療費に係る扶助費、細節10は地域生活支援事業などの障害福祉サービス費に係る自己負担額が、月額負担上限を超えた場合の扶助となります。

細節11は北海道が規定する特別対策推進事業におきまして、市町村が実施主体となる事業に係る扶助費となっております。

4目東十勝障害認定審査会費、本年度予算額282万5,000円であります。

障害者自立支援法の施行に伴い、幕別、池田、豊頃、浦幌町、東部4町で共同設置しております障害程度区分認定審査会に要する費用で、月1回程度の開催に係るものであります。

70ページになります。

5目福祉医療費、本年度予算額7,491万5,000円であります。

本目は重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に要する経費を計上しております。

平成23年2月末現在の対象者は、重度心身障害者が419人で、前年度に比較しまして25人の増、ひとり親家庭の方は926人で24人の増となっております。

71ページになります。

6目老人福祉費、本年度予算額9億1,996万6,000円であります。

本目は高齢者の方々の生活支援や介護予防に関する事業及び敬老会、老人クラブ、健康増進センター等の生きがい事業など、高齢者福祉に関する経費を計上しております。

高齢者の状況で申し上げますと、2月末日現在の幕別町の人口が2万7,443人、うち65歳以上の人口は6,863人で、高齢化率は25.01%となります。

1節の報酬は、老人ホーム入所及び生活支援ハウス入所に係る判定員の報酬であります。

8節報償費は、敬老祝い金が主なものであります。

11節需用費は、忠類地域と幕別地域の2カ所において開催する敬老会に係る費用が主なものとなっております。

72ページになります。

12 節 役務費は、細節 15 の緊急通報用電話機の架設に関する手数料。

13 節 委託料は、細節 6 の高齢者食の自立支援サービス、細節 7 から細節 10 の生きがい活動支援通所事業など、介護保険を補完するサービスとして実施をするものであります。

73 ページになります。

細節の 12 は、福祉バスを委託するものであります。

14 節の細節の 20 は、忠類地域の 70 歳以上の高齢者がアルコ 236 を利用し、入浴した場合に係る使用料が主なものであります。

18 節 備品購入費は、配食用弁当容器の更新を行うもので、より保温、保冷機能のあるものを購入いたします。

19 節の細節 3 は、老人クラブ連合会補助金で、65 歳以上の会員 1 人当たり 1,600 円を補助するものであります。

細節 5 は認知症高齢者グループホームのスプリンクラー整備に対する交付金 1 カ所分で、国からの全額交付となっております。

細節 6 は札内及び忠類に建設いたします小規模特別養護老人ホーム 2 カ所の整備に対する交付金で、道からの全額交付となっております。

細節 8 につきましても、札内及び忠類に建設いたします小規模特別養護老人ホーム 2 カ所の整備に対する補助金であり、幕別振興協会に対して町が補助するものであります。

20 節 扶助費の細節 2、老人保護措置費は自宅での生活が困難な方が入所される養護老人ホームの入所に係る措置費となっております。

74 ページになりますが、細節 3、社会福祉法人等介護サービス軽減費扶助、本町では平成 13 年度から実施している軽減措置であります。21 年度からは町独自の軽減策としまして、社会福祉法人以外の事業所が提供する介護サービスを利用した場合においても、同様に利用者負担額の一部軽減が受けられるように、低所得者等に対する負担軽減の一層の充実と介護保険サービスの利用促進を図るものとなっております。

28 節 繰出金は、老人保健特別会計への繰出金であります。

7 目 後期高齢者医療費、本年度予算額 3 億 6,310 万 1,000 円であります。平成 20 年 4 月施行の後期高齢者医療制度に係る経費を計上しております。

19 節 負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療に係る町の負担分で、医療給付費の 12 分の 1 に相当する額を支出するものであります。

28 節 繰出金は、後期高齢者医療特別会計の繰出金で、広域連合及び市町村の事務費等に係る負担分並びに保険料の軽減に対する保険基盤安定のための負担分を繰り出すものであります。

75 ページになりますがけれども、7 節 賃金の臨時職員賃金のほか、13 節 委託料の細節 5、介護予防プラン作成委託料が主のものであります。

9 目 介護サービス事業費、本年度予算額 2,062 万 6,000 円であります。

13 節 委託料の細節 5、デイサービス事業委託料が主なもので、忠類地域において実施しておりますデイサービス事業に伴う委託料であります。

76 ページになりますがけれども、10 目 社会福祉施設費、本年度予算額 279 万 8,000 円あります。

本目は主に千住生活館の管理運営に要する費用であります。

7 節 賃金は、千住生活館及び考古館の管理をあわせて行う管理人の賃金となります。

11 目 保健福祉センター管理費、本年度予算額 1,918 万 1,000 円あります。

本目は同福祉センターの管理に要する費用であります。

77 ページになります。

12 目 老人福祉センター管理費、本年度予算額 599 万 2,000 円あります。

本目は老人福祉センターの管理運営に要する費用であります。

次に、78 ページになります。

13 目南幕別老人交流館管理費、本年度予算額 246 万 5,000 円であります。

本目は同交流館の管理に要する費用であります。

79 ページになります。

14 目ふれあいセンター福寿管理費、本年度予算額 2,138 万 6,000 円であります。

本目は同センターの管理運営に要する費用であります。

次に、80 ページになります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、本年度予算額 5 億 7,417 万 8,000 円であります。

本目は児童福祉に要する費用であります。

1 節報酬及び 9 節旅費の細節 1 は、次世代育成支援行動計画の後期計画の進捗状況等を審議した地域協議会開催に係る委員報酬及び費用弁償 3 回分を計上しております。

12 節役務費は、細節 1 の子ども手当支払い通知等の郵便料であります。

19 節の細節 3 は、2 歳未満の乳幼児を持つ子育て家庭支援のために、指定ごみ袋購入費助成に係る費用であります。

細節 4 は十勝地区里親会負担金ですが、社会福祉総務費からの組み替えであります。

20 節扶助費の細節 1 は、子ども手当支給の要する費用であります。延べ 4 万 709 人分、3 歳未満児は 1 人当たり月額 2 万円、3 歳以上児は 1 人当たり月額 1 万 3,000 円を計上しております。

81 ページをお開きください。

2 目児童医療費、本年度予算額 6,338 万 8,000 円であります。

本目は就学前の乳幼児の医療費の扶助及び小学生の入院などに係る医療費の扶助のほか、これらに係る事務費を計上しております。

平成 23 年 2 月末現在の対象者数は、乳幼児分につきましては 1,317 人で、前年同月と比較しまして 48 人の減、なお小学生の入院に係る平成 22 年度中の受給者証の交付者は、2 月末日現在で 52 人となっております。

20 節扶助費は、乳幼児等の医療費を無料とするための医療費扶助で、また小学生につきましては入院などに係る医療費の一部を助成するものとなっております。一定所得以上の方は対象外であります。

82 ページになります

3 目常設保育所費、本年度予算額 2 億 5,582 万 7,000 円であります。

本目は常設保育所 4 カ所の管理運営及び青葉保育所の指定管理者業務に要する費用であります。

83 ページをお開きいただきたいと思えます。

13 節委託料の細節 9、青葉保育所指定管理者業務指定管理料は、通常保育のほか、夜 7 時までの延長保育及び病後時保育に要する費用であります。

84 ページになります。

4 目へき地保育所費、本年度予算額 6,923 万 2,000 円であります。

本目は忠類地域 1 カ所を含む 6 カ所のへき地保育所の管理運営に要する費用であります。

7 節の賃金は、幕別地域 5 カ所の臨時保育士及び代替保育士の賃金であります。

85 ページになります。

13 節委託料は、細節 5 の忠類へき地保育所の管理運営に係る委託料が主なものであります。

5 目幼児ことばの教室費、本年度予算額 663 万 8,000 円であります。

本目は言葉の発達のおくれ等に支援を必要とする児童及び保護者等に支援、相談等を行うために要する費用であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 は、広尾、大樹、中札内、更別及び幕別の 5 町村におきまして、共同設置をしております南十勝こども発達支援センターに係る負担金であります。

6 目児童館費、本年度予算額 3,505 万円あります。

本目は札内南、札内北、幕別南の児童館及び忠類 1 カ所、幕別 1 カ所、札内 4 カ所の計 6 カ所の学童保育所の管理運営に要する費用であります。

86 ページになります。

7 節賃金は、学童保育所指導員の賃金であります。

11 節需用費、細節 60 は入所児童のおやつなど賄い材料費であります。

7 日子育て支援センター費、本年度予算額 1,959 万 5,000 円であります。

幕別子育て支援センター及び忠類子育て支援センター 2 カ所の子育て支援事業及び一時保育に係る費用であります。

7 節の賃金は、幕別子育て支援センターに係る代替保育士及び臨時保育士賃金であります。

87 ページになります。

13 節委託料は、忠類子育て支援センターに係る委託料であります。

つくし学童保育所建設事業費は廃目となります。

3 項災害救助費、1 目災害救助費、本年度予算額 550 万円であります。

本目は災害見舞い等に要する費用であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

谷口委員。

○2 番（谷口和弥） 2 番、谷口和弥です。

3 点にわたって質問をさせていただきたいというふうに思います。

一つ目は 68 ページ、3 目障害者福祉費、13 節委託料、細節 6 と 7 にかかわってくると思うのですが、ご説明の中ではひまわりの家にかかわる委託料ということでありました。

昨年、相談支援員、ひまわりの家のほうに 3 人の方の支援相談員を配置してもらって、そして障害者の方の相談支援に乗ってもらうということで、というふうに記憶しているところでおりますけれども、懇談の中では、この委託料が 3 人の相談支援をまかたできるような、そういった金額にはなっていないというようなお話も聞いているところであります。

今回のこの委託料がどれぐらいの額になるのか、お尋ねをしたいというふうに思うところが 1 点目であります。

二つ目、72 ページ、6 目老人福祉費、11 節需用費、細節で 50 番、敬老会になってまいります。

今までの議会でのご答弁の中では、従来やり方は今年度のやり方で終わって、そしてこの 23 年度からは新しいやり方について検討しているところだというふうな、そんな答弁をいただいているところでありました。

そういう中では、どのようなやり方に企画を考へていらしたのかということと、新しいやり方になるということの中では、当然私としては、より多くの高齢者の方が敬老会に参加できる、そういったやり方を検討されるべきと考えるわけですが、昨年よりもこの予算が若干ではありますけれども減っている。ちゃんと参加者の増加を見込んで企画すべきだと思うのですが、その点についても伺いたいと思います。

三つ目は、73 ページ、同じく 6 目老人福祉費の 19 節負担金補助及び交付金、小規模特養にかかわる部分であります。

小規模特養については、以前にいただいた資料の中で、21 年の 6 月 23 日、幕別振興協会さんと協議を始めて約 1 年間かかって議論をさまざま行う中で、その中にはもちろん幕別町介護保険運営協議会や道などと議論する中で、最終的に庁舎内検討会議で承認したということで、この 3 億円という金額が出てきているところだということで理解をしているところであります。

3 億円の中の 2 億円が忠類の小規模特養分で、1 億円については札内寮に隣接する小規模特養分だということでの説明を受けているところでありました。忠類につきましては、町の高齢者に対する施策として、振興協会さんに頼んで、そして請け負ってもらったという経過がある。そういった中では、また忠類の方の要望もあって、これは町民の理解という点では、得られやすいのかなというふうに考

えるわけでありませけれども、もう一つの小規模特養、札内寮に隣接するほう、こちらについてはちょっとさまざまな声が寄せられているところでもあります。

この点については、まずは今回 120 床ある大型特養、この 29、新しく小規模特養というふうにする中で、29 床をその大型特養から減らしていく、このことが、私としては町民にとってはどれほどといいますか、幾つかの点で大変リスクを負う、そういう施策ではないかなと。幕別振興協会さんの、それは法人としての計画でありますけれども、例えば低所得者の方が入りづらくなる、生活保護の方が原則としては入れなくなる、そして増床されるということでもない。そういった中では、余り町民にとって利益があるという、そういう事業ではないのではないのかなと私自身は認識しているわけですが、町としてはその辺はどのように考えていらっしゃるのか、以上 3 点にわたってお願いします。

○委員長（乾 邦廣） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） まず、1 点目の相談支援員 3 名分の今、委託の関係と地域活動支援センターの委託の関係なのですが、地域活動支援センターにつきましては、委託料ということもありまして、ここで金額を申し上げることはできませんが、地域活動支援センターのⅢ型というもので積算をしております、利用人数が 15 名以上という施設ということで、積算しております。

それと、相談支援員 3 名なのですが、相談支援員につきましては、この契約の中身につきましては、1 件当たりの件数ということで契約をしております、1 件が 5,500 円、月額ということで委託をしております。また、それが継続することによって、一月 5,500 円、初期加算 3,000 円で、基本的に委託しているひまわりの家につきましては月 5,000 円を支払っております。そのほか 1 件当たり月 5,500 円、初回加算につきましては 1 件 3,000 円ということで委託しております。

それと、2 番目の敬老会の件なのですが、昨年の見直しをするということでお話をさせていただきました。それから、老人クラブ連合会等とちょっとお話し合いをさせていただいたわけなのですが、なかなか次の開催方法につきましていいアイデアといえますか、お話し合いがこちらのほうでもアイデアを出し切れなかったということもありますので、今年度につきましても昨年度と同様な形で敬老会をやるということで、本年度の予算につきましては積算をいたしております。

なお、今年度におきましても、継続して次年度以降の敬老会をどういうふうにするべきかということについては、ご相談をさせていただいている最中でありませるので、今しばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 3 点目の小規模特養の 120 床の部分にかかわってでございますけれども、平成 21 年に相談があったときというのは、まさしく 120 床、すなわち広域の特別養護老人ホームの中においては増床というのがないという状況でございました。

その中で、120 床で改築をしたいと。新築、改築ですね。そういうような内容のご相談がございまして、道とも協議をしたわけですが、改築については、非常に後年次にならざるを得ないというような状況がありまして、その段階でこの小規模特養というのが、道のほうからこういったものが制度化されたよというものが出てきたと。あわせて、忠類側のほうでも、そのような要望が住民のほうからも上がりまして、長年の願いであるというようなことから、忠類地区に 29 床つくると。そういう形の中で、特養としては 29 床分が増床という形になります。幕別町内の中では 29 床分が増床になると。さらに、それを本体のほうで 29 床、外出しにしてということは、これは経営上の考え方、法人の中での経営上の考え方だとかいろいろなものの中で、現状では非常に厳しいのかなというようなことで、本体のほうは 120 床、忠類のほうで 29 床つくることによって、幕別町全体では 29 床の増床になるというような考え方で進んできたというのが実態でございます。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○2 番（谷口和弥） 相談支援事業についてであります。

結局1枚のケアプラン、そういうふうに言っているのでしょうか。それができるとに5,000円かかると。介護保険の制度に非常に似たやり方でもって委託料が支払われるというふうに、今お聞きしたところでもあります。そうであれば、やはりそれなりの委託の数をこのひまわりの家の支援相談のほうに回すということがないと、それは事業費としては非常に収入が得られないというやり方になってくるのだというふうに思います。

今後、どのようにその委託の人数をふやしていくようにしてあげるのかということが大事なことになってきますし、またこのやり方でも十分な運営ができる、3人の人件費が賄えるような金額になるのは、大変厳しいのではないかなというふうにも考えるわけなのですが、その辺の計画についてお答えをいただけたらというふうに思います。

そして、敬老会については、結局は今までどおりのやり方を継承するという事になったわけですね。これは、そのことについては了解しますが、やはり参加者を最初から少なく見込むようなそういう計画であれば、十分でないのではないかなというふうに思うわけでもあります。ですから、今相談している最中だということでありましたけれども、会場については結局3カ所でやるのだということまでは、今までどおりということであれば、そういうことになるのかなと。それから先の企画や送迎のあり方等について、十分な検討が必要かと思うのですが、これについても、今、途中経過であるということでありましたけれども、どんな企画など考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけたらというふうに思います。

三つ目について、小規模特養でありますけれども、本体は厳しいという、そういうことであったということでありました。この協議が昨年6月28日に庁舎内での検討会議が終わって、そして8月31日の議員の全員協議会にこの計画のお知らせがあったということでありました。この後、情勢のほうは大きく変わっていることが何点かあって、それは12月の一般質問でもさせていただきましたけれども、一つは10月の7日に参酌標準がなくなって、自治体の権限でもって特別養護老人ホームの定員をふやすことができるということになったと。それから、9月の21日、ちょっと順番は前後しましたがけれども、今まで厚生省は特別養護老人ホームについては、新設する場合は個室でなければならないということを書いてきたわけでありましたが、やはり先ほども申し上げましたように、低所得の方が入りづらくなる、金額が随分高いものになってしまうという全国の特老にかかわる運動の中で、厚生省が個室だけではなくて相部屋も認めると、多床室も認めると、そういう流れもできたところでもあります。

今、札内寮、いつもこれも質問させていただいた中身でありますけれども、幕別町民の待機者が約90人いて、町民外では約180人いて、そういった中では待機待ちの解消ということは、非常に重要な町の役割だというふうに考えるわけでもあります。何年待っても入れない、そういった状況がなくなる、そういうふうにするために、やはり町の努力も求められているのではないかなというふうに考えるわけでもあります。

そういった中で、今回、私が考えたことは、一応庁舎内の協議は終えてということで、検討会では承認したということではありましたが、改めて、私は、町のほうでこのことについて幕別振興協会さんとのやりとりも必要ではないのかなというふうにも考えるわけでもあります。今これを逃したらば、この後、第5期の介護保険改革にのせて、どっかにまた小規模特養を建てるとかということになったらば、これはまた数年先になることであって、今120床の施設が既にある中で、別棟を今建てる、そういったことになってくるわけですから、私は29床、そのまま利用できる120床のまま、小規模特養29、さらに忠類にも29、そういった形の特養のベッド数が、この幕別町に少しでも早くできる、それが残る、そんなようなことになることが非常に重要ではないのかなというふうに思うわけでもあります。

今回1億円ということの補助金額でありますけれども、増床であるということであれば、それは町民から理解が得られる、そのように理解が得られやすいというふうに考えるし、今このままでは、法人の事業に町が助成を出すという、そこのところにとどまってしまう、私はそのことについてすごく

懸念を持っているわけでありませう。

改めて、120床、そのまま少しでも多く増床をする、今回29プラス、29の増床にする、そういった立場に立って検討してもらえないものか。する余地がないものなのか、そのことを確認させていただきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） それでは、1点目の相談支援員の関係なのですが、相談支援員業務につきましては、昨年の9月から委託しております。今までは、町の職員がほぼ相談を受けていたということになります。昨年の9月からひまわりの家さんのほうに相談支援業務を委託することによりまして、その町で受ける相談の大半をそちらのほうで相談支援業務をやっていただくということにしております。

また、本年2月に道の事業の補助を受けまして、相談支援強化事業というのがあったのですが、それで、新たにみんなの福祉という冊子を障害者向けにつくりました。それで、説明会等も開催させていただきまして、多くの方に相談支援に訪れていただくようお願いしたところであります。それらについても、ひまわりの家のほうで対応していただくようにしております。

ただし、ひまわりの家の方につきましては、ひまわりの家自体の職員でありまして、ひまわりの家さんのほうから毎月お給料は出ているわけでありまして、この相談支援業務というの、ある意味ひまわりの家の事業収入になるのかなというふうには思っております。

それと敬老会につきましては、いろいろな方法が考えられるのですが、例えば分散開催ですとか、対象年齢を区切ってご招待申し上げる。また、私どもの町以外の帯広市近隣2町村では、既にお敬老会自体を廃止しているところもございます。また、地域において分散開催しているところもありますので、それらのものを総合的に老人クラブ連合会の皆さんと提示しながら、皆さんの望むような方式で、敬老会の開催については、今後、検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 3点目の特養の関係でございますけれども、まず一つは、十勝管内で待機者対策という観点から申し上げますと、23年度においても、音更、芽室、幕別で2カ所、私のほうで今わかっているだけで4カ所ある。22年度にもう既にオープンしているところが数カ所ございます。そういったものが全部外出しの形でつくられる。幕別は1カ所ですけれども。

そういったときに十勝管内全体での待機者がどうなのか、幕別町全体での待機者がどうなのか、そのようなことをやっぱり見きわめていかなければならないだろうというのが1点あるかと思えます。これはすなわち法人側の経営という、でき上がった後の経営ということにおいても、非常に検討していかなければならないところに来るのだろうと。

もう一点は、私たちの町にベッド数がふえるということは非常にいいことなのですが、これがすなわち介護保険料に跳ね返っていく部分がある。たしか12月の一般質問の中でもお話ししましたけれども、さらに何百円からの保険料が上がっていくということになれば、これが果たして町民の保険料として耐えられるものになるのかと、このようなことも検討していかなければならないのではないのかなというふうな問題点もあろうかと思えます。

いずれにいたしましても、23年度でこの制度が終わりまして、一定の整備がそれぞれ計画されているところが出てまいりますので、その後の待機者の状況、これはどうのようになるのか、そのようなことも見きわめながら、引き続き法人のほうとも協議はしていきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 1点目、2点目については、質問のほうは終了させていただいて、最後の3点目について、もう少しお聞かせいただきたいというふうに思うわけでありませう。

今のご答弁では、これからも管内見渡して、待機者数については見ながら検討していくということでありませうけれども、私が今ご質問させていただいているのは、今回のこれが、幕別振興協会さんのこの事業が増床にできないのかということがまず一つあるし、それでできるということであれば、町

のほうで、それにすぐ働きかけるべきということを申し上げているのです。

ですから、今こういう、さっきも待機待ちの数申し上げましたけれども、解消についてはもう十分長い期間待っている方がいるということの中では、直ちに動きをとっていかねばならない、とっていきべき、そういうチャンスのあるときではないかなというふうに思うわけなのです。

だから、改めてお聞きしますけれども、もうそういうことはさまざまな今までの協議の中で、もう絶対動けないものになっているのか、そして町がもうそれに対して何も言えない関係なのか、言えない条件ができてしまっているのか、そのことを改めてお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 副町長。

○副町長（高橋平明） いわゆる国の補助、交付金を使って事業を行おうとする部分については、23年度限りでありますので、これから増床分について補助金をもらうとか、そういった話はまずならない、これはご理解いただきたいと思います。

今、私どもの町で札内の老人ホームが増床しない、小規模特養を建設して、残りの部分については改築をしていきたいというのが、今の老人ホームの考え方であります。これは老人ホームが出した答えでありますので、私どもとしてはそれを尊重していきたいというふうに思っております。

先ほどから繰り返してはいますが、幕別町全体では29床の増床にはなる、これは事実でありますので、現状ではこれ以上というか、今の要するに120床プラス本体分で39床増設という考え方は、老人ホームも運営面で、かなり今の時点では難しいというお話を伺っておりますので、私どものほうから積極的にお話をするという立場には今ないというふうに、そういう現状にあるというふうにご理解をいただきたいというふうに思っています。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） くどいかもかもしれませんけれども、町の助成が出ると、町民の税金が使われる、国民の税金が使われるという事業でありますから、それは町民の意向がやはり反映される事業でなければならないというふうに考えるわけであります。

全議員協議会のときにも私は発言をさせていただきましたけれども、一番特養に期待されていることというのは、待機待ちを解消すること、それがかなわないということの中では、非常に残念な今の副町長の発言であったというふうに私は言わざるを得ません。

幕別町においても、平成23年度の雇用対策として、国の緊急雇用創出推進事業、これを活用して介護現場での雇用を創出するのだということが今やられようとしていて、あしたにもその説明会があるのだというふうに承知しているところであります。やはりこういった待機待ちを解消するというだけではなくて、それによってまた雇用も生むのだ、そういったことにもつながっていくわけで、私は本当に今回この機会を増床ということにならなかったことは、というふうにご答弁いただくことが残念でならないのです。

改めて雇用創出の面からも、町民のその願いにかなう、願いをかなえる立場で、幕別振興協会さんとのテーブルに立っていただけたらというふうに考えるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 副町長。

○副町長（高橋平明） 雇用を創出するとか、そういった面については、私どもも賛同できるものはございます。

ただ、建設するに当たって、例えば財源的な問題、これ必ず出てまいります。財源をどうするのかと、その後運営をどうするのかと、そういった問題については、過去に法人のほうと十分に話し合いをさせていただいた上で、今回の計画に至っているということでもありますので、今これから増床を念頭に置いた要請、これは町としてはできないものだというふうに考えているところであります。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございますか。

そのほか何人ぐらい質問者確認させていただきたいと思いますが。

（挙手する者あり）

○委員長（乾 邦廣） はい、わかりました。

そうしたら、審査の途中でありますけれども、この際、14時10分まで休憩をいたします。

13:59 休憩

14:10 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

堀川委員。

○5番（堀川貴庸） ページ数でいきますと、72ページ、6目老人福祉費の13節委託料、6番の高齢者食の自立支援サービス委託料に関してお尋ねいたします。

先ほどの民生部長のご説明では、介護保険の補完事業として、たしか介護保険のスタートぐらいからもう始められておられると思います。また町民の皆さんにもご利用いただいて、その福祉の向上には、自立の支援には寄与されているというふうには思っています。

今、お尋ねしますけれども、実際に協力されている事業者、大分減っているのではないかなとは思っているのですが、この業者の数と1業者当たり平均1日どれぐらい配食しているか、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 食の自立サービスにおきましては、現在、事業者2事業者、幕別、札内、各1社ずつでありまして、幕別方面で年間7,000食、本町方面で3,000食となっております。失礼しました。本町地区で3,000食、札内地区で7,000食となっております。

○委員長（乾 邦廣） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） そうしますと、おおよそ300ぐらいで割ればいいわけですね。そうすると1日平均すると札内では20食ぐらいかな。本町では10食程度でしょうかね。わかりました。

今2業者町内でされているということなのですが、この業者の数がまた何か減るといふか、かわるというふうに向っておりますけれども、これはなかなか業者として、せつかくのいい取り組みを継続しづらいというような環境があるのではないかというふうにも、おおよそ考えられるわけで、なかなか難しいご判断だとは思いますが、実際新しく2業者でやられるのか、今度1業者になるのか、はっきり僕ちょっとわかりませんが、これからは続けていっていただきたいと思っておりますし、いずれ自分もお世話になるかなと思えば、自分としても続けてもらいたいと思うわけなのですが、これ取り組む方法を少しずつ改善していかなくてはならないというふうにも思うのですが、町のお考えはどのようなお考えでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） この介護保険創設以来、10年間町内の事業者の皆さんに大変ご協力いただいて続けてまいりましたけれども、今おっしゃっていただいたように、かなりご負担も多いということで、新年度から仕組みを変更して実施しようという方向で、まさに考えさせて予算化させていただいております。

計画いたしておりますのは、配食の仕組みの変更ということで、つくっていただく事業者さんと配送の事業者さんを分けるという形で実施したいと考えております。現在、その形で作るほうの事業者さん1社なのでありますが、町内の事業者さんすべてにお声かけさせていただきながら、今のところ1社ですが、この形ならできるといふ事業者さんをふやしていきたいという形で、年度当初については1社ということでスタートいたします。

○委員長（乾 邦廣） よろしいですか。

野原委員。

○7番（野原恵子） 関連でお願いします。

それで、今、事業形態を変えていくというお答えでしたが、この備品購入費ということでは、その

配送するときのお弁当箱ですか、これは町で購入するという事なのでしょうか。

それと、利用料金1食当たりの料金がどのように変わるのか。それから利用者負担はどうなるのか。それと、今、忠類は出ていなかったのですが、忠類は別なのですね。それで、利用料金が現状どおりなのか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 失礼しました。お弁当箱は、まさに町でこの配送を分けるということで、安全性と、またより温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという形で容器を取りそろえたいと思っております。

それから、利用者の負担については、今年度については、話し合いの過程でこの金額を維持したいという大前提でお話をさせていただきましたので、今後についてはまた検討なんかがあるかと思えますけれども、23年度においては利用負担額も変えませんが、町の実質委託料も変えないという形で実施します。

忠類についても容器についてはこの容器を使わせていただいて、現在、忠類も1事業者さんをお願いしておりますが、同じ仕組みということには忠類はならないので、今までどおりつくっていただいて、配送していただくという形で実施いたします。

利用料金につきましては、自己負担が400円、総額580円ということで実施いたします。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○7番（野原恵子） それで、利用されている高齢者の方から一つ、1点出されていますのが、高齢者向きの献立を工夫していただきたいというのが要望として出ておまして、その辺は業者とどのような話し合いになっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 何度かご指摘もいただいておりますし、当方もよりよいものを提供をということで、22年の8月には利用者の方たちに対してアンケートもさせていただいております。その中では、おおむねお弁当については満足しているという形の結果も得られましたが、中のご意見といたしましては、やはり減塩食とかカロリー制限等を利用するお弁当ができたなら利用しますかというところには、25%の方がそうしたいということですか、味つけはというところでは濃いと答えた方が22%という形でありましたので、このあたりを踏まえた形で、事業者の方とはご相談させていただいております。できるだけ町の意向に沿ったというか、利用者の皆さんに喜んでいただけるようにということでは、話し合いを重ねさせていただいております。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○7番（野原恵子） この配食では終わりましたが、引き続いて質問2点ほどしたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） どうぞ。野原委員。

○7番（野原恵子） それで、66ページの1目社会福祉総務費、19節の4、社会福祉協議会補助金のところにかかわると思いますが、就労センターの件についてですが、今、就労センターは福祉対策ということで進められておりますけれども、今、既にもう失業対策の部分に入ってきているのではないかと、そういう一面も強くなってきていると思います。

そういう中で、就労センターに登録される方を、今の条件に加えまして、失業されている方ですとか、軽度の障害があってもこの就労センターの仕事に適用できるような、そういう方も登録の条件に広げることができないのかどうか、その点1点お聞きしたいと思います。

もう一点は、76ページ、11目保健福祉センターの管理費ですが、13節委託料の清掃委託料なのですが、保健福祉センターの特掃なのですが、床が普通の施設とは違っていて、非常に特掃にはきちっと特掃しておく維持管理として建物が長くもつのではないかとということで、特掃をもっときちっとしていくべきではないかという声がありまして、この特掃の計画についてお聞きしたいと思います。

- 委員長（乾 邦廣） 民生部長。
- 民生部長（菅 好弘） 就労センターにつきましては、運営が社会福祉協議会ということでございますので、私のほうから答弁は差し控えたいと。
委託料につきましては、経済部長のほうから。
- 委員長（乾 邦廣） 経済部長。
- 経済部長（飯田晴義） 就労センターに対する委託なのでありますけれども、例年街路清掃でありますとか、街路の除雪作業、こういった作業については、労政サイドからいいますと、季節労働者対策といった形で委託をさせていただいております。就労センターにおいては、ある程度そういった方、冬期間失業になっている方を募集していただいた中で、実際、業務をやっていただいているということで、年間で大体延べ日数で言いますと、350日ぐらい例年実施させていただいております。
- 委員長（乾 邦廣） 福祉課長。
- 福祉課長（横山義嗣） 保健福祉センターの特掃につきましては、年に1回を予定してやっております。
- 委員長（乾 邦廣） 野原委員。
- 7番（野原恵子） 就労センターのほうは、労働対策ということで経済部長お答えになったのですが、今、失業をされている方も季節労働の失業ではなくて、恒常的に働いている方の中でも失業されまして、なかなか就職がないという働く条件も最近変わってきております。そういう点での仕事がなかなかないという方の対策として、そういう方にも登録して働く場、そして軽度の障害であって就労センターに行っても働ける、そういう条件がある方は雇用の場を広げるということで、登録することができないのかどうか、その点をお聞きしたい。
確かに、社会福祉協議会に委託されている件ではありますけれども、町全体の町民の立場に立ちますと、そういうことも考えていくことが必要ではないかと思っております。お答えいただきたいと思っております。
それと特掃ですが、年に1回ということですが、それでは前回の特掃はいつ行われたのか、お聞きしたいと思います。
- 委員長（乾 邦廣） 福祉課長。
- 福祉課長（横山義嗣） 特掃につきましては、毎年夏7月前後にやらせていただいております。
- 委員長（乾 邦廣） 民生部長。
- 民生部長（菅 好弘） 就労センターの件につきましては、ただいまそういうご意見がありましたので、就労センターのほうにお伝えをしていきたいというふうに思います。
- 委員長（乾 邦廣） 野原委員。
- 7番（野原恵子） 就労センターの件は承知いたしました。
この特掃なのでありますけれども、実際に年1回ということですが、前回去年の7月に行われているということですね。清掃されている方からは、そういう声が私の聞き違いなのかなと思うのですが、もっと特掃をきちっとすることによって、維持管理ができるというふうに聞いておりますので、年1回で十分なのかどうか、きちっと床の状況も見まして、検討も必要ではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。
- 委員長（乾 邦廣） 福祉課長。
- 福祉課長（横山義嗣） 私どもの保健福祉センターの施設につきましては、現在、長期契約を結んで委託しておりますので、次回の契約の更改といえますか、平成24年まで今の契約ということになりますので、その折に、ご意見を伺いながら、積算を、変えるべきことがあればやっていきたいというふうに思っております。
- 委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。
中橋委員。
- 1番（中橋友子） 2点ですけれども、1点目は71ページ、72ページ、6老人福祉費の12役務費の15緊急通報用電話機設置手数料というところで、127万円の予算が組まれております。これ緊急通報

システムをふやされるのだというふうに思うのですけれども、実際に、今、利用されている方が何人で、どのくらいふやされていくのか。

それと、お尋ねしたいのは、お願いしてから設置されるまでかなりの期間がかかっているのだというように聞いております。今、どのくらい待機期間があるのか、それらの解消に向けてこの予算はどんなふうに反映されていくのか、伺います。

もう一点、前のページになるのですが、70 ページの5福祉医療費の20 扶助費のひとり親家庭の医療費、上の16 のひとり親家庭医療費審査というところで対象者が926 人、昨年よりも24 人ふえてということでありました。これはひとり親家庭の子供さんに対する支援だというふうに思うのですが、昨今の経済情勢の中で、親に対する支援というのも、十勝管内かなりの町村で組まれているというふうに思うのです。これはあくまでも子供さんだというふうに思うのですが、親、ひとり親家庭ですから、世帯主というふうにすれば人数も随分少なくなってくるのではないかと思います。そういったところの考え方について伺いたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 緊急通報システムの電話ですけれども、12 月のときに、9 月段階でおおむね1 か月から2 か月の間には設置できるということだったのですけれども、現在2 月末時点で23 件の方お待ちいただいでいて、10 月からの待機者が3 名、以下数件ずつあって、2 月まで23 件あります、現実として。それで、これにつきましても、新年度予算の中で、年々ふえていく設置希望者に対応していただくどんどん購入していくという形では、追いついていかないということになりましたので、仕組みを変えたいと考えております。

こちらにつきましては、緊急通報電話は新しくは1 台約7 万3,500 円ですけれども、こちらは購入しない形で、ここの節で載っておりますのは、保守点検等の費用だけで、ページ数でいくと73 ページにレンタルという形に移行していく形で、今年度予算計上させていただいております。

現在の利用者数は247 名いて、247 台つけさせていただいておりますけれども、今年度その増加についてはレンタルという形では50 台と一応予算づけしておりますけれども、必要があればさらにも思っておりますし、この待機については10 月から23 名の方待っていただいているというのが現状です。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） ひとり親家庭に関する医療費の助成につきましてですけれども、926 人につきましては、ことし23 年2 月末現在での人数ということでありまして、予算上につきましては、910 人程度を見込んでおります。

この助成事業の対象ということでもありますけれども、基本的にはお子さんにつきましては、入院及び通院ということになります。親に関しましては、入院と訪問看護が対象になるということでもあります。それで、子供さんと、それと親を合わせて、新年度の予算の中では910 人が対象になるということで予算を計上しているものであります。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 緊急通報システムのほうは、現在、全体で247 台備品として持っておられるのですね。それに加えて、今年度はレンタルを50 台入れようということ、297 人に対応していくということになりますね。

昨年の10 月から今日まで待っておられる方、10 月は3 人だったということではありますが、半年近く待たれたということですね。今回はこの対処によって、要するに希望者全員にこたえられる中身になっていくのだらうと思うのですが、その点も再度確認をさせていただきます。

もちろん機種は買っているものもレンタルも変わらないと思うのですが、今まででしたら、買ったものを1 回取りつけるわけですから、結局そのご家庭でもう使いませんよという状況が生じないと、次に回っていかないということだったのですけれども、レンタルを加えることによって、そういう点でも解消されていくのだらうと思うのですが、でもその人にとっても、やっぱりレンタルであっても必要である以上はずっと借り続けるということになると思いますので、その見通しについても伺いま

す。

ひとり親家庭の助成につきましては、そうですね、入院についてはありましたね。ここで、入院と、それから通院と、両方というふうに全部なっていくと、かなり予算がこれでは足りないのだというふうに思うのですけれども、現実には926人、子供さんの数と親御さんの数分けましたら、何人になるでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 現在247台、備品で持っておりますが、これは1台の耐用年数が8年という経過の中で、8年たったらまた新しいものというので、取り付けに関してはその8年間1人の方使う場合もありますし、何人かの方で使っていただくこともあるのですけれども、トータルコストという考え方にいたしますと、8年間トータルでランニングコストとして1台に10万9,200円というところなのですが、レンタルでいく場合については1台4,788円ということで、このあたりについても軽減できるかと考えているのと、あとレンタルについて必要に応じて必要なときにレンタルで出せるということで、月額単価なので、機種が変更していく等々に関しまして、変更は若干あるかもしれませんが、必要に応じてレンタルしていくことができると思います。必要なときに貸し出すことができるので、待機者という考え方はなくなるということだと思います。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 人数につきまして、当初予算上は910人ぐらいで見込んでおりますけれども、そのうち親につきましては約350人程度、そして子供さんにつきましては560人程度ということで見込んでおります。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 緊急通報システムは一応50台の予算は組んだけれども、それよりたくさんの申し込みがあった場合には、契約している会社にどんどんふやしていくことができるということですね。はい、わかりました。

それと、今ランニングコストを伺いましたら、物すごい差ですよ。買ったものは8年間大事に使っていくことが必要ですけれども、更新というふうになっていくと、今のご説明だと、どんどんレンタルに切りかえていくことのほうが町の予算としては有効に使っていける、少ない経費で終われるというふうに思うのですけれども、将来的にはそんなふうに切りかえていくお考えでしょうか。

それと、医療費のことでありますが、親御さん350人、そして今のところ子供さんについては入院と通院両方だけでも、親については入院と訪問看護ということですね。これもし親御さんも通院というところまで制度を拡大すると、拡充するというふうに考えたら、予算的にはどのぐらい必要と押さえてられるでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） そのとおりで、必要に応じて50台を超えれば、そこはレンタルしていきたいと思っております。

あと現在23年に更新が29台、24年度15台と、以下この8年間一番新しいもので8年なので、残りが1年しかないものとかもありますけれども、こちらについては、ちょうどあいたときに申し込みがあった方については、その残存期間があるときにはその機械をつけたいというふうに考えておりますので、ということよろしいでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） これはあくまでも試算という形でありますけれども、約1,300万円程度要すると思います。

○委員長（乾 邦廣） よろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） ほかに質疑がないようでありますので、3款民生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、4款衛生費の説明をさせていただきます。

89 ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額3,404万8,000円であります。

1節報酬は、嘱託医師17名分の報酬及び健康づくり推進協議会に係る委員報酬であります。

7節賃金は、乳幼児健診及び歯科健診に係る臨時職員等の賃金であります。

8節報償費は、細節1のパパママ教室及び子育て支援事業に係る講師謝礼並びに細節3の夜間救急診療を、帯広医師会に対応していただいている謝礼等であります。

9節旅費は、嘱託医師に係る費用弁償が主なものであります。

13節委託料は、各種健康診査に係る委託料で、細節5の妊婦一般健診審査委託料は、妊婦健診に係る公費負担の回数を14回とし、安心して子供を産むことができる環境の整備を図るものであります。

19節負担金補助及び交付金は、細節3の十勝圏複合事務組合高等看護学院に係る負担金でございます。

90 ページになります。

細節6の十勝救急医療啓発事業負担金につきましては、十勝管内の町村から十勝医師会にお願いをしている救急医療啓発事業に対する負担金であります。

細節8は日曜診療に対する交付金、細節10は公衆浴場の確保対策事業補助金、細節11の妊婦健診助成は、1回につき2,000円以内で、10回を限度に助成をするものであります。

細節12は不妊治療に要する費用の助成を行うものであります。

2目予防費、本年度予算額7,197万8,000円であります。

本目は感染予防対策に要する費用で、91ページになりますけれども、11節需用費の細節の70医薬材料費は、定期予防接種である中学校1年生と高校3年生のはしか及び風疹の混合ワクチンをはじめ、各種ワクチン代が主なものであります。

13節委託料は、細節5の結核健診のほか、エキノコックス症、麻しん、風疹ワクチン、インフルエンザ等の予防接種に係る委託料であります。

細節13、子宮頸がんワクチン接種、細節15、ヒブワクチン接種、細節16、小児肺炎球菌ワクチン接種委託料につきましては、平成22年度に引き続き国の補助を受け、実施するものであります。

92 ページになります。

19節の各種ワクチン接種費用助成金は、一度ご負担いただいた費用を償還払いとするものであります。

次に、3目保健特別対策費、本年度予算額3,092万5,000円であります。

本目は生活習慣病の予防など、保健対策として実施する各種健診に要する費用であります。

93 ページになります。

13節の委託料は、細節5の胃の検診から細節11、歯科健診まで、各種検診に係る委託料であります。

細節12の後期高齢者健診委託料は、北海道後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、再委託を実施するものであります。

細節13は同様に社会保険等の保険者から委託があった場合に、再委託を実施するものであります。

細節14は女性特有のがんを予防するための検診で、国からの補助を受け実施するもので3年目となります。

94 ページになります。

4目診療所費、本年度予算額3,368万8,000円であります。

本目は駒畠、糠内、新和、古舞、日新の各診療所で行う診療のほか、13節の委託料は、忠類地域の診療所及び歯科診療所の管理運営に要する費用であります。

18 節の備品購入費は、忠類の診療所及び歯科診療所の備品を購入するものであります。

5 目環境衛生費、本年度予算額 1 億 1,930 万 4,000 円であります。

95 ページになります。

1 節報酬は、省エネ普及員の活動に対する報酬及び公害対策審議会開催に伴う委員報酬であります。

7 節の賃金は、環境衛生業務員の賃金が主なものであります。

11 節需用費は、葬祭場に係る光熱水費及び機械設備の修繕料が主なものであります。

96 ページになります。

13 節委託料は、葬斎場の管理に係る委託料が主なものであります。

なお、細節 11 の環境調査分析委託料は、騒音、大気汚染、水質などの調査に係るものであります。

19 節負担金補助及び交付金は、新エネルギー導入に対する補助金で、太陽光発電システムを一般住宅に設置した場合に補助するものであります。1 件 15 万円を上限といたしまして 20 件分及びペレットストーブの導入に対する補助金として、1 件 15 万円を上限として 5 件分を計上しております。

28 節は、個別排水処理特別会計への繰出金になります。

次に、6 目水道費、本年度予算額 2 億 1,736 万 8,000 円であります。

97 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金は、十勝中部広域水道企業団への補助金及び責任水量拡大負担金であります。

24 節は、十勝中部広域水道企業団への出資金であります。

28 節の繰出金は、簡易水道特別会計への繰出金であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、本年度予算額 3 億 6,072 万 2,000 円であります。

1 節報酬は、廃棄物減量等推進審議会開催に伴う委員報酬であります。

11 節需用費の細節の 30、印刷製本費はごみカレンダー及び指定ごみ袋の作成に係る費用であります。

12 節役務費の細節 15 は公共施設等に係るごみ処理手数料であります。

細節 16 は指定ごみ袋取扱店に対する手数料、細節 18 はごみカレンダーの配布に係る手数料であります。

98 ページになります。

13 節委託料の細節の 5 はごみ収集委託料で、可燃、不燃、資源、大型ごみ等の収集運搬に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の十勝環境複合事務組合の負担金のほか、細節 4 は家庭ごみの生ごみ処理機等の購入補助であります。電動生ごみ処理機につきましては 15 台分、コンポストにつきましては 20 個分の助成を予定しております。

細節の 5 は資源回収業者の協力に対する交付金であります。

細節 7 は南十勝複合事務組合負担金で、広尾町、大樹町及び幕別町の 3 町で共同実施をしているごみ処理事業に係る負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

野原委員。

○7 番（野原恵子） 97 ページ、4 の衛生費の役務費、16、指定ごみ袋の取扱手数料、ここにかかわると思うのですが、今ごみ袋は一番小さいのが 10 リットルになっております。今、高齢者、ひとり暮らしですとか、2 人高齢者世帯だとか、そういうところでは、生ごみの袋、これが 10 リットルでしたら、10 リットルまで置いておきますと、非常に悪臭がひどくなりまして、生ごみを入れる燃えるごみの袋、5 リットルをぜひつくってほしいという要望が、この間、多数出されているのです。特に夏場などは悪臭がひどくて、こういう袋をぜひつくってもらえないだろうかという要望が出されておりますので、

ぜひ検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） ごみ袋につきまして、確かになかなかごみの排出量が少ない方、おっしゃるように小さい袋が欲しいなという要望は、私どもでも聞くことがあります。私もそれにつきましては、検討をしているところなのですけれども、今現在、あともう一つの声といたしまして、ごみ袋で今 20 リッター以下の袋につきましては、厚さがそれ以上の袋よりも若干薄いということで、強度がそれよりも少し弱いという現実があります。そういうようなことで、今回 23 年度におきましては、まず優先的にその弱い袋の厚さ 25 ミクロンなのですけれども、30 ミクロンに上げまして、まずその強度を図ろうということで改善を図りたいと思っております。

今、お話のありましたより小さな袋もということにつきましては、需要としてあるということは私のほうでも認識しておりますので、今後の課題としてとらえて、検討を続けさせていただきたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○7 番（野原恵子） ぜひ早急に前向きな検討を期待いたしまして、終わります。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○2 番（谷口和弥） 98 ページ、ごみの収集委託料、このことに絡んで 1 点お尋ねしたいというふうに思います。

大型ごみの委託のことについてであります。

さきの中橋議員への一般質問の回答として、委託にかかわってかなり厳格なルールを設けてそのことを実践されるようになったということは、大変歓迎すべきことだなというふうに思っていたところであります。

ここのお尋ねしたい中身といいますのは、実際、委託をする、そういう業者がそういうことになるわけですけれども、先日も大型ごみ、私の町内もありましたけれども、町外の業者のトラックが回っている、そんなようなものを見かけたわけでありまして。このことについて、いろいろと町民の皆さんからも質問を受けるわけですけれども、このことについては契約等の関係等で言うと、それはどういうふうに理解すればいいものなのか、その点についてお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 大型ごみの収集につきましては、受託業者は、これは幕別町維持管理事業協同組合という組合をつくった形で、業者が受託して実施しております。

それで、町外の業者というのはちょっと意味がわかりませんが、あくまでも町としてとらえているのは、その受けた業者が収集をしているということでとらえております。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○2 番（谷口和弥） 町外の業者というのは、見た目にもそのトラックに書かれている業者さんが町外の業者であったということでありまして。そのことがどういうふうなことになっているかという詳しいことはわからないのですけれども、町との契約との関係では、それは特にルール違反とか、そういったことではなく、普通にルールを守って委託業務をやってくれていると、やっているということで理解していいものなのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 先ほど言いましたように、受けている業者は組合という形をつくっております。その組合をつくっている関係上、いろいろな方がその構成員になっているということでありまして。ですから、町外の方も一部組合員として入っておりますので、その人の所有している車が例えば幕別以外の車であるということはあると思います。そういうことで町民の方が見られたときに、これは町外の業者なのかと思われたのではないかと思います。

不適切なものかどうかにつきましては、十分私のほうでも実態調査をして適切な対応に心がけたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 牧野委員。

○9番（牧野茂敏） 91ページ、13番の委託料で、子宮頸がんワクチン接種委託料なのですが、これ過日、新聞等でワクチンが不足しているというお話が出ていましたけれども、この辺の本町の現状と、また対象者の受診率というのですか、接種率というのですか、それわかりましたら、お願いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 報道でもされておりますとおり、子宮頸がんワクチンは全国一斉に補助がついたということで、不足している現状はあります。近々に来ている情報の中では、7月ぐらいまでの間、供給が著しく少ないという現状は確かにあるようです。

それで、この緊急事態を得まして、国としていったん新規の接種の受け付け、要するに3回しなければいけないのですが、その新規の受け付けについて一時中止しなさいという指示が出ておまして、町内の医療機関にもその旨通知させていただいております。

子宮頸がんワクチンは9月から当町では実施しておりますけれども、その接種状況ですが、延べ数にして2月末で521件、実人員では262人の方に接種が既に行われております。

ワクチン不足に対しての国の方策ですけれども、今年度中に1回目は接種しなかった場合に対象とならないお子さんというのが高校1年生、中学3年生と出てきておりますけれども、その部分について今回のこのワクチン不足による1回目の接種ができなかった場合については、高校2年生のときにも接種可能とするというふうに通知が出ておりますので、そこは住民の方に周知して安心して接種していただきたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 4款衛生費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 5款労働費についてご説明を申し上げます。

99ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額1,211万3,000円、本目につきましては、労働者対策に係る経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、援農協力会、幕別地区連合会など労働関係団体補助が主なものであります。

21節貸付金につきましては、勤労者の生活福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託して貸し付けを行うものであります。

2目雇用対策費、予算額3,429万6,000円、本目につきましては、雇用対策に係る経費であります。国の緊急雇用創出事業を活用した事業を盛り込んでおりますことから、前年度比約2倍の計上額となったものであります。

7節賃金につきましては、二つの事業を予定しておりますが、一つは高校、大学等新卒者で、未内定の方を町の臨時職員として採用し、仕事を通して社会人としての基礎的な資質を身につけてもらう傍ら、求職活動をしていただくことを目的として実施しているもので、半年間4名の雇用を予定しておりますが、本年度からは学校を卒業して3年以内の方まで対象を広げて実施するものであります。

二つ目は、緊急雇用創出事業といたしまして、広報資料等の公文書を電子化するため、失業者4名を臨時職員として雇用するものであります。

13節委託料、細節5から7につきましては、季節労働者の雇用対策といたしまして、町道の清掃、支障木の整理等を行うものであります。

また、細節 8 と 9 につきましては、国の緊急雇用創出事業を活用して実施するものでありますが、細節 8 は町道敷地内のごみ清掃や雨水ます等の土砂除去、細節 9 は介護現場におけるヘルパー等の雇用と当該雇用者の資格取得やスキルアップ等の研修、訓練を行おうとするもので、これら二つの事業を合わせ、おおむね 15 人程度の失業者の雇用を見込むものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思えます。ないでしょうか。
（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 質疑がないようでありますので、5 款労働費につきましては、以上をもって終了をさせていただきます。

審査の途中でございますが、15 時 5 分まで休憩をさせていただきます。

14 : 55 休憩

15 : 06 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6 款農林業費に入らせていただきます。

6 款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 6 款農林業費についてご説明をさせていただきます。

100 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、予算額 1,805 万 6,000 円、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び事務局運営経費が主なものであります。

2 目農業振興費、予算額 1 億 5,192 万 7,000 円、本目につきましては、農業振興にかかわる各種事務経費、補助金、負担金が主なものであります。

101 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 10 は町内の農業関係機関、団体等で組織いたしますゆとりみらい 21 推進協議会に対する補助。

102 ページの細節 11 から 13 及び 15 につきましては、制度資金等借入金に対する利子補給。

細節 14 は堆肥、緑肥種子の購入及び堆肥の切りかえしに係る補助であります。

細節 16 は忠類地域における中山間地域等直接支払交付金、細節 17 は町と町内 4 農協で構成する農業振興公社の運営費補助であります。

細節 22 は平成 20 年の農業生産資材価格高騰に伴う借入金に係る利子補給であります。

103 ページになります。

細節 23 は平成 21 年の冷湿害被害農家の借入金に係る利子補給であります。

細節 24 は鳥獣害対策委員会となっておりますゆとりみらい 21 推進協議会に対して、エゾシカの一斉駆除研修会、わな購入等の経費として補助するものであります。

細節 25 は本年度から実施されます農業者戸別所得補償制度の推進事務に係る補助であります。

なお、昨年まで実施しておりました農業用廃棄物再生処理対策事業補助につきましては、平成 22 年度をもって廃止することとさせていただいたところであります。

本事業につきましては、平成 13 年から廃棄物処理法の罰則規定が強化されたため、5 年間の省令事業として平成 13 年度から実施したものでありますけれども、廃止期限を迎えた 17 年度が忠類村との合併協議の時期と重なりまして、忠類村においては中山間直接支払制度の共同取り組み活動として農業者負担を求めずに実施しておりましたことから、合併協議の中ではいわゆるソフトランディングの措置といたしまして、当分の間本事業を継続することとなったものであります。

事業がスタートして10年目を迎え、廃棄物の適正処理に対する意識も醸成され、当初の事業目的が達成されたことや、他産業との負担の均衡という観点から、昨年1年を駆けましてゆとりみらい21推進協議会において、事業のあり方について協議をいただいたところ、10年を一つの区切りとして、事業を廃止するという方向が出されましたことから、各農協の常勤理事と最終確認を行い、本事業を廃止させていただくこととしたものであります。

3目農業試験圃場費、予算額313万1,000円、本目につきましては、試験圃の運営経費であります。本年度につきましては、収量品種比較試験など16課題の試験を実施する予定としております。

104ページ、4目農業施設管理費、予算額790万5,000円、本目につきましては、農業担い手支援センター、ふるさと味覚工房にかかわる管理運営経費であります。

7節賃金は、味覚工房で管理指導に当たります臨時職員2名分の賃金であります。本年度につきましては、利用者に対する指導のほか、みそづくりなど四つの講習会を予定しているところであります。

105ページになります。

5目畜産業費、予算額4,672万2,000円、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。

18節備品購入費は、北海道農業開発公社から貸し付けを受けておりました肉用雌牛の11頭分購入費用であります。

19節負担金補助及び交付金、細節5から7につきましては、畜産関係団体に対する団体運営補助。

106ページの細節8から10までと、一番下にあります細節20につきましては、制度資金借入れに対する利子補給、細節13は乳牛の購入または保留のため借入れた資金に対する利子補給、細節14は雌雄判別精液の購入に対する補助、細節15は体格にすぐれた和牛の雌牛を保留した農家に対する補助であります。このうち雌雄判別精液の購入補助につきましては、2年間の奨励事業としてスタートしたところでありますけれども、2年目の昨年度は受胎率の向上とともに普及が拡大し、事業の延長を望む声が多く寄せられましたことから、経産牛も対象に拡大した上で、24年度まで2年間延長することとしたところであります。

細節16及び17につきましては、昨年度から着工されました忠類、幕別それぞれの地区における道営草地整備事業に係る負担金であります。

細節18につきましては、幕別町家畜伝染病自衛防疫組合が事業主体となって実施する特定の伝染病発生農家の消毒、治療、自主淘汰にかかわる経費の一部を給付する補助事業に係る補助であります。

細節19につきましては、本年度から3カ年の予定で実施する新規事業であります。近年、価格が低迷している和牛の消費拡大を図るため、町内で開催される夏フェスタ、産業まつり、どんとこい村まつりの三つのイベントにおいて、生産者が対面販売により和牛肉のPRを行うもので、実行委員会に対する補助であります。

107ページになります。

6目町営牧場費、予算額5,836万9,000円、本目につきましては、幕別地域1カ所、忠類地域4カ所の町営牧場の管理運営費であります。忠類地域におきましては、平成21年度以降、預託頭数の減少により、共栄と晩成の2牧場でのみ預託を受け入れておりましたけれども、本年度におきましても、現在のところほぼ同程度の頭数と見込まれておりますことから、引き続き2牧場で受け入れを予定しているところであります。

108ページ、7目農地費、予算額3億1,124万5,000円、本目につきましては、土地改良施設の管理運営及び国営、公団営事業の償還に要する経費であります。

109ページの13節委託料は、上統内排水機場及び幕別ダム点検等の委託に係る経費。

100ページの15節工事請負費は、細節3の駒島地区農道、町道名で申し上げますと、駒島6線の舗装工事が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は古舞地区ほか2地区の国営事業償還金、細節4は幕別地区、

いわゆる東西線にかかわる公団営事業の償還金であります。

細節5は1ヘクタール未満の小規模暗渠整備や明渠床ざらいの機械借り上げなど、農用地排水改善対策事業に対する補助であります。このうち小規模暗渠整備については、暗渠資材購入費と機械借上料を補助対象としておりましたが、本年度からは疎水剤としてピリ砂利を加えることにより、ヘクタール当たりの実質補助単価を10万2,500円から13万円に約27%引き上げるものであります。

細節8は南勢地区ほか11地区約1万2,500ヘクタールに係る農地水環境保全向上対策事業の負担金であります。

111ページになります。

28節繰出金につきましては、忠類地区に係る農業集落配水特別会計に対する繰出金であります。

8目土地改良事業費、予算額1億3,199万5,000円、本目につきましては、土地改良事業の事務的経費及び道営事業負担金が主なものであります。19節負担金補助及び交付金、細節5から7につきましては道営畑総事業、細節8につきましては本年度から着工する東宝道営経営体事業、町道名で申し上げますと、東宝線の改良舗装に係る負担金であります。

112ページをごらんください。

2項林業費、1目林業総務費、予算額3,220万円、本目につきましては、林業振興にかかわる経費であります。7節賃金、8節報償費につきましては、シカ、キツネなど有害鳥獣駆除に係る経費であります。昨年度、前年比139頭増の213頭のシカを駆除することができましたことから、本年度においても昨年並みの捕獲頭数を目標に予算計上をしたところであります。

19節負担金補助及び交付金、113ページになりますけれども、細節9から12につきましては、民有林振興にかかわる補助金であります。細節9は森林組合に対する補助金、細節10は除間伐、細節11は造林、細節12は森林整備活動支援といたしまして、それぞれ民有林の所有者に交付するものであります。このうち細節11の公費造林推進事業につきましては、山林所有者の造林意欲が高いことから、前年度に比べ340万円ほど増額となったものであります。

2目育苗センター管理費、予算額4,903万5,000円、本目につきましては、忠類育苗センターの管理運営に要する経費であります。13節委託料が主なものであります。

本年度におきましても昨年度同様、トドマツ25万本、アカエゾマツ10万本の合計35万本の出荷を見込んでいるところであります。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っております。ないでしょうか。

藤原委員。

○4番（藤原 孟） 2点、お尋ねいたします。

1点目はページ110ページ、7目農地費の節でいいますと19節負担金としまして、4番公団営事業償還金のことについて、まず1点お尋ねいたします。

2点目は、ページ112ページの農林事業のところ有害鳥獣の委託料についてお尋ねします。

まず1点目につきまして、4番の公団営の償還金、毎年1億1,532万2,000円と何年か続けて支払っていると思っております。これの当時の事業費の総額、また、いつ着工していつ完成したのか、それと償還年数と償還事業費総額について、まずお尋ねいたします。

あと、次2番目の鳥獣につきましては、シカとかキツネとか非常に災害は出ております。ただ、駆除するだけで、果たしてこのことが解決できるかという問題が、今、提案されている時代であります。ぜひ天敵と、それからいわゆる生き物のテリトリー、また持っている病原菌の関係、これらをも研究して対策していかなければならない、そういう新しい時代に入っておりますので、ぜひいわゆる駆除するという費用だけでなく、新しい研究に向けていく費用も必要ではないかと思ひまして、お尋ねいたします。

○委員長（乾 邦廣） 土地改良課長。

○土地改良課長（所 拓行） 公団営の事業償還につきまして、ご説明申し上げたいというふうに思います。

平成13年度でこの事業が完了いたしまして、平成14年から15年間にわたりまして平成28年度まで終了ということをごさいますて、償還をすることになっております。

償還金につきましては1億1,533万1,969円を平成28年度までというふうな形の中で償還をする予定でございます。

施工した道路延長については11.6、償還金の合計については17億2,745万2,000円というふうな形になっております。

○委員長（乾 邦廣） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） ご質問の有害鳥獣の関係でございますけれども、まず4ページの有害鳥獣駆除委託料の関係につきましては、カラスの巣の撤去が高所の場合があるということで、高所作業車の委託料をこちらで計上しているものでございます。

ご質問の中身の駆除するだけではなく、天敵、テリトリー等考えながらというお話なのですけれども、現状といたしましては、まずは農林業被害を減らすという意味合いで、生息数が全道で64万頭と言われてはいますが、増加している中であって、それに伴って農林業被害もふえているということでございますので、まずはその生息数の個体数を減らすということを第1に考えてございますので、まずは駆除ということが大事な取り組みになるのだらうというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 藤原委員。

○4番（藤原 孟） 最初の公団の償還金であります。ある大阪の有名な知事が、この請求書自体は非常にいわゆる新地のバーのぼったくりの程度の請求書が来たということも新聞記事に出ておりましたけれども、幕別町において毎年毎年15年間1億1,500万円、これを返すということは、当然精査された上でのことだとは思いますが、今後この負担金に対して、基準とか、またいわゆる内容について細かく検討して減額を求められるなんていうことにはならないのか、ちょっとお尋ねします。

有害につきまして、いわゆる個体数を減らして、そこを殺していくといっても、必ずその個体が減れば違うまた個体が必ず、これはいわゆる自然の現象だと思うのです。例えば、キツネにしても、キツネを殺して、そこをあけても、違うものが。特に今これからアライグマだとかそういうものがまた北海道に蔓延するのではないかということもある。いわゆる確かに個体を殺すことは、私は反対ではないのですけれども、次の策としていわゆる菌を持っている個体が来れば、その菌をまず持たない個体をその地域に残すことで、いわゆるテリトリーが守られるのではないかと、そういうこともあると思っていますので、ぜひその辺のことも含めて有害の対策をしてほしいと、そう思っております。

○委員長（乾 邦廣） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） ご質問のテリトリーですとか、病原菌というお話なのですけれども、恐らくキツネを想定されているのかなというふうには思うのですけれども、羊蹄のほうでキツネが持っていますエキノコックスの拡散防止という意味合いで、エキノコックスの病原虫をキツネが保有している病原体を体外に出すということで、駆虫薬を食べさせてキツネ自体をきれいな、きれいなキツネといったらあれなのですけれども、病原菌を持たないキツネにしようというような取り組みをしております。キツネはある程度のテリトリーがありますので、エキノコックスの病原菌を持たないキツネが生息することによって、近くにはそういった菌を保有していない地域になるというようなことで、そういった取り組みもなされているようで、そういった事例も我々お聞きしているところなのですけれども、現在のところ、本町におきましては、エキノコックスに関して生産者あるいは業者さんのほうからそういった取り組みについて具体的に取り組むというような状況にはまだ至っていないものですから、そういった研究も含めて、今後の検討課題だらうというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 公団営事業の関係でありますけれども、どっかの府知事がぼったくりと言ったのは国直轄の事業であります。これにつきましては、公団営であります。当時の農用地整備公団と

いう公団が事業主体となって実施したものであります。

この事業につきましては、本町のこの地図を見たときに、南北の道路は非常にアクセスがいいのでありますけれども、東西を通る町界から町界まで東西で突き抜けるような道路がなく、ひとつ大きな課題で、何とか東西を抜ける道路が欲しいということで、農用地整備公団のほうにお願いをして、事業計画当初から町も一緒になってかかわってきた事業であります。このおかげで、非常に今はかなりの交通量もあるわけでありまして、事業効果もさることながら、事業の内容についても、今この時点でお金を返してくださいとか、そういったものはないというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） よろしいですか。

ほかにございませんか。

芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 112ページの林業総務費のところ、ここでお尋ねするのが適当かなと思ったのですが、外国資本が入って民有林を買って水源池等のことで新聞等で騒がれている問題があります。ニセコ町なんかでも水源を含めて、その山林の環境の保護のために、今、条例をつくったというふうなそういうことも聞いております。

どうということが目的で、そういうふうな形で民間がされているのかわからないのでありますけれども、そういうことに関して、町では今までそういう実例がないのか、それに対する町としてのその考え方、その方策と申しますか、そういうことがあればお聞かせいただきたいなど。

○委員長（乾 邦廣） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 森林に係る外資系資本の購入といいましょうか、それにかかわる売買の関係でございますけれども、このことについては全国、全道でも話題になっておりまして、新聞報道等にもありますけれども、今、道のほうでは昨年これに係る調査を実施しておりまして、道が昨年行いました調査によりますと、道内で中国やシンガポールなどの海外資本が所有する森林が33件で、820ヘクタールになるというような調査の結果になっております。

森林の売買の関係なのですけれども、現行の法制度の中では、国土利用計画法、国土法の届け出で1ヘクタール以上のものについては届け出が事後でも構わないのですけれども、1ヘクタール以上のものについては届け出をすることになってございますので、そういった面での把握はできるのかなというふうに思っております。

本町の場合については、現在のところはないものというふうに認識をしております。

これに対する町の対策ということなのですけれども、現実的には、現在のところは先ほども言いましたように、ないということで認識をさせていただきますので、具体的なこれといった対策については行っていないという現状でありますけれども、ただこれについては個人の財産権に及ぶというような問題でもありますので、規制をかけるだとかそういったことについては、非常に難しいものがあるのではないかというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 民有林の場合、直接的な関与と申しますか、なかなか難しい世界もあるのかと思いますが、その山を持っていらっしゃる方等々は連絡があるわけでありまして、そういうことに関して規制を加えるというふうなことができないということでありましたら、そういうことが大変町としても町民も懸念をしておるといふような形の、そういうひとつの民間との話し合いだとか、そういう啓蒙だとかというふうな形でやられる方法はないのか、どうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 今、農林課長お答えしたように、現実的には阻止するすべというのはいりません。

ただ、やはり森林、その他の土地を外国資本が買うという場合、観光振興などいい面もあるのですけれども、やはり一番困るのは水源涵養となっているような森林を買われてしまって、水の供給がうまくいかないだとかという、あるいは乱開発がされてしまうという場合も懸念されるわけでありまして

ので、その辺は先ほど申し上げました国土法の届け出というのを注意深く見ていくということと、あと情報提供ですね。住民の皆さんが情報提供をいただく中で、阻止しなければならないものについては、町としても対応しなければならないというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

増田委員。

○8番（増田武夫） 8番増田ですが、106 ページの関係になると思うのですが、昨年、宮崎で口蹄疫が出るだとか、今、韓国でもはやっている、それから北朝鮮にもはやっているかというようなことで、非常に感染力の強いこうした口蹄疫のような病気は、引き続ききちんと入ってこないような対策をとっていく必要があると思いますけれども、23年度はどのような対策をとっていかうとしておられるのか。町の体制もそうでありまして、農家の方々の協力も得てやっていかなければならないことだと思うわけですが、どのようになっているか、お知らせください。

○委員長（乾 邦廣） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 口蹄疫の関係でございますけれども、ご質問のように、韓国、台湾ですとか、そういったところで発生を見ているということで、我が国においても昨年の宮崎県での発生というようなこともありまして、当然、宮崎県で発生した際には、町内の生産農家あるいは町、行政、農協等を含めまして、関係機関一体となって取り組みをしたところであります。

さらに、先ほど言いましたように、韓国等での発生が拡大しているというようなこともございました。一たん宮崎の発生が終息したということではありましたが、ここでまた例えば庁舎ですとか、公共施設あるいは農協の事務所のマットの設置ですとか、そういったあと生産農家のみずから行うものとして足踏みマットの設置ですとか、そういったことの周知徹底ですとか、そういったことも始めているところでありまして、23年度におきましても、当然これ引き続き取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○8番（増田武夫） 最近、韓国ですとか中国ですとかの観光客も物すごく入ってきていると。そのこと自身は歓迎すべきことだと思うのですが、そういう人たちも十分に持ち込む可能性というのがあって、非常に心配されます。引き続き関係機関と協力して、ぜひ万全な体制をとっていただきたいと思えます。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

牧野委員。

○9番（牧野茂敏） 103 ページ、農業振興費の中で、ことし新しく農業再生協議会補助金 300 万円、これ先ほど部長のほうからは戸別補償云々という内容、お話あったと思うのですが、これを少し詳しく内容を教えていただきたいのと、もう一つは 111 ページの土地改良事業費なのですが、これは当初計画に対してどれぐらいおこなっているのか、この辺お知らせいただきたいと思えます。

○委員長（乾 邦廣） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 農業再生協議会の補助金関係でございますけれども、まずこの農業再生協議会というものはどういうものなのかというところでございますけれども、今回、農業者戸別所得補償制度の本格実施に当たりまして、まずは行政と関係団体が連携して協力した上で円滑な事務を実施する体制が必要であろうということで、今といたしまして、既存でございます水田農業推進協議会あるいは担い手育成総合支援協議会といった協議会を統合して、農業全般にかかわる施策の推進体制ということで、この農業再生協議会を新たに立ち上げるということでございます。

こちらの補助金につきましては戸別所得補償制度がメインにはなるのですが、その戸別所得補償制度を実施するに当たりまして、その事業推進に係る事務費を国から道、道から町、そして農業再生協議会にという流れで交付するものであります。

○委員長（乾 邦廣） 土地改良課長。

○土地改良課長（所 拓行） 土地改良事業の推進の関係でございますけれども、美川地区につきまし

ては、22年度完了予定でしたが、1年おくれの23年度で完了というふうなことでございます。古舞地区につきましては、24年度完了というふうな形の中で誠意努力をしているところでございます。また、明新地区については、平成25年度完了というふうな形の中で進んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 牧野委員。

○9番（牧野茂敏） 先ほどの農業再生協議会、これは町の単費でなくて国費と道の費用ということで押さえていてよろしいのですね。

それと、土地改良事業なのですが、美川地区の1年おくれはわかるのですが、古舞、明新にしては、おくれはないということなのですか。お願いします。

○委員長（乾 邦廣） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） こちらの補助金につきましては、国から道、道から町にということで歳入も道補助金で同額を見込んでいるものでございます。ただ、再生協議会自体の役割といたしましては、先ほど申し上げましたように、農業全般の政策の推進というようなことでございます。

○委員長（乾 邦廣） 土地改良課長。

○土地改良課長（所 拓行） 古舞地区につきましては、23年度末で約7割の進捗率になる予定でございます。明新地区につきましては、73.2%というふうな進捗率になりますので、24年または25年というふうな形の中で、事業完了するというふうな形の中で北海道のほうに要求をしていくというふうな形で考えております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） ほかに質疑がないようでありますので、6款農林業費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 7款商工費につきましてご説明申し上げます。

114ページをごらんください。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、予算額3億3,192万7,000円、本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費であります。

8節報奨費、細節3、住宅新築リフォーム奨励事業商品券につきましては、今現在61戸の申し込みがありますことから、昨年度と同様、新築リフォームそれぞれ30戸分を見込んでおります。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、幕別町商工会に対する補助。

細節4、5につきましては、創業金を含む中小企業融資に係る保証料及び利子補給費補助金でありますけれども、過日、条例改正の議決をいただきましたように、本年度からは運転資金、小口資金の貸付限度額をいずれも1,250万円に引き上げるものであります。

細節9の商店街活性化店舗開店等支援事業補助金につきましては、本年1月に新規出店した2件分に係る補助金を計上いたしております。

21節貸付金につきましては、中小企業融資の原資を金融機関に預託するものであります。

2目消費者行政推進費、予算額421万8,000円、本目は消費者行政に要する経費であります。専任の消費生活相談員賃金、消費者協会補助金などが主なものであります。115ページの11節需用費、細節30の印刷製本費については、悪徳商法などの被害防止啓発用リーフレット等を作成するものであります。

3目観光費、予算額2,944万9,000円、本目につきましては、観光振興及びアルコ236道の駅忠類の管理運営に要する経費であります。116ページ、13節委託料の細節5、アルコ236道の駅忠類指

定管理料、15 節工事請負料の細節 1、アルコ 236 正面エントランスの改修工事、19 節負担金補助及び交付金の細節 3、観光物産協会補助金が主なものであります。

4 目スキー場管理費、予算額 3,236 万 1,000 円、本目につきましては、明野ヶ丘スキー場、白銀台スキー場の管理運営に要する経費であります。

117 ページ、7 節賃金のスキー場管理人及び嘱託職員の賃金、11 節需用費の電気料、118 ページの 13 節委託料、細節 8 のリフト管理委託料が主なものであります。

5 目企業誘致対策費、予算額 1 億 7,117 万 7,000 円、本目につきましては、企業誘致等に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3、企業開発促進補助金、細節 5、工業用地取得促進補助金、細節 6、土地開発公社運営補助金、21 節貸付金の工業団地取得資金貸付金が主なものであります。土地開発公社運営補助金につきましては、公社の借入金に対する利子を補助するものでありますけれども、昨年 12 月から借入先を従来の市中銀行から町の基金の切りかえましたことにより、利子の軽減を図ったところであります。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

前川委員。

○6 番（前川雅志） 114 ページの商工振興費の細節では、商店街活性化店舗開店等支援事業補助金についてお伺いをしたいと思います。

新年度においても予算がつきまして期待をしたいところではありますが、この事業を利用するに当たっての条件は 21 年、22 年と同じような条件で行うのか、伺いたしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 3 年間の継続事業ということで事業を実施しておりまして、条件等については変更せずに実施してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 前川委員。

○6 番（前川雅志） 大変期待して開店したお店も幾つかあったわけではありますが、たまたまうまくいなくて閉店されたというのが、今の実情なのかなというふうに思っております。町民の中からは補助金を返すべきだというような声も聞かれるわけではありますが、これまでの条件からいきますと、そういうことにもなっておりませんので、返還する義務はないと思っております。商売も厳しくなって閉店したかと思われまので、そういったところからお金を返せということにもならないのかなと思っておりますので、今度この事業を行うときに、その条件の中でもう少し審査を厳しくするだとか、事業が行き詰まらないことまで考えながら、希望があればすべて事業にのせていくという考え方では、また同じようなことを繰り返す可能性が高いのではないかと思いますので、そういったところの見解をお示してください。

○委員長（乾 邦廣） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） いわゆる空き店舗対策ということで実施しておりますので、まずシャッターをあけてもらうというところに主眼がありまして、そこから商店街としてのにぎわいを再生していただければというのが望みでありますので、そこがハードルをなるべく下げて出店しやすいようにということで考えておりました。

ですが、結果として、1 年というような期間の中で事業に行き詰まって撤退されるということが出てきておりますので、もう少し担保性を高めるということは、そういった意味では必要なのかもしれないのですが、現況ではまずはシャッターをあけてもらうというところに主眼を置いて、最初の検討の中では十分そういったことも協議したのですけれども、現行で考えておりましたので、続けてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 前川委員。

○6番(前川雅志) お気持ちはよくわかりますし、にぎわいを出してほしいというのは同じような気持ちでおりますが、結果としてもう数店舗出てしまいましたので、そういったところを反省しながら、新たな展開を考えていく必要があるのかなと思ひまして、質問をさせていただいております。

こちら辺は貸し付けをするときほど厳しい審査ということまでは必要ないかもしれないのですが、やっぱりこの事業は商売として成り立つのかどうかということまで、ある程度見ながら判断をしていく必要があるのではないかと思います。

それと、個人または法人ということで、小売りやサービス以外のところにも半分ぐらい公益的な事業をやられるところにもアンテナショップ、コミュニティ施設、実質的にそういったところで事業の対象となっていくわけでありますが、商売ともう一つ公益性の高いものにもう少し力を入れながら、こういったものには利益が上がらないものが多いかと思ひますので、町としての支援をしながら、こういったアンテナショップやコミュニティ施設など、そういった展開に取り組んでいくということと、二つお聞きしたいと思ひます。

○委員長(乾 邦廣) 経済部長。

○経済部長(飯田晴義) 確かに昨年からはまりまして、4件のうちすべて4件が撤退してしまったと、非常に残念な結果になったわけでありませう。

それで、制度をつくる時設計時においては、開業したときの初期というのは非常に大変だから、なるべく初期段階で支援をしなければならぬなど。かといって、その早々にやめてしまうのであれば、これまた補助の目的も達せられないだろうと、非常にジレンマに陥ったわけでありませう。大概は貸付金を借りて事業をスタートさせるというケースがございまして、その場合においては、創業資金ですね、新たに始める場合、創業資金、日本政策金融公庫なり、あるいは道の創業資金を借りますので、そういうところを経由する場合については、一定の審査はなされるので大丈夫なのかなと。ただ、ではそこを借りない場合についてはどうしたらいいのかということ、悩んだわけなのですが、なかなか我々行政マンがそこに審査をするというの、なかなか専門的知識がなくて難しいということでありましたので、せめて事業がスタートしてから補助金の交付については、3カ月の様子を見てから交付をしようということ、一定の担保をとったつもりでありましたけれども、結果的にはこういう結果になりましたので、その辺どういう見方がいいのか、だれが見るのがいいのかということも含めて、その辺の確実性をどれだけ担保できるかということについては、検討しなければならないというふうにおもっております。

それと、公益性の高いものということで、もちろん商店ばかりでなくて、例えばお年寄りのサロンでありますとか、赤ちゃん、子育てに悩むようなお母さん方が集まっているいろんな情報交換をするだとかという、そういったサロンのような活用も当然想定をしていたわけがございまして、ある店舗についてはそういった展開ができないのか。あわせて障害者の方が働く場というようなことも意識しておりましたけれども、そういう活用はできないのかということを持ちかけたことはありました。だれにということとはちょっと言えませうけれども、そういうことも実はやらせていただきましたけれども、なかなかそこまでのマンパワーがそろわなくてやっつけられないという結果でありました。

今後も引き続き我々としてもやはり町中に活気を取り戻す。そのことによって消費の回帰を図るのだということが大事でありますので、引き続きそういった要請あるいは配慮をしていなければならぬものというふうにおもっております。

○委員長(乾 邦廣) ほかにございませうか。

堀川委員。

○5番(堀川貴庸) 一つお尋ねをいたします。ページは114ページ、商工振興費の19節負担金補助及び交付金の中の中小企業融資にかかわって、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

先日の本会議においては、融資の限度額といひませうか、額についての条例変更改正されました。そのときにもお尋ねすればよかったのでせうけれども、改めてお尋ねしたいというのが、そのときのご説明では、現行の緊急保証が3月末で終了ということになるということ、その代替ということ

になるのでしょうか、わかりませんが、そういった可能性として、これからその1,250万円になるのですけれども、これまでどちらかというと、お尋ねした経緯では一部の業種を除いて運転資金については500万円ぐらいで十分だったろうというような設定で問題ないというような見解だったというふうに思うのですけれども、その一部の業種の声にこたえたような感も受けるのですけれども、今回その条例改正の改めて理由をお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） タイミングとして、今回、融資制度のいわゆる認定の期限が切れて、3月末においてそういった担保がとれないからということの中で、タイミングをはかっていくということが、まず1点ありました。

金額につきましては、従前から資金需要として500万円足りない、届かないというような業種もあるというのをお聞きしておりました。しかしながら、500万円程度で大体町内における企業の方は間に合っているだろうということで押さえておりました。過去においては、設備資金が1,000万円を2,000万円、3,000万円としたときにも、その500万円の運転資金の検討して、それは妥当であろうということで据え置いたという経緯がございます。

今回につきましては、そういったタイミングが図られる時期に、小口資金そのものを条例上外出しにしてということで1,250という数字が出たものですから、それに合わせて運転資金のほうも一緒に上げさせていただいて、まず枠の確保をさせていただきたいということで提案させていただいたものであります。

○委員長（乾 邦廣） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 全国的に景気経済も厳しいものですから、こうやって限度額を引き上げていただいたということは、大いに評価したいと思うのです。それぞれの企業の情勢にもよるでしょうから、借り入れできないはあると思いますけれども、その特定の業種にも耳を傾けてくれてやっていただいたと、非常に評価したいと思います。

ほかの町の事例をちょっと持ち出すのも恐縮なのですが、うちの町としては運転資金とそれから設備資金、近代化資金貸し付けと、大まかにあるのですけれども、帯広あたり見ますと、その設備資金のほかに、特別設備資金といったようなメニューがありまして、その中ではもちろん店舗の近代化も入っているのですけれども、これも前々からちょっとお尋ねしたこともあるとは思いますが、やっぱりその環境に対しての企業が設備投資をするといった場合の制度資金ですとか、それから今はユニバーサルな時代ですから、ユニバーサルデザインを取り入れるといったような設備投資のときの設備資金ですとか、そういったところが結構この後考えられるのですけれども、それは設備資金の中のそれぞれ金融機関と企業との折り合いの中で作文されるかもわかりませんが、こういった対応を町のほうとしてはどう考えているかお尋ねしたいというふうに思います。

実際、設備投資がされるということは、民間の活力がやっぱり大いに活用されるということになると思うのです。ぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思いますけれども、どのような見解をお持ちでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 町の制度資金につきましては、これまでも利用される方、商工会あるいは金融機関、さまざまな意見を聞かせていただきながら、その時代に合った対応をすべく改正をさせていただいたところであります。

今、堀川委員おっしゃったような環境への投資だとかという、そういう話は実は初めて耳にしたわけでありまして、そういう企業が少なからずあるというようなことであれば、対応も考えなければならないということでしょうから、引き続き商工会あるいは金融機関のお話を聞きながら、必要なものについてはやっぱり考えていかなければならないというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） ほかに質疑がないようでありますので、7款商工費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中でありますので、この際16時15分まで休憩をいたします。

15:59 休憩

16:15 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 8款土木費についてご説明申し上げます。

120ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、本年度予算額2億2,883万円であります。

本目は町道の維持管理及び除排雪に要する経費であります。

13節委託料の細節1は、幕別地域及び忠類地域の除排雪を含めた年間通しての町道管理委託料、細節2は植樹ます等の除草などに伴う就労センターへの委託料。

細節6は札内駅人道跨線橋のエレベーター保守点検に係る委託料であります。

14節使用料及び賃借料、細節5は除排雪に係る民間の除排雪機械43台及び排雪ダンプ等の借り上げ経費であり、新雪の一斉出動は4回のほか、幹線道路の排雪及び路面整正や拡幅除雪や含み除雪など2次除雪経費を想定しているものであります。

なお、町道延長879キロのうち、除雪延長は662キロを予定しているところであります。

16節原材料費、町道管理費のための切り込み砂利や舗装合材の資材購入費。

18節備品購入費は、除雪ドーザー1台及び草刈り装置付きの小型ロータリー車を1台を購入するものであります。除雪ドーザーにつきましては、借り上げ機械減少に備えるための対応機械の増強でありまして、小型ロータリー車につきましては耐用年数経過による更新であります。

121ページへ行きまして、2目地籍調査費、本年度予算額は6,119万5,000円であります。

本目は地籍調査に要する経費でありまして、13節委託料の細節6は、古舞、栄及び美川の一部、25.68平方キロメートルを調査するための費用であります。

細節7、8は土地移動に伴います地番図、地籍図を修正するための費用であります。

122ページへ行きまして、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、本年度予算額581万8,000円あります。

本目は107カ所の樋門を管理するための63名分の管理人賃金と道路河川関係の経常的な管理に要する経費であります。

13節委託料は、道路台帳及び河川台帳の修正委託。

次に、2目道路新設改良費、本年度予算額は1億3,957万4,000円あります。

本目は町道の改良舗装など道路の整備に要する経費であります。

123ページへ行きまして、13節委託料、細節6及び7は翌年度以降の整備路線の調査委託料であります。

15節工事請負費、細節1から4につきましては、道路改良舗装工事、細節5につきましては、日新線の沢に設置されております擁壁の改修工事。

今年度の道路整備につきましては、さきに繰り越しをさせていただきました交付金事業とあわせまして、継続事業は3路線、新規事業5路線、補修事業5地区の工事を予定しており、地域別では幕別地区12路線、忠類地域では2路線の内訳となっております。

工事ごとの事業量といたしましては、延長で申し上げますと、道路改良が1,047メートル、舗装新

設が 1,280 メーター、歩道新設が 1,449 メーター、車道オーバーレイが 475 メーター、歩道の改修が 1,053 メーターなどを予定しております。

124 ページへ行きまして、17 節公有財産購入費は札内駅前通りなどの事業に係る用地費。

次に、3 目道路維持費、本年度予算額は 4,140 万円であります。

本目は町道維持補修に係る経費であり、15 節工事請負費は舗装や縁石、雨水ますなどの補修のほか、防じん処理や区画線の引き直し、緊急的な復旧に要する経費であります。

4 目橋梁維持費、本年度予算額は 835 万円であります。

本目は町道に係る橋梁の維持補修費と、大きくは十勝中央大橋に係る音更町との共同管理負担金であります。

次に、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、本年度予算額 3 億 2,133 万 4,000 円であります。

本目は都市計画に関する計画、整備に要する費用でありまして、1 節報酬は都市計画審議会の 4 回分の委員報酬であります。

125 ページへ行きまして、13 節委託料、細節 5 は都市計画図色図の修正に要する費用、細節 6 は幕別町緑の基本計画の見直しに係る委託料のほか、都市計画道路の各種調査、検討にかかわります委託料などあります。

19 節負担金補助及び交付金は、会議等負担金、各種協議会に対する負担金。

28 節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市計画環境管理費、本年度予算額は 1 億 1,755 万 6,000 円あります。

本目は公園及びパークゴルフ場の維持管理に要する経費であります。

11 節需用費のうち、細節 21 から 25 は公園照明、トイレなどの光熱水費が主な経費であります。

細節 40 は公園施設の修繕料であります。

126 ページへ行きまして、12 節役務費のうち、細節 18 のパークゴルフ公認コース更新手数料は 3 年に 1 度の更新が必要でありますことから、本年度がその年に当たりますことから、4 コースについて認定の更新を行うものであります。

13 節委託料、細節 5 はパークゴルフ場や公園、緑地などの草刈り及び清掃に伴う管理委託料のほか、フラワーガーデンや果樹の管理委託料であります。

細節 11、公園維持管理業務委託料は、職員と臨時職員によって行ってきました公園やパークゴルフ場の日常管理や各公区に貸し出しております草刈り機械の配送業務など、公園長寿命化計画に対応すべく遊具の定期点検などの業務を、今回、今年度委託しようとするものであります。

15 節工事請負費の細節 1 は春先の点検後に伴う遊具の補修費、細節 2 は各種施設の緊急整備に要する費用、細節 3 ははらっぱ 36 に設置されています循環式トイレの貯水槽の交換に要する費用、細節 4 は、依田公園に隣接するホテル、トイレ、ガーデンの 3 施設の排水を処理する浄化槽のブロワーポンプのオーバーホールに要する費用であります。

127 ページへ行きまして、16 節原材料費は、維持管理に要する張り芝、花の苗、肥料などのほか、街区公園の草刈り時の飛び石によります事故防止用ネットの購入費用ということであります。

次に、3 目街路事業費、本年度予算額は 70 万 8,000 円あります。

本目は都市計画道路の整備をする費用で、15 節工事請負費は、スマイルパーク前の街路の案内標識の設置に要する費用であります。

次に、4 目公園整備費、本年度予算額は 3,196 万 8,000 円あります。

本目は公園施設長寿命化計画の策定に要する費用のほか、都市公園施設の改築・更新に要する費用が主なもので、13 節委託料は平成 22 年度に策定した長寿命化計画に含まれていなかった百年記念ホールや札内スポーツセンターなどの建築物及び都市公園内の橋梁など、土木構造物の長寿命化計画の策定に係る費用であります。

128 ページへ行きまして、15 節工事請負費は、昨年の遊具等長寿命化計画に基づく遊具等塗装補修のほか、スマイルパークにあります図書館札内分館の冷房施設の設置に係る費用が主なものであります。

す。

次に、4項住宅費、1目住宅総務費、本年度予算額は279万円であります。

本目は公営住宅関係の事務などにかかわる経費で、臨時職員並びに嘱託職員の賃金などが主なものであります。

128ページへ行きまして、2目住宅管理費、本年度予算額は2,449万2,000円であります。

本目は町営住宅858戸の維持管理及び修繕等に要する経費であります。

7節は、住宅管理人18人分の賃金、11節、細節40は床、壁、建具、設備などの一般修繕費であります。

15節工事請負費は、公営住宅営繕工事に要する経費であります。

130ページへ行きまして、3目公営住宅建設事業費、本年度予算額は9,560万円であり、本目は町営桂町東団地、町営忠類白銀町団地の全面的改善事業に要する経費であります。

13節委託料、細節5は全面的改善事業に伴う住等の安全性、居住性及び費用対効果として適切であるかどうか、評価を行う委託料であります。

細節6は改善工事の管理委託、細節7は団地の外構及び駐車場の実施設計に係る経費。

15節工事請負費、細節1は桂町東団地、細節2は白銀町団地、それぞれ1棟4戸の全面改善工事に要する経費であります。

細節4、次のページの細節5は、桂町東、白銀町の両団地の道路舗装に要する経費であります。

22節、細節1は、公営住宅全面改善に伴う入居者の移転に要する経費であります。

以上で、8款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。ないでしょうか。中橋委員。

○1番（中橋友子） 3番、130ページの3公営住宅建設事業費の15工事請負費、桂町の東団地の全面改善工事、昨年度から3カ年計画で始まりまして、既に新しいところが1棟完成しまして、順次事業が進められています。安全面や、それから暖房の面など、随分改善されまして、入居者に喜ばれているところではあるのですが、しかし新しい住所に、新しい中で住民の皆さんの声を聞きますと、ごらんのとおり、南側の窓が従来の3分の1ぐらいになってしまったのですよね。非常に小さくなったということがありまして、本来、日本の住宅というのが南側に大きな窓が可能な限りとられていて、そして採光をすることなののですが、こういう点では改修工事という制限があったがためになっただけではないかというふうに思うのです、新築の全くの新しい建設ではないので。その辺の経過と、今後どんどん2棟目、3棟目と事業が進むわけですから、同じスタイルになっていくのかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 全面的改善の南側の窓が小さいというお話ですけれども、新築であれば当然自由な間取りといいますか、採光を入れることができるのですけれども、全面的改善ということでやっておりますので、全面的改善といいますのは、その内容が適正なのかどうかという評価を受けなければなりません。かつ費用対効果としてどうなのかという、言ってみれば、二つの点が全面的改善について条件となってくるわけですけれども、全面的改善ですから、基本的には建物のコンクリート部分、躯体ですね、この部分については全面的改善という趣旨からいって、それを取り除いたり足したりということができないのです。自由に開口部をあっちに持っていったりこっちに持っていったりということであれば、そうしたら新築がいいのではないかという議論になってしまいますので、基本として全面的改善は躯体の部分の開口部をあっちに持ってきたりこっちに広げたりということができません。そのようなことがありまして、従来の窓の面積からいくと小さくなっているというふうなことがございます。

確かに入居者の方から窓の部分の小さいのではないかというお話をいただいております。それで、

窓の上下については、構造的に耐震上の面積に入っていないのです。こういうふうに窓ありましたら、上、下というのは構造的に支えるような理屈になっていないものですから、ですから、上、下には伸ばすことができるのです。したがって、来年度以降につきましては、大幅にやると、また不都合が生じてくるかと思しますので、若干ではありますけれども、上下にその窓の部分の大きくしたりというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） その改修のときの説明をいただいたときに、新築よりはずっとコストも低く済むのだということもあって、そのこと自体は今までの建築物の基礎の部分を活用する、あるいは壁の部分を活用するという点では、無駄な経費を使わないでやっていくという点で大事なことだというふうに思うのです。

ただ、やっぱり快適に住んでいただくためには光がたくさん少しでも入ったほうがいい。今、課長のお答えだと、上、下には伸びるということで、外から見ましても、結構上、下には長いのですよね。要するに縦長の窓が一つ入っている。茶の間に縦長の窓が普通の1間というのですか、その半分の長さの縦長の窓が入っている。できれば、その上下よりは左右に伸ばしていただくことが明るい住宅になっていくと。1回建ててしまうと、また何十年も使っていきわけですから、ぜひその次からの工事の中で左右に伸びていかないか、検討していただきたい。

耐震化の関係ですとかと言われましたけれども、中に入ってみますと、暖房の関係でなったのかな、暖房機器も設備されておりますよね。そういったこともあって、こんな間取りになったのかなというふうに思うのですが、一般的に見て、バスに乗っている人たちから見ても、あら、この住宅は何なのだろうという、窓がない住宅かというほど、極端に言ってしまえばね、そんなところも感じとられるところがありまして、改善できるところは可能な限り改善していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（乾 邦廣） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 先ほど窓も上下という話をしましたけれども、実は南側に古いときのベランダというのでしょうか、その部分と普通の横開きの部分がありまして、先ほど上下にというお話ししたのは、通常部屋についている窓のことをお話しさせていただきました。したがって、縦長に狭くなった出入り口になっていきますけれども、その幅が広がらないかということになりますと、これ既存の躯体といいますか、がわを使ってやっている関係上、その中にユニットバスだとか施設関係ですね、そういうものを納めなければならないということで、中の間取りを考えたときに、どのような間取りがいいかということで考えた末に、ユニットバスが実はもともとの窓のあった部分にかかってしまっていると。したがって、そのユニットバスの部分に窓つけられないものですから、そのようなことで既存のあいている部分の中で、部屋の間取りをしていったということなのです。したがって、出入り口になっている南面の窓を横に広げるといことは、先ほどお話ししたようにちょっと無理があるということでございます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 壊れてしまったら困るので、無理なことはできないとは思いますが、そうですね、そこが伸ばせないのなら、その隣にある小窓を大きくするというだけでも、今よりは光が入っていくかなというふうには思います。ぜひ着工の前に可能な限り明かりを取り入れられるような住宅にしていきたいということを申し上げて終わります。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 125 ページ、都市環境管理費になるのではないのかなというふうに思います。公園等の管理についてということで、2点質問させていただきたいというふうに思います。

1点目は、百年記念ホールから国道までの公園がございませすよね。大変広い敷地の中ではいろいろ活用の仕方があるぞということでお話をいろいろと聞かせていただく機会がありました。

まずは、この広い敷地につきましては、今後の使用の仕方として、どのような計画を持っていらっ

しゃるのかということが、1点目であります。

2点目は、町が管理する公園の動物のふん尿のことであります。

本来、飼い主がちゃんと管理すれば問題のないことであるというふうに感じますけれども、実態としては公園の中に、特に雪解けの後などというときには、ふんがたくさん見えてくるのだと、犬の毛のすいたあとが出てきてしまうのだと、そんなような公園が実際にあって、そのことでの苦情を受けたりするところでもあります。

また、冬場ではなくて、春先から雪が降っていない間の時期の犬の習性としてのマーキングというのですか、おしっこ、公園の中でしてしまう。そういった中で、例えば大型バスでもって保育園や幼稚園の子供さんたちが暖かい時間帯に乗りつけて、そういう環境の中で遊んだりする。非常に衛生的によくないのではないかというような、そんなお話も出ているところでもあります。

これらについて、町の対策と申しますか、お話を聞かせていただきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 都市計画課長。

○都市計画課長（田井啓一） 百年記念のいわゆる芝生広場の活用の問題でございますけれども、百年記念ホールが計画されたときには、歴史資料館あるいはプールなど計画されております。その中で、百年記念事業といたしまして、千住川の北側に百年ホールあるいは広場が、当時の計画としては設置をされたということでございます。

それで、その後いろいろな状況の変化の中で、プールあるいは歴史資料館については建設の計画が立っていないような状況でございます。

また、北側の広場につきましては、当初から芝生広場ということで多目的に活用するというようなことでの芝生広場のももとの計画でございまして、現在サッカー少年団だとか、そういったことで活用されているというふうに理解をしております。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 公園等における動物のふんの問題でございますけれども、大変雪解けになりまして、そういったものが目にする部分が出てまいりました。私たちがそういったことに対しては非常に憂慮しているところでございます。常に広報等で飼い主の方にいろいろと意識啓発ということで、注意喚起をしているところなのですが、中には放し飼いとか、野良犬的な形もありますし、対策についてはいろいろと頭を悩ましているというのが実態でございます。

ただ、飼い犬の皆さんについては、これからもぜひそういったことについては注意していただけるように、広報等を通しまして、注意喚起をしてまいりたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 一つ目のことでありますけれども、サッカー少年団で使っているというふうに認識されているということでありました。本当に広い敷地で何でもできるのではないかな、いろんなことが計画できるのではないかなというふうに思うわけでありまして、サッカー少年団にも大いに使っていただきたいというふうにも思います。

そういう中では、やはり私が思うには、どんなふうにするかということやちゃんと町民の皆さんから聞いてみる、そういった必要性はあるのではないかなというふうに思います。具体的な要望をいえば、冬場はクロスカントリーのスキーのコースを設置してもらいたいですとか、キャスティングの大会が開けたりするようなスペースもあるぞとか、また千住川が流れているわけでありまして、その草、川の中の草を整備してもらえたら、カヌーの練習場にもなるというようないろんな夢がある、もちろんこれは何かの事故があれば命にかかわるようなことになってしまいますから、慎重なあれが必要ですが、そういったようなこともあるので、せつかくの今ああいふ敷地があるわけですから、大いに活用について議論していただきたいというふうに思います。

1点目については、考えを述べさせていただいて、終わりにしたいと思います。

2点目、本当に苦勞なさっているのだと思うのです。例えば北町のあの大きい公園などは、周りの木という木に看板が立っていると、そんな状況になっている。それでも改善がなかなかできないでい

るのだと。そのことについては理解をしております。

それで、一つの犬の尿の件、マーキングの件についてでありますけれども、公園に入るときに、実際、子供があの中で遊んでしまうわけですから、犬の専用のスペース、ドッグランというのですか、そういったものの導入をして、犬はそこで遊んで、飼い主と一緒に遊んでもらうだとか、それから犬用のおしめもあると、そういったことをして、子供らが安全に遊べるように、衛生的に遊べるように配慮することがあってもいいのではないかとということがありますので、この点についても検討していただけたらというふうに思います。

以上です。

○委員長（乾 邦廣） 答弁。

○2番（谷口和弥） もし答弁があれば、お願いします。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 確かに今ご指摘いただいたようないろんな方法が考えられますので、先進地の事例などをもとに研究してみたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

増田委員。

○8番（増田武夫） 127ページの公園整備費の委託料、公園施設長寿命化計画策定委託料1,800万円ですけれども、これはどういう内容で委託されるのか。1,800万円といったら相当な額ですけれども、どんな内容なのか教えてください。

○委員長（乾 邦廣） 都市計画課長。

○都市計画課長（田井啓一） 今回の公園施設長寿命化計画の内容でございますが、街区公園に設置されておりますトイレあるいはその他の公園に設置されておりますトイレ、合わせまして58カ所、明野ロッジ、明野の休養施設あるいはリフト、ピラ・リ、あるいは運動公園の管理棟、陸上スタンド、野球スタンドなど、そういった建築物が22カ所、トイレなどの浄化槽、池などのろ過施設、あと公園内に設置されております橋梁、擁壁等、合わせまして約97カ所、今、予定をしております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） ほかに質疑がないようでありますので、8款土木費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

132ページをごらんください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費5億3,301万1,000円であります。

本目は東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等にかかわる費用であります。

2目非常備消防費3,157万3,000円であります。

非常備消防団員報酬や団の運営交付金等、通常団費と言われる経費の分担金であります。

3目水防費76万3,000円。

災害に備えての費用であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っております。ないでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 9款消防費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終

了させていただきます。

次に、10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 10 款教育費についてご説明申し上げます。

説明の前に、私、今、歯を治療しております、非常にお聞きづらいところがあるかと思ひます。ご容赦をお願いいたしますと思ひます。

133 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、本年度予算額は 260 万円であります。

本目は教育委員 4 名の報酬及び旅費、交際費などあります。

2 目事務局費、本年度予算額 3,545 万 2,000 円あります。

本目は教育委員会事務局の管理運営及び事務をはじめ、臨時職員等の共済費、各種負担金、交付金などに係る費用であります。

7 節賃金、細節 5 のこどもサポーター賃金につきましては、まっく・ざ・まっくを活動拠点として、不登校の児童生徒を対象とした学習指導や相談業務などを行うための臨時職員の賃金であります。本年度は 1 名増員し、2 名体制とするための費用であります。

134 ページをお開きください。

下段の 19 節、負担金補助及び交付金は、135 ページ上段まで続いておりますが、135 ページ、細節 12、江陵高校運営費補助金、細節 13、幕別高等学校教育振興会補助金は、所管をこのたび町部局から教育委員会へと移行いたしまして、補助するための費用であります。

次に、3 目教育財産費、予算額 4,193 万 9,000 円あります。

本目は学校及び教員住宅等の維持管理に係る費用であります。

前年度に比べ、大幅に増加しておりますが、後ほど説明いたしますけれども、15 節工事請負費が伸びたことによるものであります。

11 節需用費、細節 40 の修繕料は、町内 14 の学校施設あるいは教員住宅等の修繕に要する費用であります。

136 ページをお開きください。

15 節工事請負費は、学校教員住宅の補修工事や小中学校等の整備工事費であります。本年度は学校遊具改修工事などを実施するため、大幅に増額となりました。

137 ページになります。

4 目スクールバス管理費、本年度予算額 6,267 万 4,000 円あります。

本目はスクールバス 12 路線の運行に係る費用であります。

スクールバスの運用につきましては、12 路線のすべてを委託しておりますが、平成 22 年度は駒畠から糠内中学校に通学する 3 年生の通学確保のため、中里線の路線を延長し対応しておりましたが、この措置が終了したことにより減額となりました。

5 目国際化教育推進事業費、今年度予算額 1,488 万 6,000 円あります。

本目は嘱託職員としての国際交流員 2 名と英語活動支援員 1 名の賃金等に要する費用であります。

英語活動支援員は前年度に小学校 5、6 年生の外国語活動を円滑に展開するため、小学校費で英語活動支援員として計上しておりましたが、小学校以外の活用にも広げることとしたため、本目での計上といたしました。国際交流員及び英語活動支援員は、それぞれ分担して各中学校の英語活動や国際理解教育のほか、小学校 5、6 年生の外国語活動の助手として従事しておりますが、本年度からの小学校の外国語活動の完全実施に向けた活用の充実を図ってまいります。

138 ページをお開きください。

6 目学校給食センター管理費、本年度予算額 2 億 3,478 万 8,000 円あります。

本目は幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの管理運営に係る費用であります。本年度

の給食数につきましては、児童生徒、教職員を合わせまして、幕別は約 2,800 食、忠類は約 260 食を予定しております。

7 節賃金のうち、細節 2、臨時職員賃金は幕別 12 名、忠類 5 名の調理員の賃金であります。

細節 4 の嘱託職員賃金につきましては、幕別学校給食センターにおける 3 名分の費用であります。

139 ページになりますが、11 節需用費、細節 61、地場産食材料費はできるだけ新鮮な町内産食材の活用に努めているところであり、ジャガイモにつきましては、ご承知のとおり、平成 20 年度途中から町内 3 農協のご協力をいただきまして、100%地場産としているところでもあります。本年度は JA 幕別のご協力をいただきまして、新たにタマネギも加え、幕別産にこだわることを計画しております。従来もタマネギにつきましては、できる限り地場産を調達はしておりますけれども、購入体制を確立するものであります。

なお、JA 幕別といたしましては、収穫時期や保管の問題もありまして、提供できる時期は 9 月ころから翌年の 3 月ごろまでになるのではというふうに向っておりますので、それ以外の時期につきましては、これまで同様、できるだけ十勝産、十勝産が確保できなければ道内産というように、できるだけ地元を意識して調達することを考えております。

13 節委託料は、給食センターの管理に係る各種委託料のほか、細節 7、給食配送委託料が主なものであります。

給食は学校の給食時間に合わせまして、2 カ所の給食センターで現在 5 ルートで小中学校 14 校のほか、幼稚園 2 カ所、へき地保育所 6 カ所に配送しているところでもあります。国の学校給食衛生基準では、調理後 2 時間以内に給食できるように努めることとなっておりますが、幕別学校給食センター管轄においては、給食ができてから食べるまでに要する時間が 2 時間ちょうど、2 時間を超えておりませんけれども、そういう学校が 2 校ありましたものですから、給食の作業工程の見直しによりまして、給食の完成時間と給食の配送車のセンターの出発時刻をそれぞれ 10 分おくらせるとともに、一部のルート変更によりまして、調理後から食べるまでの時間の短縮を図ったところでもあります。

140 ページをお開きください。

18 節備品購入費は、幕別給食センターにおける連続炊飯システムの更新のほか、幕別、忠類、両給食センターにおける各種備品購入に要する費用であります。

2 項小学校費、1 目学校管理費、本年度予算額 1 億 3,220 万 5,000 円であります。

本目は小学校 9 校の管理に要する費用であります。

本年度の小学校の児童数は 1,605 名、教職員数は 139 名の見込みであります。

予算の主なものといたしまして、7 節賃金のうち細節 2 は、町単独で任用をしております 4 校 4 名分の学校事務補助職員の賃金を、141 ページ上段の細節 6 では 4 校 14 名分の特別支援教育支援員賃金を計上しております。

後ほど中学校費でもご説明させていただきますが、これまで学校事務補助職員は町内市街地の小中学校 6 校におきましては、職員 1 人が小中学校 2 校の事務を担当する併任発令で配置してきたところではありますが、本年度からは 2 名の増員によりまして 1 人 1 校の配置といたしまして、学校事務の負担軽減を図るものであります。

特別支援教育支援員につきましては、前年度に比べ 2 名の増員となっております。

なお、先ほどご説明申し上げましたが、前年度まで計上しておりました小学校英語活動支援員の賃金につきましては、5 目国際化教育推進事業費に移行して計上しております。

142 ページをお開きください。

2 目教育振興費、本年度予算額 6,576 万 6,000 円であります。

本目は小学校の教育振興に係る費用であります。

11 節需用費、細節 4、消耗品費は、教科書改訂に伴う教師用指導書の配備に要する費用を計上しております。

同じく細節 30、印刷製本費は、平成 24 年度から使用する社会科副読本「まくべつ」の改訂に伴う

費用であります。

18 節備品購入費、細節 2、教育用コンピューターは、平成 16 年度より北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入を進めております児童用コンピューターの償還金、5 校 143 台分を計上しております。

143 ページの上段、細節 3 の学校図書につきましては、平成 22 年度に引き続き学校図書標準の達成率の低い小学校に対し、重点的に予算を配分し、図書標準の達成に努めてまいります。

また、細節 5、理科教育教材では、新学習指導要領への移行措置に伴う理科の授業数増加に対応するため、国の補助金を活用いたしまして、観察実験用器具の購入費用を平成 22 年度に引き続き計上しております。

19 節負担金補助及び交付金のうち、細節 4、スケート整備交付金は、8 校分のリンク造成に係る交付金であります。

20 節扶助費には、要保護の対象者を 1%、準要保護の対象者を 20%、認定率を 21%と見込み、就学援助に係る費用を計上しております。

国の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱の改正に伴いまして、本年度は町の就学援助対象費目に P T A 会費を加えて費用を計上しております。

次に、3 項中学校費、1 目学校管理費、本年度予算額 9,133 万 6,000 円であります。

本目は中学校 5 校の管理に要する費用であります。

中学校の生徒数は 902 名、教職員数は 90 名の見込みであります。

7 節賃金のうち、細節 2 は 4 校 4 名分の学校事務補助職員の賃金であります。

先ほどの小学校でもご説明させていただきましたが、町内市街地の小中学校学校事務補助職員は職員 1 人が小中学校 2 校の事務を担当してございましたけれども、本年度からは 1 人 1 校の配置となる費用であります。

細節 7 は 2 校 2 名分の特別支援教育支援員賃金を計上しております。

144 ページを飛びまして、145 ページに移ります。

2 目教育振興費、本年度予算額 4,933 万 7,000 円であります。

本目は中学校の教育振興に係る費用であります。

18 節備品購入費、細節 2、教育用コンピューターは生徒用コンピューターの償還金 5 校、157 台分を計上しております。

146 ページをお開きください。

上段の細節 6、武道用具は、平成 24 年度から必修化される中学校の武道に対する必要な道衣、道の衣と書きますが、道衣や防具等を購入するものであります。

20 節扶助費には、要保護の対象者を 1%、準要保護の対象者を 20.5%、認定率を 21.5%と見込み、就学援助に係る費用を計上しております。

小学校費と同様に、国の交付要綱の改正に伴いまして、町の就学援助対象費目に細節 8、9、10、クラブ活動費、生徒会費、P T A 会費を加えて計上しております。

次に、4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費、本年度予算額 866 万 3,000 円であります。

本目はわかば幼稚園の管理に係る費用であります。

平成 23 年度の園児数は 3 歳児 7 名、4 歳児 13 名、5 歳児 12 名の合計 32 名となる見込みであります。

主なものとしまして、7 節賃金の細節 2、臨時職員賃金では、事務補助職員 1 名分、細節 4、嘱託職員賃金では嘱託職員である園長分、細節 6 の特別支援教育支援員賃金では個別の支援が必要な園児への対応に必要な支援員 1 名分であります。

147 ページを飛びまして、148 ページをお開きください。

2 目教育振興費、本年度予算額 2,334 万 6,000 円であります。

本目は幼稚園の教育振興に係る費用であります。

19 節負担金補助及び交付金では、私立幼稚園に通園する保護者の経済的負担を軽減するため、入園料、保育料の一部について町単独の補助金を計上しております。

20 節扶助費は、公立及び私立幼稚園の就園奨励費であります。

次に、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、本年度予算額 1,763 万 8,000 円であります。

前年度と比べ大幅な減額となっておりますが、これは集団研修施設、駒島の改修工事終了に伴うことがその主な要因となっております。

本目は社会教育委員 15 名の報酬のほか、生涯学習アドバイザー 2 名分の嘱託職員人件費、各種団体への補助金等であります。

149 ページになりますが、9 節旅費、細節 3、特別旅費は中学生高校生海外研修引率者 3 名分であります。

19 節の負担金補助及び交付金、細節 7 は中学生 16 名、高校生 2 名分のオーストラリアへの研修参加に係る補助金であります。

20 節扶助費では、海外研修の参加負担金扶助として 1 名分を計上しております。

2 目公民館費、本年度予算額 908 万 6,000 円であります。

本目は糠内、駒島の両公民館とまなびや、相川、中里の管理運営に要する費用であります。

150 ページをお開きください。

8 節報酬費、細節 1 の講師謝礼は、しらかば大学の各種講座に要する費用であります。

151 ページになります。

3 目保健体育費、本年度予算額 4,730 万 6,000 円であります。

本目は体育指導員 12 名の報酬及び各種スポーツ大会の参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要する費用であります。

8 節報償費、細節 2 は全道、全国の文化スポーツ大会の出場する際の交通費や宿泊等に要する費用であります。

152 ページをお開きください。

13 節委託料は、運動公園の陸上競技場、野球場などのほか、町民プールの管理委託に要する費用であります。

153 ページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 5、体育連盟振興補助金は 37 団体が加盟する体育連盟本部、細節 6、スポーツ少年団体育成補助金につきましては、39 団体が加盟する少年団本部の振興育成に要する費用であります。

154 ページをお開きください。

4 目青少年育成費、本年度予算額 192 万 3,000 円であります。

本目は青少年問題協議会委員 20 名の報酬のほか、児童生徒健全育成団体への活動費補助であります。

5 目町民会館費、本年度予算額 2,740 万 5,000 円であります。

本目は町民会館と札内福祉センターの管理運営に要する費用であります。

前年度は札内福祉センターで省エネ改修工事を行いましたけれども、これが終了したために、大幅な減額となっております。

155 ページになります。

中段 15 節工事請負費は、町民会館の屋上防水改修工事であります。

6 目郷土館費、本年度予算額 1,004 万 6,000 円であります。

本目は文化財審議委員 5 名の報酬及びふるさと館と蝦夷文化考古館の管理運営に要する費用であります。

8 節報償費、細節 6、郷土文化研究員謝礼は、従前から幕別の郷土文化の調査・研究をお願いしている調査員の謝礼のほか、これまで発掘調査で保管している石器遺物等の整理を専門的な観点から新たな研究員をお願いする際の謝礼であります。

156 ページをお開きください。

15 節工事請負費、細節 1、歴史の散歩道看板設置工事は、これまで道路工事により設置できませんでした忠類の明和小学校跡地の看板を工事終了に伴い設置するための費用であります。

157 ページになります。

7 目ナウマン象記念館管理費、本年度予算額 1,060 万 5,000 円であります。

本日はナウマン象記念館の管理運営に要する人件費や、光熱水費が主なものであります。

本年度は北海道開発記念館の協力を得まして、化石に関する特別展の開催を計画しております。

158 ページをお開きください。

8 目スポーツセンター管理費、本年度予算額 4,968 万 2,000 円であります。

本日は農業者トレーニングセンター、札幌スポーツセンター、忠類体育館の管理運営に要する費用であります。

7 節賃金の細節 2 はトレーニング補助員 2 名の賃金、細節 4 はトレーニングアドバイザー及びトレーニング指導員それぞれ 1 名分の賃金であります。

159 ページを飛びまして、160 ページをお開きください。

9 目集団研修施設費、本年度予算額 196 万 1,000 円であります。

本日は集団研修施設こまはたの管理運営に要する費用でありまして、本年度 4 月 1 日から運用を開始することとしております。

本年度は農業体験講座や料理講座のほか、スポーツ教室など教育委員会主催として年間 18 講座を開設する予定のほか、吹奏楽などのクラブ活動や各種少年団の利用を見込み、年間利用者数を 2,000 人と想定しているところであります。

10 目図書館管理費、本年度予算額 3,767 万 4,000 円であります。

7 節賃金は、臨時司書 6 名及びブックモービル運転手 1 名、臨時職員 1 名の人件費であります。

161 ページになりますが、11 節需用費のうち細節 5 のふれあい子育て読書推進事業消耗品費は、マイファーストブックサポート事業に要する費用であります。前年度同様新生児 200 人を対象として予定しております。

162 ページをお開きください。

18 節備品購入費では、細節 1 の図書館資料が 4,285 冊、細節 2 の AV 資料は音響映像資料 58 タイトル分であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 6、図書館事業員活動費交付金は、町民文芸誌の発行に係る印刷代に対する交付金であります。

11 節百年記念ホール管理費、本年度予算額 8,384 万 9,000 円であります。

百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座に要する費用であります。

8 節報償費は、忠類地区の各種講座、講演会等の講師謝礼であります。

163 ページになりますが、13 節委託料は、指定管理に要する委託料が主であります。

15 節工事請負費、細節 1、屋外引き込み柱高圧負荷開閉器更新工事は百年記念ホール内外に突発的に生じまして高圧電流をホールから出さない、あるいはホールに入れれないという機器であります。更新時期が近づいたことにより更新するものであります。

19 節負担金補助及び交付金は、町民芸術劇場への交付金、文化団体への活動費補助が主なものであります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） ただいま説明が終わりましたが、ここで質問を予定されている方を確認したいと思っておりますので、挙手をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（乾 邦廣） はい、結構です。

この際、お諮りをいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議なしと認めます。

したがって本日の委員会は、これをもって散会することに決定をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、16日の委員会は午前10時から開会をいたします。

17:06 散会

平成23年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成23年3月16日
開会 10時00分 閉会 16時14分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出 席 者
- ① 委 員 (17名)
- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 13 芳滝 仁 | 16 大野和政 | 17 杉坂達男 | 18 助川順一 |
| 19 千葉幹雄 | | | | |
- ② 委員長 乾 邦廣
- ③ 議 長 古川 稔
- ④ 説明員
- | | | |
|-----------------|------------------|------------------|
| 町 長 岡田和夫 | 副 町 長 高橋平明 | 教 育 長 金子隆司 |
| 会 計 管 理 者 菅 好弘 | 総 務 部 長 増子一馬 | 経 済 部 長 飯田晴義 |
| 民 生 部 長 新屋敷清志 | 企 画 室 長 佐藤昌親 | 建 設 部 長 高橋政雄 |
| 忠類総合支所長 古川耕一 | 札 内 支 所 長 久保雅昭 | 教 育 部 長 米川伸宣 |
| 総 務 課 長 田村修一 | 企 画 室 参 事 伊藤博明 | 地 域 振 興 課 長 佐藤和良 |
| 糠内出張所長 湯佐茂雄 | 学 校 教 育 課 長 羽磨知成 | 図 書 館 長 長谷 繁 |
| 生涯学習課長 中川輝彦 | 町 民 課 長 川瀬俊彦 | 保 健 課 長 境谷美智子 |
| 税 務 課 長 姉崎二三男 | 水 道 課 長 田中光夫 | 経 済 建 設 課 長 細澤正典 |
| 学校給食センター所長 稲田和博 | | |
- ほか、関係主幹及び係長
- ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
- | | | |
|---------|---------|---------|
| 局長 米川伸宜 | 課長 仲上雄治 | 係長 金田恭之 |
|---------|---------|---------|
- 4 審査事件 平成23年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 乾 邦 廣

議事の経過

(平成23年3月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○委員長（乾邦廣） それでは、14日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

10款教育費については、説明が終わっておりますので、質疑をお受けしたいと思います。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 教育にかかわりまして何点か、お伺いをいたします。

まず1点目、学校教育の振興費にかかわりまして、ページ数では、小学校、中学校かぶさってまいりますので、小学校では141ページということになります。就学援助にかかわってお尋ねをいたします。

就学援助につきましては、毎年申請を行って、ことしも新年度から適用が開始されるというふうに思います。この間、就学援助にかかわりまして、新たに昨年から就学援助の適用範囲の中に、今回明記されておりますけれども、PTA会費であるとか、あるいは生徒会費であるとか、クラブ活動費というのも加味されることになりました。うちの町ではPTA会費は書かれています。ほかの点についてもきちっと加えられているのかどうか。加えられているとしたら、それぞれこういうものは学校によって、あるいは部活によって、その費用も変わってくるのかなというふうに思うのですが、どんな積算でやられているのかということが一つです。

二つ目は、昨年から学力テストの関係で、中学校の修学旅行が早まっているということで、その修学旅行の費用が、4月に入ってから手だてをとったのではなかなか間に合わないという問題が生じまして、これは教育委員会のほうでも早くに察知されまして手だてをとられて、実際には修学旅行に行けないというような状況は回避されてきたということは承知しております。ただ、こういう状況が今後も続くとするならば、きちっと恒常的に問題になっていかないような改善策が必要ではないかというふうに思うわけです。

つまり、修学旅行の旅行費を年度内、3月いっぱいまでに納めなければならないというようなところから始まりまして、実際には就学援助の適用になるのは翌月からだと。しかも、その認定を特別に早めても、実際に請求される期日には本来的には間に合っていないという問題を解決する必要があるのではないかというふうに思うのです。この点について、2点目伺います。

それから3点目は、学校校区の区域の問題でお尋ねしたいと思います。現在、小学校では、札内地域におきまして、北栄町と共栄町が選択区域というのでしょうか、南小学校あるいは北小学校、どちらを選択してもいいということになっております。それから、中学校につきましては、北小校下につきまして、これも札内中学校と東中学校の選択区域ということになっています。これが実施されて数年たってきたと思うのですが、この選択制というのを今後もずっと実施されていく考えでいらっしゃるのかどうか。

といいますのは、学校の、特に中学校に向けてなのですが、東中学校に入学する生徒が現時点で大変少ないと。札内中学校のほうが増えてきているというようなことがありまして、学校全体のバランスの問題、あるいは子供の通学距離の負担の問題、そういうことも含めまして、どんなふうに考えていられるのか、伺います。

3点目には、教員の配属の問題です。資料をお願いいたしましたら、小学校、中学校の各教職員の正職員と非正規職員の配置数の資料をいただきました。これをお願いしたのは、昨今、どこでも非正規職員が増えてきていることが問題になっているのですけれども、特に教職員の中で、非正規雇用もふえ出しているということが取り上げられておりまして、これはもちろん幕別や北海道ではないのですが、臨時職員のウエートが高い中で、学校の担任も決められないような、極端なことを言いますと

そういう事例も生じてきているということがありました。

それで、資料をいただきまして、この資料を見る限り、うちの町はそういうことになっていないというふうに思うのですが、ここで非正規職員が小学校で20%、中学校で9.0%、合わせて15.8%ということなのですが、代替教員というのは、これは正職員にかわって休職されているときなどに配置されるというのは理解するところですが、期限つき職員というのが小学校の場合には5人配属されていますね。この内容について、まず伺いたいと思います。

それから、非正規職員の収入の実態、月収、年収なのですが、どのぐらいになっているのかということですが、

それから、事務職員について、さきの一般質問の中で、各学校に配属されるということは大変よかったというふうに思います。事務職員は、これまで40歳が定年とされてまいりました。それは、今後その状況が続くのかどうか。

以上です。

○委員長（乾邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 何点かご質問いただきました。

最初に、就学援助の関係でございます。23年度から、就学援助の品目に三つを対象と新たに加えました。ご質問にありましたように、クラブ活動費と生徒会費とPTA会費でございます。小学校におきましては、生徒会費、いわゆる児童会費というのがございません。それと、クラブ活動もございませんので、小学校で23年度予算計上したのは、PTA会費の分でございます。

中学校におきましては、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、この三つとも新たに対象に加えたところでございます。その金額についてでございますが、予算計上に当たりまして、各学校の実態を調査させていただきました。PTA会費、生徒会費等、各学校に違いはございますが、一応実費等はしておりますが、国の基準がございますので、そこを上限としたいと考えております。それから、クラブ活動費につきましても、最高で1万9,000円ぐらいでございました。国の限度額が2万6,500円でございますので、この限度額の範囲の中でおさまるのかなと考えております。

それから、2点目の修学旅行費の関係でございます。本年も一番早いところでは、東中学校が4月12日に出発ということで、その納入は2月25日が納入期限、これは旅行会社と保護者との間の私契約に基づいておりますから、学校のほうでは余り関知はしないということでございました。

ただ、昨年もこういう話があったので、学校のほうに確認させていただきましたところ、旅行会社のほうでは、そういう事情があれば個別には待っていますということですので、少なくとも出発前には保護者のほうに修学旅行費が行き渡るように、今、鋭意、手続を踏んでいるところでございます。ただ、今回の地震がありましたので、東中学校は4月はちょっと出発できないのかなという話も伺っているところでございます。いずれにせよ、今週中には修学旅行の行き先、また変更等は見通しがつくという話は聞いております。

3点目の通学区域の問題でございます。始めに、北栄町との札内南小学校と札内北小学校の選択制の問題でございますが、平成20年度から一定の区域の方につきましては、選択できるようにしております。平成22年度、昨年度では対象者の77.8%が札内南小学校へと。平成23年度の見込みでは19人対象となっておりますが、そのうち16人が札内南小学校ということで、84.2%の方が札内南小学校に入っているという現状です。ある程度の方向性は出てきたのかなと。ただ、北栄町の張りつけがまだまだこれからということもございますので、ここ一、二年のうちにある一定の判断は、ここはしなければならぬだろうと考えております。

それから、東中学校と札内中学校、札内北小学校6年生の選択の関係でございますが、これも当初はそんなでもなかったのですが、ここ数年は札内北小学校の子供の、例えば平成22年度で申しますと75%が札内中学校へ、平成23年度で申しますと対象が71人でございますが、そのうち80%であります57名の方が札内中学校へというようなことになっております。したがって、平成23年度で申し上げますと、東中に行くのは14人ということで、札内中学校がかなり偏っているという状況になっ

ておりますので、当然、生徒数も札内中学校のほうが多くなっているような現状でございます。

ただ、ここは非常に私どもも苦慮しているのは、まず線引きはできないだろうというのが一つの考え方でございます。やはり保護者の方にとっても、その学校の特色、例えば部活動でもこちらのほうがいいのか、いや、自然環境のほうではこちらがいいとかという、ある程度の選択はやっぱり残したほうがいだろうと。これは、平成19年に、幕別町立学校のあり方検討会というものを立ち上げまして、この区域の通学区域、どうであろうかということでありましたが、その中でも現状では選択制を残したほうがいいのかというような結論に至っておりまして、もう少し様子を見なければいけませんけれども、現状においては、この選択制は継続していくほうがいいのかと考えております。

それから、教職員の非正規職員の関係でございます。お渡しした資料の中で、期限つき教諭が小学校で5人ということでした。これは、急に先生の都合により、正規の先生が補充できなかったということでございます。例で申し上げますと、例えば急に学級増になったことによる補充、また急に退職なされたという方が1人、それと死亡、お亡くなりになられた方の補充、それと職員団体の専従に出たという方の補充ということで、結論から申しますと、学級増で2人、退職でお1人、死亡でお1人、職員団体の専従への補充でお1人ということの5名でございます。

これらの方につきましては、平成23年度につきましては、それぞれ正規職員が、学級減によって期限つきがなくなるところもございまして、また正規職員が配置されるということもございまして、23年度の計画、今のところ予定では、期限つきは中学校で今度1人、札内中学校が学級増ということで、ここに期限つきの教員が1人張りつく予定でございます。

その収入の実態でございますが、北海道教育委員会におきましては、ほぼ正規職員とは変わらない、若干下がります。若干下がりますが、ほぼ変わらない、前歴換算もいたしますので、ほぼ変わらないと私どもは聞いております。当然、期限つきといえども1年間雇用された後、その後退職ということになれば、また退職金も出ると。また、手当等につきましては、勤勉手当のほうで若干の、数%の差はありますけれども、余り変わらないということで、かなり高額な収入となっているということでございます。

それから、事務補助職員の40歳ということについては、私ども考えておりませんので、年齢については、別に制限はしておりません。

以上でございます。

○委員長（乾邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） それでは、就学援助のほうですが、国の上限の生徒会費のほうはわかりましたが、クラブ活動費については、国の上限が2万6,500円と。それを下回った本町の実際のかかっている費用だということですから、問題はないかと思うのですが、PTA会費、生徒会費も上限を超えた数字は、幕別では出てはいなかったのでしょうか。要するに、きちっとそれで間に合ったのでしょうか。

それと、修学旅行費の問題ですが、私、一つに驚いたことは、子供のお金のやりとりという点で、学校に納める学校の行事、あるいは教材費も含めまして、直接学校に届けるというようなことが原則ではなかったかというふうに思うのですが、振り込みももちろんあるのですけれども、でも今回の修学旅行の請求を見ますと、旅行会社から保護者に直接、請求が入っているのですよね。

それで、今のような東中の2月25日ですか、本当に驚くのですけれども、これに対処できないということになると、それは保護者と契約上の形では旅行会社ということになりますよね。こういう状況のほうで正常なのかどうかということ、ちょっとご意見いただきたいと思うのです。

本来は、学校ですから学校長あるいはその学校の担任を通してということで、こういったそれぞれの生活の事情がある場合には、学校を通して旅行会社にきちっとお話をするとか、そういうことだと思うのです。

それと、この旅行会社というのは、学校が決めるのでしょうか。東中の場合の事例で申し上げます

と、JTBになっていました。これの選択というのは、学校が決めるのでしょうか。

それと、通学校区域です。私は、小学校の場合の北栄町、共栄町につきましては、ただいま団地造成中という状況もわかりますし、推移を見てというのもそうだと思います。ですから、これは一定の状況の中で判断を下されるべきものというふうに今のお答えですから、そうあっていただきたいと思います。

ただ、中学校のほうなのですが、保護者のアンケートをとったら、今後も選択制を希望されるということなので、この状況ということなのですけれども、教育の機会均等というのですか、義務教育をきちっと保障する、平等に保障するという観点から考えて、どうなのでしょう。この選択制をまずとられているのは、幕別中学校、幕中もありますし、いろいろありますけれども、札中と東中だけです。これは、一つの団地の中に二つ存在するということから生じているのですけれども、この学校だけに選択制が認められることがどうなのか。

それともう一つは、義務教育ですから、きちっと子供の通学やなんか保障していくということになれば、あくまでも距離的な問題ですとか、そういうことがベースに入ってくるのではないかと思うのです。でも、今の現状でしたら、そういうのは全く度外視されて、80%近くの方が北小校下から札中に行っているということがあります。この通学の安全性の面から見てもどうなのかということが、二つ目にあります。

それから、このことが格差を生み出すという言い方も変なのですけれども、学校間の人気の度合いで選ぶようなことにつながっていかないのかということ。幕別はたまたま二つなのですけれども、既に東京なんかでは、こういった自由選択制をとられる中で、進学率の高いとか、人気のある学校に集中して行って、東京なんかは私学が多いということもあるのですけれども、全く応募のないところもあるというような実態が生じていると聞きます。

札中、東中の場合には、そういう心配がないのか。町としてきちっと平等な教育を保障していくという観点から、一定の方向性は持つべきではないかというふうに思うのですが、どうでしょうか。方向性というのは、線引きの方向性です、を持つべきではないかと思えます。

教職員の非常勤職員の件はわかりました。この期限つきというのは、やむを得ぬというか、そういう状況の場合に、先生が欠員になった場合に、きちっと対応されているということですね。

もう一点伺いたいのは、町費単費で非正規職員を小学校で11人、中学校で2人、これは特別支援教育で幕別は随分力を入れて、特別な支援を必要とする子供さんにもきちっと教育を保障するということから、それぞれそういった経験を持った先生方に配属してもらっているということを知っています。ここでは、若い先生方は多分いらっしゃらないのではないかとは思っているのですけれども、加配、35人学級の実現を求めたときに、複数配置を実施されてきましたね。その複数配置のときに、サブで配属された先生の労働条件が非常に低いということを、ここで取り上げたこともあったのですけれども、こういった点で、特別支援教育に当たってられる先生方の条件が、先ほど期限つきの職員の方の状況はわかったのですけれども、町の非正規職員の実態については、どういう状況なのでしょう。

○委員長（乾邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） まず、就学援助の関係でございます。上限の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、クラブ活動費については2万6,500円が上限ですので、調査した段階では、すべてのクラブ活動はこの範囲の中、2万円を超えているところはございませんで、おさまっているところでございます。

PTA会費のほうなのですが、国の単価は小学校では3,040円、中学校では3,960円ですので、特に郡部において、PTA会費、高いのです。それで、この範囲を上回っているところはございます。また、学校によっては、子供さんが2人いる場合には違う単価となっていますので、その際にはお2人分合わせればその単価を下回ることになるのですが、現実的にはやっぱり郡部のほうはかなりPTA会費が高いので、ここは上回っているところがございます。

生徒会費については、十分国の単価の中でおさまる見込みでございます。

それから、2点目の修学旅行費の関係でございます。これ、私、さつき、東中、2月25日と申し上げましたが、3月25日が納期限でございました。申しわけございません。ですから、いずれにせよ、新年度の就学援助の修学旅行の支給には間に合っていないというのが現状でございます。

やはりこれお金を学校のほうではできるだけ取り扱いたくないのだろうなというのが一つの考え方でございまして、私どもも旅行会社と保護者との間の直接の私契約ということについては、今回、私は初めて知りました。ただ、それがいいのかどうかというところについては、ちょっと私どもの判断はできかねるところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、学校において、修学旅行について保護者説明を開催しております。その際に、支払いが滞る場合、苦しい場合には学校に相談してくださいということによっておりますし、また旅行会社のほうにも、保護者からそういう相談があった場合には、猶予してくださいということは言っているということで、昨年も何件か、就学援助が支給されてから納入されたという件数は何件かあったと、話は聞いております。

それから、中学校の通学区域の関係でございます。お話ありましたように、風評等により特定の学校に希望が集中する、また特定の学校を避けるとか、住宅が隣同士なのに違う学校に行っているとか、計画的な学校経営ができなくなるとかという、そういうデメリット、また反面で言うと、保護者の意向に配慮できるとか、選ばれる学校をつくることにより、学校の活性化を図ることができるかとか、こういうメリットのほうもございまして。これをどう考えるかというところが非常に難しいところなのかなというのが、私ども今の非常に大きな課題であろうと考えております。

教育の機会均等という観点からいいますと、一定の条件のもとで、そのことは図られているのだろうなどは思いますけれども、今、ご指摘ありましたことをまた検討しなければならないということは重々考えております。

それから、4点目の町単費の特別支援教育支援員の関係でございます。道教委が採用する期限つき教諭とはかなりかけ離れた単価でございます。例えば、時間講師でございますと、道教委のほうの時給2,800円でございます。私どもの支援員の方は、今のところ時給1,100円ということでお願いしているところでございます。

また、若い先生はいないかということですが、教員を目指している若い先生もいらっしゃいます。以上でございます。

○委員長（乾邦廣） 中橋委員、質問は簡潔にお願いいたします。

中橋委員。

○1番（中橋友子） お答えになかったのですけれども、学校が旅行会社と直接契約されているのかどうか。教育委員会は全く関知していないのかどうかですね。

それで、就学援助です。私は、これ毎年、来年も起こり得ることですから、きちっと一回一回特別な手だてをとらなくても対処できるような方向に持っていく必要があると思うのですよね。というのは、なぜこういうふうに起きてきたかということ、修学旅行が早まってきたと。どうして早まってきたか。以前は連休明けぐらいに行っていたから、4月の就学援助の認定、十分間に合って、お金を納めることができたところ、ところが、修学旅行そのものが早まったと。4月の12日実施だと。これどうしてかということ、学力テストが入ったから、学校行事の関係で手前に持っていかざるを得ない事情で早まってきたということですね。この状況は、学力テストも続けられるというようなことを先般の一般質問でも言っているから、今後も変わらないと思うのですよ。そうすると、毎回毎回こんな状況でいいのかということですね。

それで、お答えの中では、その都度保護者との説明会があり、学校が間に入って事情のある人についてはきちっと声を届けられるということなのですからけれども、私が聞く範囲では、現実にはそうなっていないのですよね。

直接、保護者の方が旅行会社に電話で連絡をとられる場合が多いのですけれども、そういうふうにお願いをすると、旅行会社のほうから、3回の納付期限があるのでけれども、とにかく最終日を守

っていただければいいですよと、こういうことなのです。札中の場合は、最終日3月31日なのです。こうなってくると、保護者と旅行会社だけでは解決ができない。

そこで、いろいろ対処をされてきたということなのですが、最初からきちっと旅行会社との契約の中で、こういう事態もあるわけですから、特別な事情があれば、納入期日を例えば4月の10日なら10日とかというふうに期限をずらしていただく。それは、就学援助のお金が間に合う時期に合わせてもらおうと。特別な事情がある人は、そういう対処はとれないものかどうか。今も現実にはそういう対処をして納めていただいているわけですね。

ですから、最初からそういうふうに保護者が、もう真っ青になってしまうような状況にならないように手だてをとっていただきたい。解決の道があるのではないかと思います、どうですか。はい、わかりました。

あと、通学区域は、学校の経営のあり方としても、私は非常に現場の先生方もやりづらいのではないかと、同じ70人の子供がいて、片方14人しか来られなくて、片方に57人行くわけですから、それはクラスの編制ですとか、職員の配置ですとか、いろいろ影響が出てきますよね。そういう状況が経営上も問題になってくるのではないかと、このように思います。

教職員の条件につきましては、これはぜひ道教委ほどの単価にはなかなか難しいとは思いますが、若い先生方もいらっしゃる、先生がアルバイトをしているというような状況も報道されているのを見ましたけれども、こういう状況が少しでも改善されるような方向に向けていただきたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 3点のご質問いただきました。

修学旅行費の旅行会社と保護者の関係でございます。ただ、旅行会社におかれましては、年度のそういう決算といましようか、そういう事情もあることもあって、一定の期限の中で納めてほしいという事情もあったのかというふうに思います。いずれにいたしましても、今、子供たちが修学旅行に行くのに、就学援助の費用を見込んで考えておられる親御さんも見られる事実を考えますと、直接、事業者と不安の中、やりとりするというのも、非常に酷な面もあるかと思えます。私どもそういう中にありまして、できることはどういうことなのかということも、今も旅行事業者さんとは連絡をとり合っただけでございますけれども、そういう話も含めまして、私たち教育委員会として、あるいは学校としてできること、さらに検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、通学区域についてであります。これは過去の議会の中でも、いろいろ教育長からも答弁させていただいた経緯があります。もともとは北小校区においては、通学区域を定めたいという話の中で、教育委員会の意見をもって保護者の方、関係者の方々に説明をしたところ、なかなかそうはならなかったという事情の中で、都会のように自由に選択できることを望んで、学校同士の競い合いだとか、そういうことを目指したものでは決してないということも説明させていただいております。

それから最後、特別支援の賃金でございます。これは、若い方につきましては、今回も例えば新年度におきましては、期限つきがかなり一般正職員に張りつくような状況になってきておまして、期限つきの職員におかれましては職を切られてしまうと、そういうようなことがあって、私どもは教員を目指す方におきましては、給料の面でいまいましようか、収入の面で言いますと、もちろんかなり差があるのですけれども、そういうことも活用していただきながら、さらに勉強して先生になってもらいたいと、そういう応援をしているところでございます。

改善に向けてということでございますけれども、今、私ども1日6時間で考えておまして、それはやはり勉強の時間も確保しなければならないという配慮のもとでございます。こういう体制で考えております。そういうことをご理解いただければというふうに思っております。

○委員長（乾邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 就学援助につきましては、今たまたま修学旅行の問題を取り上げておりますけれども、例えば入学準備金ですとか、そういう特別その時期に必要なお金があって、申請してきちっとお金がおりてくるまでに間に合わないという事例も、他の面でもあるのだというふうに思うのですよ

ね。そういう点で、昨年の決算を見ますと、約2割の方が受けていられる現状がありますので、そういうことも含めて善処を求めたいと思います。これは答弁は要りません。

通学区域も、ぜひ多方面から検討していただいて、子供にとって、もちろんそれは学校にとってということにもなりますけれども、きちっと教育が保障されるということを大前提に、現地の声も聞きながら善処していただきたい。私、経過はわかっていました。札中と東中というのは、もともといびつな区域割りだったのですよね。線路で分けているということもありまして、遠くの方たちが、例えば西町の端の方が札中に行かなければならないとか、そういうことから始まったと。そこに選択制が国で認めるということも、ちょうどかみ合って、今のような対処をとられ、このことで希望がなくなって、今まで自分が学校選択されて、子供の教育をきちっとさせたという喜ばれている面も確かにあるのです。それはそれで私は大事にしたいと思うのですけれども、今後長く続くという中で、今までのやってきた経過を見ると、そういう問題も出てきているので、そこできちっと検討をしていただきたいということでもあります。

先生のお給料の点だけは、やっぱりこれ確かに次を目指す、いわば、何というのですか、いつきの職場という意味合いも込めて言われたのではないかと思うのですけれども、やっぱり2,800円に対して1,100円というのは、非常に大きな開きでありまして、結局何年も更新されている方もいらっしゃると思うのですよね。ですから、子供にとっては、正職員の方も非正規職員の方も同じ先生でありまして、先生は先生できちっとそれをやっぱり保障しているという観点から見れば、改善が必要だというふうに思います。

いずれも、この3点とも、今後検討していただきたいということでもありますので、その意見を申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（乾邦廣） ほかに。

増田委員。

○8番（増田武夫） 2点にわたって質問したいと思います。

1点は、138ページの学校給食の問題であります。ご承知のように、岩見沢市では1,500人からの食中毒が出ました。大きな話題になったわけでありまして、岩見沢市は7,000食からの大量の調理をしていたところですよ。本町は2,800食から、忠類260食ということで、それよりは小さいわけですよけれども、しっかりとした対策をとらないと、こうしたような集団食中毒に拡大していくことでもあります。そうした点での対策を聞きたいと思います。

一つは、食中毒防止など、安全なものを提供するという意味で、施設の改善でありますとか作業方法などについて、保健所からの監視が、定期的な監視が年2回あるというようなお話も聞いておりますけれども、岩見沢市の場合はそうした改善勧告などを再三されていたにもかかわらず、それを無視していたというようなこともあったことのようにありました。そうした指摘されていることがないかどうか、そうした指摘があったとすれば、きちんと対処しているかどうか、その点を1点お聞きしておきたいと思います。

それから、せっかくそうしてつくったものが、速やかに子供たちの食に供される必要があるということで、予算の説明の中で2時間かかるところが2校あると、こういうお話でありましたけれども、2時間かかるところが2校あるということは、それまでに調理を終わらなければならないという意味では、ほかの学校の子供たちの口に入る際にも、調理を終えてから2時間近くかかっているのではないかとことも考えられるわけなのですけれども、全体がそういう状況になっていないかどうか。やはり調理を終えてから、なるべく子供たちの口に早く入る必要があると思うので、その辺がどうなっているかをお聞きしておきたいと思います。

もう一点は、こうした大量に調理するという関係で、毎年のように問題を提起しているわけですが、アレルギー対策、これがだんだん対処はしてきておられると思うのですけれども、来年度はアレルギー対策として、今までと違ってきちんとしたきめ細かい体制がとられるのかどうかをお聞きしたい。

それからもう一つは、今回の食中毒などを契機に、地場産品をたくさん使いたいということもあつ

て、地元の農業者なんかからも入るだとか、そういう関係もあると思うのですが、そうした点で、農民の方からの不安の声も、どうしたらいいのかというようなことも聞かれる面もあるようなのですけれども、そうした受け入れなどについてもどんな状況になっているのか、お聞きしておきたいと思います。

それからもう一点、160 ページの駒島の今度、小学校跡を利用してやる施設ですけれども、この管理体制などは、前にもちょっとお聞きしたこともあるのですが、この予算の中では管理人の賃金なんかは出てこないわけですが、どういう体制で管理されているのか、一つお聞きしておきたいのと、それから今回のような大地震が起きまして、駒島の小学校の施設はまだ新しい施設で、十分にこれから利用していけるところだと思うのですが、ああした大きな地震等の津波などの被害で、子供たちの教育なんかというのも非常にこれから困難になってくると思うのです。

だから、そういうことを考えると、ああいった施設が当面、この1年なりなんなりという、それにふさわしい地域の子供たちをそっくり受け入れて、そこで当面の教育を集団でやってもらうだとか、そういうような支援もこれから必要になってくるのではないかというふうに思うのですけれども、そうした点でいろいろな面での支援というのがこれから求められていくと思うのですが、そうしたことも考えていく必要があるのではないかというような気持ちもするわけですが、そうした点での考え方をお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（乾邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 集団研修施設こまはたの管理人体制につきましてのご質問であります、これにつきまして、総務文教常任委員会の中でもお答えしたかと思えますけれども、2人の体制ということになって考えております。それで、賃金のほうは出てきていないのではないかというご質問であります、駒島の公民館の管理人さん1名いらっしゃるのですけれども、その方に兼務という形で1名です。そしてあと、駒島の出張所、この職員が1名いらっしゃるのですけれども、その方にも職務命令の中で、集団研修施設こまはたの日常の管理、それは手のあいているときにやっていただくという形に、そういう2人の体制で行うという形になります。当然いろんな事業をやっているときは、私ども教育委員会の職員も現地に行っておりますので、そこら辺の管理等については、100%大丈夫ということではないかもしれませんが、できる限りきちんとした管理を求めてやっていきたいと思っております。

また、施設の利用の仕方についてなのですけれども、いろんな形で利用していただいているかなというように思いますけれども、地域の子供たちがまたそこでいろんな勉強をするということも当然結構ですし、いろんなクラブ活動で使っていただくのも結構ですし、そういうような形のご利用を期待しているところであります。

○委員長（乾邦廣） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 1点目の岩見沢の食中毒事件の関係でございます。

この報道を受けまして、当センターといたしましても、早速、職員に対して健康管理、家族も含めてですが、十分注意するようにと喚起をしたところであります。

それから、保健所に以前から指摘されている事項も数点ございました。まず、それらにつきましては、21年度、22年度の予算の中で改修を行っております。例を挙げますと、床の破損等がございましたが、それらについては改修を行っておりますし、今年度中に完了する予定であります。

それから、2点目の2時間の問題でございますが、現在のところ、2時間が2校ございます。そのほかの学校につきましては、でき上がりから食べるまでが2時間以内ということでございます。それから、この2校につきましては、出発時間を変更することによって、2時間以内にしたいというふうに考えております。（発言の声あり）

はい、そうです。出発時間をおくらせるということは、つくる時間も当然10分ずらすということによって、2時間以内にしたいという考えであります。

それから、アレルギー関係であります。現在、アレルギー対策といたしましては、牛乳につきまして、豆乳を提供しているところであります。この点につきましても、継続していきたいと思っております。

なお、今現在の提供している数でございますが、5名の方に提供しております。これ人数的には変わらないのですが、昨年9月に実は1名追加になったのですが、そのほかの方がことしの2月に取りやめになりましたので、最終的に数が5人と変わっていませんが、現在5人の方に豆乳を提供しているところであります。

それから、地場産の関係でございますが、受け入れということになりますと、朝7時ころまで実は持ってきていただかなければならないという状況であります。地場産につきましては、22年度でいきますと、まだ1月末の状況でございますが、使用量といたしましては、総体の大体35%が地場産を使っております。これは、幕別と忠類合計の数字になりますが、量としては35%、十勝産が19%の使用状況にあります。

以上です。

○委員長（乾邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 今回の震災で被害に遭われた子供たちへの教育の確保という観点からのご質問ではないかと思っております。

駒島の施設の利用ということだけではなくて、どういった形で私どもが支援できるのかということについて、これから検討していきたいと思っております。中には、自分の家の部屋があいているから、子供たちをしばらくの間、面倒を見てもいいよと言ってくさっている家庭もあると聞いております。私の町でこうやれますからと、一本手を挙げるといってもなりませんので、道なりの窓口がどこかで一本化されるのだろうと。それに向かってどういう支援ができるか、検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（乾邦廣） 増田委員。

○8番（増田武夫） まず、食中毒の防止の関係でありますけれども、指摘されたいろんなことについては、この間、改善してきていると。残されていることはないというふうに理解してよろしいわけですね。そのように理解させていただきますけれども。

もう一点は、調理員の教育の問題もきちっと教育されているかどうかという問題もあります。食中毒、今回はサルモネラ菌でありましたけれども、そのほかノロウイルスだとか、食中毒にはいろいろな細菌やウイルスが関係することが非常に多いわけですが、これも室温を下げるだとか、手洗いをしっかりするだとか、その際、例えば肉の調理と野菜とを分離するだとか、いろいろな教育によって、また作業手順を変えることによって、防止していくことが可能な場合が多いわけですが、そのためには職員の教育もしっかりしなければならないのですが、職員の教育がされているかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

もう一点の調理後の時間の問題ですけれども、2時間のところを先ほどの話では10分程度の短縮に努力されるようでありまして、やっぱり10分短縮されれば、それだけ調理の時間が10分延びるということになると思うのですが、全体の調理の中で、その2校に対するものを先に仕上がるような形でやられるのか、全体が終わって発送に移るのか。

一番この集団で、たくさんの方にこの配るといふのに一番の問題は、なかなか自分のところで手をかけて調理する品数が少なくなると、既成のものをパックにされているとか、そういう既成のもの利用がうんと多くなるというのが一番大きな問題で、なかなかおいしく食べられないというような問題も出てくるわけなのですけれども、そうした調理の時間を十分とって、手づくりのものをなるべく多く提供するということがすべきだと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

それから、アレルギー対策、牛乳を豆乳にすることが唯一の対策のようでありまして、アレルギーを持っておられる方は、前のお話では自分の弁当を持ってくだとか、いろいろなこともされ

ているとは思いますが、きめ細かな、やっぱりなかなか自校方式でやるときは、子供の顔がみんな見えるような形でやりますので、細かな対応ができると思うのですが、その辺はどんな対応をこれからしていこうとするのか、もう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

それから、駒島の管理の、これからやっていくわけですので、この2名体制でということでありませけれども、もう一つの震災の関係では、そっくり受け入れて、そこで集団で生活してもらってというようなことも、一例としてはあるのではないかと。手を挙げてぱっとやるというわけにいかないと思いますけれども、いろんな形で教育の面でも、この震災に対する協力を今後検討していただきたいと思いますということを申し上げたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 1点目の調理員の教育ということでありませけれども、この岩見沢事件以後、保健所あるいは教育局等から、この関連の通知が来ておりますので、それらについて、調理員の控室がありますので、そこに掲示して喚起をしているところであります。

それから、手洗いにつきましては、手洗いマニュアルというのがございまして、それを手洗い場に掲示して喚起をしているところであります。

それから、今後といいますか、こういった調理員の研修会が年何回か、一、二回程度ですけれどもありますので、それらには積極的に参加することによって、また注意をしていき、教育したいと考えております。

それから、調理の時間なのですが、ちょっと私、先ほど説明不足でありませけれども、2校ではなく、全体が作業工程を見直すことによって時間を削減したいと、短縮をしたいということを考えております。ですから、2校だけではなく、全体の作業工程を見直すのだということと考えております。

それから、アレルギーの関係でありますけれども、個別に対応するのが一番いいのかもしれませんが、なかなか主体的にそれができないという現状にありますので、今後とも牛乳について豆乳を提供していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（乾邦廣） 増田委員。

○8番（増田武夫） 調理職員の教育ですよね。これちゃんと時間を設けて、やはり講師なりなんなりを呼んで、しっかりと食中毒なりなんなり、衛生管理、それからいろんなマニュアルがつけられていますよね。大量調理施設の衛生管理マニュアルみたいなものがつけられていますし、それからちゃんとした学校給食衛生管理基準なんていうものも、きちんと定められているわけですよね。そういうものをやっぱり集団でしっかりと教育していくという時間も別に設けていく必要があるのではないかと。このいろんな注意事項を張るだけでなく、そういうこともやっていくことが全体の衛生思想の向上につながっていくし、安心・安全なものを提供できると思います。そういう教育の機会を設けるつもりがあるのかどうか。

それからもう一つ、アレルギー対策の問題でありますけれども、聞きますと、例えば芽室町では46人を対象にして、新年度から専門の職員を1人雇って、そしてアレルギー特別食をつくって提供すると。こういうこともやり始めるそうなのですよね。だから、アレルギー、牛乳ばかりでなくて、小麦に対するアレルギーの子もいれば、そばなんかには特に強くアレルギーがあらわれるのでありますとか、さまざまな事例があると思うのですが、やはりちゃんと専門の職員を1人配置して、そうしたアレルギー食を特別につくるというようなことも検討していくべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（乾邦廣） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 1点目は、衛生管理についてであります。かつて食中毒は夏の時期なんていうふうに思っておりましたけれども、今は寒い時期でもノロウイルス等を含めまして、それが食中毒に発展するということで、通年を通して気をつけねばならないものだと思っております。

先ほども所長のほうから答弁ありましたように、岩見沢の事件におきましては、新聞等で指摘され

ている事項、これをうちに置きかえた場合はどうなるかということのチェックをいたしまして、それについては所長のほうから注意を喚起し、あるいはみずからも点検をしたと。必要などころについては、直すところは直していくという態度で臨んでいます。この方向については、今後もそういうような方向というのは継続していくべきものというふうに思っております。

ですから、必要に応じてマニュアルを提示する、そういうことも大事でしょうし、訓示もするということも大事でしょうけれども、時間をとらえましてそういうような指導する時間を確保するということも大事でしょうし、あるいは所長みずからがそのマニュアルに従って、ここの調理員はちゃんとしているかということも、さらには目を光らせるといいたいでしょうか、ちょっと表現が悪いですけども、そういうことのチェックをするということも大事なのかなというふうに思っております。

それから、アレルギー対策の話であります。芽室町ではそういうような先進的な事例としてやっているということも伺っております。これまでも私どもにおきましては、スペースの問題ですとか、調理員の確保の問題等々の問題がありまして、すぐにはというのはなかなか難しいというような話もさせていただきましたが、先進事例も含めまして、将来的な検討事項の一つであるというふうにとらえているところであります。

以上でございます。

○委員長（乾邦廣） よろしいですか。

審査の途中でありますけれども、この際、11時10分まで休憩をいたします。

10:58 休憩

11:10 再開

○委員長（乾邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにございませんか。

野原委員。

○7番（野原恵子） 学校管理費全般についてお聞きしたいのですが、今、教員も事務職員も、全部仕事はパソコン処理されていると思います。そういう中で、全教職員にパソコンは1人に1台配置されている、そういう状況になっているのでしょうか、その点、1点お聞きしておきたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） そのように配置させていただいております。

○委員長（乾邦廣） 野原委員。

○7番（野原恵子） 事務職員にも教員と同じように1台、同じようにパソコンを配置されているのでしょうか。何か配置されていないようなことも聞いておりますので、その点お聞きしたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 学校教育係長。

○学校教育係長（佐藤勝博） 教職員の配置につきましては、さきの経済対策ですとか、国の交付金を活用しながら、全教職員に1台ずつの配置をしているところでありまして、事務職員につきましても、その際配置をしております。ただ、それ以前にパソコン導入を計画的に進めております中で、それらを含めると、事務職員1人に1台の配置も終わっているところでございます。

○委員長（乾邦廣） 野原委員。

○7番（野原恵子） そうしますと、配置されている中で、機能とかそういうものもきっちりと検証されて事務職員にも配置されているということなのではないでしょうか。例えば、機種が古いとか、そういうふうになりますと、パソコンの容量ですとか、そういうものがちょっと狭くて仕事に支障が来ず、そういう状況も全部検証されてパソコンも配置されているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 入っているソフトの関係でございますが、ちょっとどの段階のソフトが今入っているかというのは、私ども個別的には手元に資料がございません。ただ、学校のほうから、

このパソコンに入っているソフトが古いからという話は、私どもで聞いておりません。

○委員長（乾邦廣） 野原委員。

○7番（野原恵子） 現場のほうからそういう声も聞かれておりますので、ぜひその点も一度調べていただきまして、事務手続がスムーズにいきますように、ぜひ調べていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（乾邦廣） ほかに。

堀川委員。

○5番（堀川貴庸） ページ数でいきますと141ページでしょうか、2校の小学校費にわたってお尋ねさせていただきます。

震災があったからお尋ねするというわけではないのですけれども、たまたま集団下校のことについてお話があったものですから、お尋ねしたいと思います。それぞれの学校において、集団下校、訓練という形で年に二、三回ほど行っているかなというふうに思ったのですけれども、町内の各学校でそれぞれのどのぐらい実施されているのか、またおおむねどのような状況を想定してなされているのか、お尋ねしたいと思います。

それからもう一点、ページ数でいきますと160ページでしょうか。図書館行政についてお尋ねしたいと思います。このことにつきましては、以前から決算や予算の委員会でもお尋ねさせてもらっていますけれども、以前にお尋ねさせてもらいましたセカンドブックといいますが、ファーストブックの延長上にある制度を取り組んでもらってはどうかというふうにお尋ねしたところではありました。これにつきましては、当時の答弁では、前向きに検討してもらえろというような答弁をいただいたつもりですので、その後どのような検討状況になっているのか、お尋ねしたいと思います。

それともう一点、就学前の子供たちの図書館の利用状況などを、もしわかるようでしたら、おおむねのところ構いません、教えていただきたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 集団下校の訓練ということでございますけれども、各学校で地震とか、あとクマが出たとか、不審者が入ったとか、そういうことに対応する訓練は年に1回、2回やっているというのは私ども聞いておりますし、承知しておりますけれども、この集団下校の訓練をどのようにやっているかということについては、私どもまだ承知していないところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 図書館長。

○図書館長（長谷 繁） マイファーストの後のマイセカンドということになりましょうか。検討をいたしました。金額的にそんなに多額な予算を必要とするものではありません。ただ、私たち図書館の中で十分話し合いましたが、かわる方法というのはないのだろうかということなのです。マイファーストというのは1冊の本、結果としてはプレゼントすることになるのですが、それをきっかけに図書館に足を運んでもらう、本を読む習慣を育てるということでは非常に意味があると思います。以前にご質問いただいているマイセカンドというのは、いわば中押しというか、次のまたプッシュという感じでのご趣旨だったと思います。

そこで、一つ私たちやっぱりちょっと悩んだところは、個人の持ち物になってしまうということなのです。同じ予算を公費で使うのであれば、さらに本を読む習慣を育てるために、お母さん、保護者と一緒に子供たちが集まるような場所、そういうところに発達段階に応じてどういう本と接していったらいいだろうか、ブックリストであったり、あるいは実際の本のリアル展示であったり、そういったことに手だてをとっていったほうが、つまり本をシェアするという考え方に立って、以前いただいたご趣旨を実現していく方向で考えていきたい。現段階ではそのように思っております。

それから、マイファーストをきっかけに、子供たちの読書傾向ですとか、あるいは読書傾向といいますが、本を読む習慣が育ったかということと言えますと、児童書、絵本とか、そういったものを含めてですけれども、順調に伸びてきております。少子化と言われる中で総数が伸びておりますので、

逆算しますとお子さん1人が接する本というのは明らかにふえていていると考えております。

○委員長（乾邦廣） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 集団下校のことについてなのですが、余り教育委員会のほうでは把握されていないということなのですが、今現在、小学校のほうではそれぞれ課題の洗い出しをきっと進めているのだらうというようなお話を聞いております。PTAでも、父親、母親とも、各家庭とも協議というか、意見を吸い出しているような状況のようなのですが、いろんなやっぱり意見があるようで、下校させないでくれとか、下校したほうがいいのではないかと、いろいろ各家庭もあるのでしょうか、その集団下校そのもののあり方というものが、ではどうなのかというところで、もう少し親御さんたちに説明されてはどうかと。小中学校との連携をとって説明されてはどうかというふうにも思いましたので、その点どうかというふうに思います。

また、こういう情報社会ですから、その情報伝達の方法、これ今は電話を用いての連絡網というか、そういうところをメインに考えているようでして、まだネットとかメールでというところは、お金のかかる分野でもあるでしょうから、今後の検討課題にはなるかと思えますけれども、そのことについても各学校とも連携をとっていただいて、教育委員会としてどのような対応をなされていこうとされるのか、あるいはどのようなきょうびの形をとられていこうとするのか、お尋ねしたいというふうに思います。

それから、本のことについてなのですが、今、館長のほうから説明がありましたけれども、非常に喜ばしいというか、検討していただきながらも工夫をされているなというふうには感じました。児童書とか絵本が貸出数も伸びているということであれば、非常に本と接することが、場というか機会がふえていのだらうというふうに推察されますけれども、以前にも映像資料の関係でもお話ししましたけれども、電子の書籍ですとか、映像も結構電子化されてきて、各公共の図書館でもまだまだ先かかもしれませんけれども、ただ、ちまたでは急速にこの電子書籍が普及してきて、テレビを見ていますと、大人の方でもすぐ文字がぱっと大きくしやすく、逆に字が読みやすいのだと。だから、普及しないのかなと思いつつも、何か一遍に普及してきたという現状もありまして、公共図書館としてそれらは今度どうなるのかなというふうにも疑問に思ったものですから、子供たちの代からそれが接するかどうかはわかりませんが、そのような状態の情報がそれぞれ図書館や教育委員会にどのように入っているのか、またどう把握されているのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） はじめに、集団下校のあり方等についてでございますけれども、学校のほうと連携をとりまして、どういうことができるのか、検討してまいりたいと思います。

それと、情報伝達の方法でございますが、他の市町村の学校によっては、メールの一斉送信というやり方もやっているところもあると聞いております。今回の震災のような場合には、全然これは通用しないということでございます。それぞれ学校の事情もあろうかと思えますので、各学校の事情を聞きながら、その情報伝達の方法について協議してまいりたいと考えております。

○委員長（乾邦廣） 図書館長。

○図書館長（長谷 繁） 電子書籍のことなのですが、お話の中にありました、商品名は省きますけれども、きゅっとやると、文字自体が画面の中で大きくなりますね。ああいったものは、今、図書館では大活字本という、1冊の本にしたら何倍かしてしまうのですが、そういったものと、しょせん印刷された文字には限界がありますね。視力に応じてその大きさを変えられるといえ、やっぱりハンデを持った方にとっては、あの電子書籍というのはすごく便利なものというふうの一つ考えます。

それと一方で、子供たちと電子書籍のことなのですが、まだ政府の方針も、考え方は出てきますけれども、電子教科書ですね、それが今後どうなっていくのか。ですから、いわゆる私たちの世代ではなくて、これから育ってくる子供たちがどういうものに接するかによって、本とか図書館、いろんなもののありようというのはやっぱり変わっていくのかなと。当面は、まだ本当に混沌としている状態

だと思います。ただ、私たちもそのときになって考えればいいということではなくて、今の業界の動向ですとか、いろんなものは常に把握するように努めています。

ですが、今の段階で、残念ながら幕別町の図書館が、子供の読書環境がどうなるかということは、まだちょっと申し上げられません。申しわけありません。

○委員長（乾邦廣） ほかにございませんか。

藤原委員。

○4番（藤原 孟） ページ 158、8目7節の賃金、スポーツセンターの管理の賃金についてお尋ねいたします。

町民の健康づくりのために、健康講座が開設されております。また、昨年の賃金を見ますと、ことし10万円と言いながらも、この厳しい財政の中でもプラスされたということは、多分、健康講座についても重要性をとらえているのだと思っております。その中で、アドバイザーの給料のことで雇用につきまして、お尋ねいたします。

まず、非常にトレーニングセンターのアドバイザーの雇用につきましては、保健体育の教員免許を持つということが必須だというハードルの高いものとなっております。また、指導員、補助員につきましても、指導の経験があるとか、指導者の免許を持っているという非常に厳しい条件の中、採用しておりますが、残念ながら雇用につきましては1年限りという、いわゆる短期、また日給制の給料支払いもあるということになっております。

私たちやはり利用者になれば、非常にこの健康づくりということは大切なものだと思っております。能力の高い人材を雇用している割には、雇用条件が短期ということで、安定性もなければ、いわゆる講座の開催に支障も来すのではないかという心配をしておりますが、今後、対策と申しますか、改善というものは見られるのかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（乾邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） トレーニング室に勤めている職員、4人ないし5人の賃金のことでありますけれども、先ほどアドバイザーの関係で、今、日額どうのこうのという話があったのです。アドバイザー、指導員に関しましては、月額賃金という形になっております。それぞれアドバイザー1名、指導員1名という形になっております。トレーニング補助員につきましては、2名という形で、その者は日額の賃金という形になっております。そういう形で、この両者に差があったり、1年雇用ということにつきましては、臨時職員につきましては取り決めという形で、どうしても1年雇用にならざるを得ないというふうな形になっております。それで、雇用条件、社会保険のほうにも入れております。少ない給料では確かにあります。

そして、ここが、先ほどもちょっと学校教育のほうでもお答えになったかなと思いますけれども、ここで職をなしていくというか、そういう形での当然賃金ではございません。それと比べれば、安い形になっているのかなと思いますけれども、先ほども藤原委員さん言いましたように、人の生命を預かる、健康を預かる大事な仕事ということは認識しておりますので、そこら辺のことにつきましては、町長部局全体の臨時職員との兼ね合いということもありますので、そこら辺いろいろ研究を進めていきたいなというふうに今考えているところです。

○委員長（乾邦廣） ほかにございませんか。

斉藤委員。

○3番（斉藤喜志雄） 何点かお尋ねをいたしたいと思いますが、最初に145ページ、10款教育費、中学校費の中の8節報償費についてお伺いをいたします。

全国・全道文化・スポーツ大会参加奨励金につきまして、208万円ほどの予算計上がなされておりますが、前年度実績に基づいて、最近、先ほども出ておりましたけれども、札幌東中学校の子供たちが全道大会に吹奏楽で出場する等々、大変な子供たちの活躍が私は目につくなどと思って、大変うれしく思っているわけでありまして、前年度実績から比べて、この208万円というのは、これで十分なのかなという、そういう思いがありますので、一つはその前年度実績がどれくらいになっている

か。

あわせて、ここ近年、全道大会派遣、全国大会派遣の基準枠が非常に、まさに奨励金のとおり、子供たちに夢と希望と期待を持たせる、そういうふうに広がりつつあるというふう理解をしているわけですが、そのあたりについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

2点目であります。8節の報償費のところ、部活動指導員謝礼、この部分でお尋ねをしたいというふうに思いますが、111万円ほどついておりますが、前回の一般質問の中でも申し上げたとおり、実は極めてこの部活動あるいは少年団指導が、先生方の勤務時間外縮減の取り組みとのかかわりの中では、非常に悩ましいものを抱えているということは、ご案内のとおりでありますけれども、これが単価当たり一人一人の先生方に、一体どれくらいになるのか、この金額がどれくらいになるということとで積算されているのかということについて、お尋ねをいたします。

続いて、152ページへ参ります。社会教育費であります、13節の委託料、町営リンクの造成管理委託料、このところについてお伺いをいたしますが、これまた幕別町の体育施設、施設設備は他町村にないすばらしいものがあるかというふうに思いますが、しかし年数がたてば、どんなすばらしいものでも間違いなく老朽化して行って、それぞれの整備、点検が必要になっていく。管理委託料というかかわりでちょっと細かくなって恐縮ですが、放送機器の営繕、修繕、点検、施設設備の維持管理がどのようになされているか。具体的に言いますと、定期的な点検が行われているのか。とりわけ夏場使わないで休んで、次の冬場までの約半年間、放置をしてしまうと、そのあたりの点検のつなぎをどうしているのかな、非常に心配な部分があったり、後ほど申し上げたいと思っておりますけれども、気になるところがありますので、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

153ページへ参りまして、社会教育費、19節の5、体育連盟振興補助金、きのう、部長がおっしゃられた、提案されたところの加盟団体数、ちょっと僕の認識とは違うので、そのところを改めて正確な数字をお伺いしたいと同時に、まさに振興という視点からこの補助金を出しているということとありますから、この金額が果たして適正なのかどうか。どのように認識をされているかというところでお尋ねをしたい。

これは後でまた質問しますが、そんなことで、以上4点だったでしょうか、早口ではありますけれども、お尋ねをいたします。

○委員長（乾邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） まず、私のほうから、全道・全国文化・スポーツ大会参加奨励金の関係でございます。本年予算が280万円。平成21年度から学校教育のほうに分離してこの予算にのっております。ご承知のように、中体連等、中文連、吹奏楽連盟については3分の2の割合で補助しているところとございまして、平成21年度の決算で281万5,000円と。平成22年度も280万円程度の決算になる見込みですので、本年度もこの金額で予算を計上させていただいております。参加大会といいますが、枠が拡大しているのではというお話でございますが、大会はだんだん多くなってきている傾向にございますけれども、やはりその年その年によって、生徒の成績によって異なってまいりますので、一概には拡大というふうには言えないのかなとも考えております。

それから、部活動の指導員の謝礼の関係でございます。単価としては、お1人年額1万5,000円ということとでございます。

以上です。

○委員長（乾邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 2点ほどご質問があった、まず1点目の町営リンクのほうの放送機器の関係でございます。斉藤委員さんの毎回こられて大変ご苦労さまだというふうに、私どもあいさつに伺っているわけなのですが、その定期点検の関係なのですけれども、シーズン前に必ず放送設備の点検はやっております。そして、終了後、ちょっとそのまま1年か半年、シーズンが始まるまで置かれてしまうという形については、事実そういうような実態になってはおりますけれども、オープン前には必ず点検をしているものでございます。

ただ、現在、機器等の、確かに古くなっているという形になっておりますので、そこら辺は担当のほうへ命じて、更新についてちょっと考えてみれという話はしております。マイクのほうにつきましても、昨年ですか、新しいものを買わせていただいたところでございます。

2点目の体育連盟の団体数なのですが、24団体1支部というふうに、1支部は忠類、この中に8団体ありますから、団体数で言えば32団体という形になるのですが、通常24団体1支部という形でご説明したほうがいいのかと、わかりやすいのかなと思っております。もし数字が間違っていたら、ここでおわび申し上げます。

それで、この補助金の関係につきましても、幾らが適当なのかということについては、なかなかいろいろ得られない部分があると思うのですが、近年、この経済情勢も厳しい中では、ちょっと減ってはきているということなのですが、22年、21年度については、同額の面で補助金動いております。その中で、いろいろ私も総会等、また各大会に足を向けまして、各団体さんにいろいろお話を伺っているわけですが、とりあえず今のところ、補助金額が少なくてもどうしようもないと、あったら上げてほしいというような声は、残念ながら聞くことはできていない状態であります。今年度、また総会の場面がありますので、そこら辺で各団体さんのほうにいろいろお話を聞いてみたいというふうに考えております。

○委員長（乾邦廣） 齊藤委員。

○3番（齊藤喜志雄） 4点にわたりお答えをいただきましたので、最初から、1点目から再度お尋ねをしたいというふうに思いますが、大体、前年度実績に見合った形で予算措置がされているということは十分わかりました。

それから、補助金についても、その助成の幅につきましても3分の2ということで、かつてから見たらふえているのですね。ここ3年間くらいでしょうかね、ふえているということではありますが、できれば100分の100になっていくことが望ましいのかなというふうに、私は期待をしているところでありますし、それから当然、個人競技に行くのと団体競技に行くのと経費のかかり方が違うということをご理解してやってほしいというふうに思います。

どういうことかという、用具が多くて非常に大変だ。例えば、札内東中の吹奏楽が行くときに、その用具を会場まで、宿泊所と会場との間がかなり距離があるだとか、あるいは例えば野球の諸君でもそうですし、少年団の諸君でもそうですけれども、団体競技になって物の輸送という観点になってくると、そのあたりまでは必ずしも十分でない。せつかく頑張る子供たちがいい汗を試合で流そうと思っても、実際には用具を運んだり、物をしているのでいい汗を流してしまっ、本番のときに力が出ないなんていうことにならないように、こここのところはぜひ単なるお金ではなくて、そういう行動範囲をどうやって確保してあげて、本番のときに彼らの持てる力を発揮できる状況をつくってやるかというの、これは私たち大人の責任でないかなと、私はそう思っておりますので、ぜひそういうところの配慮も、これ当然足りなくなったら、補正を組んでいただけるのだらうなということも含めて、そうですね。渋いはずきですけども、そんなことでひとつぜひそういうところも含めてお考えいただければと、こんなふうに思っているところです。

それから、部活動、これ年間1人1万5,000円ですね。これも、学校で配分をしてくださいということで、実際には学校へはトータル金額で行きますよね。部活動のあれで行くのでないかなというふうに私は思っているのです。一人一人、教育委員会がのし袋に入れて、ありがとうございました、ご苦労さまでしたとして渡しているのではない。

したがって、教育現場の中では、実際には共同で作業が行われていることが、この教職という特殊性を持つところですから、持たれている。したがって、実際に1万5,000円が本人のところにあるとありがとうございましたと渡っている学校もあれば、複数で配置になっていたり、お手伝いという形になっていたり、常日ごろその担当の先生が都合悪くてかわってもらったりするところがあって、みんなでプールしようねと言って、割って、全部に配分しているところもあり、それを私らは知らないところだと言えばそれまでの話ですが、そういう観点からいうと、ユニホームの洗濯代にもならない学校も

実はある。

そういう実態を踏まえて、これもみんなお金がかかることばかりで恐縮でありますけれども、ある意味ではこの分はサービス労働であります。しかし、教育的な効果という観点で言えば、ここをなくしてということになりません。本来的には、社会教育の範疇の中で、そういう人も場も予算も設けてやられるのが理想ですが、それ現実問題としてそんなことは不可能です。だとすれば、そうやってサービス労働で汗を流してくれている、指導されている先生方に、いま一度予算措置を講じて報いてあげるといのも一つの方法でないか、過渡的な段階としては方法ではないかなと、こんなふうにも考えているところでもありますので、ぜひともこれまたよろしくお願いをしたいなと、こんなふうに思っております。

3点目へ参りますが、委託料のところですが、管理運営のところですが、たまたま僕はスケートと陸上にかかわっているからあれしたのですけれども、長年指摘した、あれだけのせっかくのいい設備を持ちながら、必ずしも本当に冬場がどういう状況に置かれるかなという観点でのあの放送設備の設置の仕方はいかがかなということで、何回か指摘をしてきているところでもありますけれども、夏場は南風が吹くから向こう側に、南側のほうについているスピーカーは有効に機能します。しかし、南側にしかついていないですね。北側のほう、ついていません。そうすると、スケート大会になったら、専ら北西の風です。子供たちの待機場やなんかずっとあるところは南側にそろっていますから、何を言っているのか聞こえない。そして、選手が具体的に例えば点呼を受ける時間等々がずれてきて、大会運営に支障を来すということがあります。そんなところも含めて、使用時期も含めた、そういう施設管理あるいは整備、そういったものをぜひこれまた検討されてはいかがでしょうか。

とりわけ間もなく、新年度、東部大会がうちで行われるようになっているやに私は理解をしているところでもありますので、お願いしたいなと思います。

最後へ行きます。社会教育のところでの体育連盟の振興補助金であります。ずっと調べてみました。どれくらいな金額だったかというので、忠類村と合併してから以降の5年間について調べてみました。平成19年196万円、20年186万2,000円、21年178万円、22年178万円、23年178万円。それでは、18年まではどうだったかといったら、忠類は入っていませんから、したがって18年まで160万円でありました。

振興費と言うからには、少なくともスポーツ人口や体力づくりに励む町民の底辺が広がることを期待して助成をしているのだというふうに私は理解しています。そうすると、この今年度も178万円あります。この中から、実は50万円は忠類へ行くのです。忠類へ行きますね。そして、東ねている事務局費がそれでは幾らの予算になっているかといったら、8万円です。

斉藤、おまえ何が言いたいのだということでもありますけれども、実はかつては教育委員会さんが本当に骨身を惜しまず一生懸命やってくださっていて、すべて東ねるところから大会運営からまで全部やっていたのです。やってくれていた。しかし、それでは本当に主体的な地域のスポーツ活動が育っていないし、自主性が育っていないからということで、それぞれ体連を通して単位団体に全部仕事を移譲しました。そうやってやってきて、そしてなおかつ今度はそれでは振興を図るための助成金とはいうと、逆に片一方ではお金がかかるようになってきて、委員会から権限を渡されてあれしてきた。しかし、おりてくる金はどんどん少なくなっていく。そして、二十何団体を東ねる事務局費はたった8万円。その中で、今まで教育委員会さんが出してくれていた通信費や紙の果てまで全部自分たちで用意しなければならないという、そういうところで、本当に底辺拡大だとか、スポーツ振興だとか、それを通した活力あるまちづくりができるのかなというので、非常に私はこのところはどうしても納得いきません。したがって、このところはぜひどんなお考えか、再度お伺いをしたいところでもあります。

○委員長（乾邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） はじめに、全道・全国大会スポーツ・文化の参加奨励金の関係でございます。個人と団体が随分経費が違うのではないかとということでございます。確かにそういうお話、聞いて

ております。その際、スクールバスを団体の場合出したり、また町の車両やコンテナ車を出したりしての対応はしております。今後も出場する団体、学校等の事情をよく聞いて、それに沿った対応に努めてまいりたいと考えております。

それから、部活動の謝礼の関係でございます。学校ごとに支出しておりますので、委員おっしゃられるように、学校でプールしている例もあるかもしれません。いかほどが適当なのかという論理もあるかもしれませんが、町全体のバランスの中で、今この金額になっているのだろうなと思います。他市町村の事例も調査させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（乾邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） まず最初の放送施設の関係につきましては、またもう一度実態をよく調査して、改善の方向に向けて努力していきたいなというふうに思っています。

また、体育連盟の補助金の関係なのですが、事務局費は確かに18年当時から比べると、5分の1程度に減っているということは、実態としてつかまえております。私ども体育連盟の方が町民の健康づくりのためにやっている功績というのは非常に大なるものがあるなということは、十分認識しているものでございます。そこら辺、言葉だけではなかなか通じないものがありますので、目に見える形で何とか努力していきたいなというふうに思っております。

○委員長（乾邦廣） 斉藤委員。

○3番（斉藤喜志雄） それぞれ前向きなご回答をいただいたので、ぜひご検討いただきたいというふうに思いますが、とりわけ体連の関係につきましては、わかったのです。町財政が非常に厳しい中で、マイナスシーリングでずっと来て、減額されていった。しかし、僕はやっぱり軽重をつけるべきだと、こういうふうに思っていたものですから。というのは、仕事量が逆にみんなこうやって返されていって、全部自分たちがやらなければいかんという、そういう状況になっていたものですから、そういう意味では余りにも、とりわけこれ世代交代が進んでいけませんよ。

それからもう一つは、各単協であろうとも、どんな団体でも、見てください、事業内容を見たら、過去10年間、僕10年間ずっとかかわってきているから、それでこれ申し上げているのですが、10年間、新規事業というのは全く行われていません。従来あったものが、ずっとそのままただ引き継ぎでやってきているだけ。私はやっぱりそういう底辺の底上げをするという観点からいえば、新規事業が当然必要になってくる。しかし、やりたくてもお金がない。いや、好きでやっているのだから、自分らで工夫してやりなさいと言うかもしれないけれども、僕はまちづくりという視点からとらえたときには、それはやっぱり冷たいのではないかとは言いたくはありませんけれども、もう少しそのあたりの実績を踏まえて何とかしていただきたいなと、もう本当に。かかわってきただけに、かかわってきたというのは、僕は全くボランティアですよ。ボランティアでありますからあれですけども、見ていて本当に気の毒、一生懸命やっているから。

そして、間違いなくそうやって実際に仕切っている方々が、全部高齢化して、新しい人というのは一人も入ってきていません、事務局にでも。それぞれの各組織のときにも事務局員がいますから。一人も入ってきていないのですよ。これはやっぱり新規事業もないし、魅力がないと言われたって、からねということもある。こんなものが20年積み重なったら、もう本町からオリンピック選手は出ないのではないのでしょうか。非常に心配であります。今までの実績がそういう、やっぱり財産が積み重なって冬季オリンピック、夏季オリンピックにああやって出場する、町の子供たちや大人たちに希望や夢を与える、そういう結果を実現してきているのだというふうに私は理解をしております。

そういう意味では、社会教育の充実という観点から、ぜひこのあたりを強く頑張っていたいただきたいなと、ご要望を申し上げて終わります。

○委員長（乾邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦廣） ほかに質疑がないようでありますので、10款教育費につきましては、以上をもつ

て終了させていただきます。

次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 11 款公債費につきましてご説明申し上げます。

164 ページをお開きください。

11 款公債費、1 項公債費、1 目元金 20 億 6,273 万 3,000 円、借り入れいたしております起債の償還元金であります。

次に、2 目利子 3 億 7,150 万 6,000 円、借り入れいたしました起債の償還利子であります。

次のページをお開きください。

3 目公債諸費 14 万 6,000 円、起債償還にかかわる支払手数料であります。

続きまして、12 款職員費につきましてご説明を申し上げます。

166 ページになります。

12 款職員費、1 項職員給与費、1 目職員給与費 19 億 4,303 万円、本目は特別職を含め、218 人分の一般会計から支弁する職員の人件費等ではありますが、退職者数に対しておおむね 4 割の採用にとどめ、人件費の抑制に努めたところであります。

2 節の給料は、前年度比 3 名減で約 1,500 万円ほどの減となっております。

3 節職員手当等につきましては、総体では前年度と比較いたしまして 1,900 万円ほど減となっております。

4 節は共済費であります。各種共済組合の負担金であります。節の総体では約 7,600 万円、前年対比で大幅な減となっておりますが、次のページをごらんいただきたいと思っております。主には細節 12 の一般職退職手当組合負担金が 3 年に一度の精算による支出が本年はないことから、大きな減額となったものであります。

7 節賃金は、臨時職員のうち、常雇職員にかかわる賃金。

19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が、職員費であります。

次に、13 款予備費についてご説明を申し上げます。

168 ページをごらんいただきたいと思っております。

13 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 500 万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦廣） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○1 番（中橋友子） 職員費にかかわって質問を行います。ただいまご説明がありましたが、総額で予算といたしましては 19 億 4,000 万円ですか、前年から比べますと 1 億 1,900 万円の減額で、3 名の減員ということでありました。

今、町は第 3 次行革の一番最後の年、平成 22 年までということで、平成 23 年度からはまた新しい方向に向かっていくのだらうと思っておりますが、この間、相当の行革の柱の一つとして、職員の削減というのをされてきたと思っております。たしか平成 18 年度の段階では、270 人を超えて職員の方がいらしたと思うのですが、この段階では本年度予算では 218 人ということですから、ここで、適切な配置ということ、職員の適正化というのをずっと求めてきたのですけれども、こういった行革が職員の方の負担になっていないか、まちづくりの発展に支障を来さないかという思いを持っておりました。

それで、まずは行革に対する評価とございますか、これからこのことしも 3 名削減でいくわけですが、そういった点をどのように補って仕事を進めようとするのか。

それと、結局残業というのが必ずいつも記載されておまして、少なくない、今年度も 6,000 万円

を超えております。これはいつも一時的な業務に携わる、例えばことしであれば選挙があるとか、そういうことになるのだらうと思うのですが、それにしても恒常的に記載されております。一体、日常的に職員の残業というのは、どのぐらい行われているのかということ伺います。

さらに、職員の配置の資料をいただきますと、正規職員に対しまして、ほぼ同人数の非正規職員が配置されていることもわかりました。ここには、特に民生部と教育委員会に多いわけですが、教育委員会は先ほどの質問の中で内容が見えました。しかし、民生部におきましては、これは恐らく保母職であるとか、あるいは技術職の方たち、保健師であるとか、そういったところが多いのだらうと思いますが、改めてその中身について伺いたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 職員の適切な配置という点についてでございます。

まず初めに、行革への評価ということでございますけれども、職員の定数管理につきましては、行革大綱を受けまして、職員適正化計画というものを策定しております。それに基づいて適正な人員を配置するというところでございます。その人数からいたしますと、平成22年の4月1日現在の職員数ということで比較いたしますと、職員適正化計画におきましては250名、それに対しまして実人員が249名ということでございます。評価ということにつきましては、この行革大綱、町民の皆様方も参加していただいていると。それに基づいて、できるだけスリムな行政をつかって、行財政健全化を進めていこうという趣旨もでございます。そういう意味では、まず目標的な数値的なものではクリアされているので、一定程度は評価しているというふうに考えております。

ただ、この間、いろんな業務がふえてきているというようなこともございます。中橋委員おっしゃられますように、残業がふえているのではないかとということでございます。これらに対しましては、以前もお話しさせていただいておりますけれども、課内あるいは課を超えて部内、さらには部を超えて職員の手伝いというか、協力し合う体制を整えて、これまで事務に当たってきたというところでございます。

実際に昨年の参議院選挙の際にも、総務課だけで通常は選管の中で対応するのですが、それ以外の部署にもお手伝いをお願いして対応してきているという状況でございます。委員おっしゃられますとおり、本年につきましては、選挙が三つ予定されております。町長・町議選、知事・道議選、さらには農業委員会選と。そういうようなこともありまして、またちょっと時間外手当がふえているという状況でございます。

平成21年度の実績でございますけれども、1人当たりの時間外数、平均いたしますと236時間という状況でございます。これ一月の平均にいたしますと19.7時間、約20時間という状況でございます。昨年、やはり選挙があったということもあって、一昨年よりも若干ふえているという状況でございます。ただ、先ほど言いましたように、それらを職員同士で補い合って、できるだけ負担がかからないような形にしたいというふうに考えております。

それともう一点、非正規職員の内訳ということでございます。主なものについて、民生部の関係、説明させていただきたいと思います。非正規職員が128名いるということでございますが、このうち臨時保育士が30名、代替の保育士、これは通常の正職員の保育士ですとか臨時保育士さんが休んだり休業に入った場合の代替ということで、これが38名、保育士の給食の調理員が10名、これは代替の方も含んでいます。僻地保育士が代替の方も含んで17名、学童保育の指導員、この方も代替の方も含みまして19名と。そのほか臨時の保健師の方が6名いらっしゃいます。主なところではそういうような状況となっております。

以上です。

○委員長（乾邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） これまでずっと官製ワーキングプアということを取り上げてまいりました。そういう観点からいったら、非正規職員がどんどんふえていっているということ、この割合からいっても非常に高いということは、やっぱり改善すべきことではないかというふうに率直に思います。

そういうことを受けながら、もう一つはこれだけ人員を減らしてきたことが、職員の負担になっていないかということなのですが、平均残業時間でいう 19.7 ということでありますから、これは平均だけを見てもいけないのではないかなど。決算のときも聞いていますが、もう一度最高残業されるころは何時間あって、そしてどの部署が多いのか。たしかプール制というふうには聞いておりましたけれども、一定のところでは仕事はされているけれども、そこで頭打ちというようなことも実際に起きていないのか、伺います。

それと、直接はかかわりはないかとは思いますが、人事評価を行っていますよね。この適材適所、適切な配置をするという点では、当然そういうものが、私は人事評価そのものは評価するものではないのですが、しかし実際に町で配置されるときには、そういったことなどはどんなふうに反映されているのか、伺います。

○委員長（乾邦廣） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 始めに、時間外手当の多い部署ということでございますけれども、これも平成 21 年度の実績でございますけれども、総務部の総務課、これが実績では一番多かったです。時間数につきましては、1 人当たり 1 カ月で 45 時間という状況でございました。内容的には、定額給付金の給付事務ですとか、衆議院選があったということで、これは多かったという状況でございます。

それと、人事評価制度ということでございますけれども、人事評価制度につきましては、最終的には人事評価を給与に反映するということが、一般的にはそういう制度なのかもしれませんが、私どものほう、町の制度につきましては、職員の資質の向上を図るという意味合いで、まず導入しております。導入というか、現在は試行の段階でございます。昨年からは試行しているところでございます。

まずは管理職で、自分の仕事に対する目標、自分のやらなければならないこと、これらのものを目標として掲げて、それに対してどれだけ進めたかというようなことで自己評価をする、さらに上司の評価をいただくというような仕組みで、その結果に基づいて、今後自分はどのようなことをしていかなければならないのかと。最終的には職員としてどういう能力を向上していかなければならないのかと、そういう目的のために導入というか試行しているものでございまして、まだというか、職員の給与ですとか、そういうものに反映されるとか、そういう制度ではなくて、しかも一般職に対してすべてに適用させるというのではなくて、まずそういう制度の導入のために、どういう問題点があるかということで試行している段階でございます。

○委員長（乾邦廣） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 当然、給与に反映されるようなことはあつてはいけないなというふうに思っていたものですから伺いましたし、この試行そのものも、実際には本当に導入していこうというふうなことでいわれているのかどうかも伺っておきたいところです。後で教えてください。

それで、特別な事情があつて、結局、総務課が一番残業が多くて、平均の約 4 倍やっているということでもあります。当然 270 人からいた職員を、今、今回の予算では 218 人ということですから、しかも忠類と合わせてですから、忠類はたしかスタートのときに 58 人だけ職員いらっしゃいましたよね。その人たちを合わせてトータルで今 218 人に持っていつていることですから、大ざっぱに言うと 3 分の 2 の職員でやっているということになりますよね。そういうことが、実際に職員の方の重たい負担になっていないのかと、大丈夫なのかということなのです。

それはこの間、ずっと病気で長期欠席する方だとか、あるいは通院される方とか、そういうこともどんな状況かも知りたいところですし、ぜひお答えいただきたいですけれども、こんな引き続き行政改革は第 4 次に向かっていくと思うのですが、さらなる行革を進めようと、合併の計画でいくと、もっともっと進むのだらうと思うのですが、さらにやろうとされているのかどうか、伺います。

それともう一つは、結局、一般質問の中で町長がお答えになっていた、部の機構改革などしながら、縮小したり、あるいは配置する人間、それから連携というような形で、合理的な仕事をきちっと進められる体制をとって、こういうところに対応していくという流れだったと思うのですよね。ただ、

そういう点では、忠類と本町ということを考えれば、なかなかこの点でも難しい。もっと言ってしまえば、仕事の多くなる部署はどんどん多くなるけれども、しかし少ないところは、そのままだというようなことが残されているのではないかというふうに思うのです。札内の支所が8人でやっていて、忠類はその3倍になるということも、これは町をきちっと守っていく点では大事なことのだけれども、しかしぱっと見たらそれだけでどうかと思えば、当然仕事の開きはあるだろうと。そうすると、仕事そのものをプールできるようなことをしていかなければいけないのではないかというふうに思うのですよね。そういう考え方について伺います。

○委員長（乾邦廣） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 職員の時間外の多さから、職員の負担、非常に心配されているというようなことなのでしょうと思います。前段、総務課長が申し上げましたように、確かに時期時期によって、時間外をしなければ対応できない業務というのは、これは発生いたしますので、その時点では職員の採用をすぐ行って、補充をしてやるなんていうことになりませんので、当然、今与えられている担当の役割を担っている職員が、その分時間外勤務をしながら業務の対応をしているというのが現状であります。

職員数を減らしているというお話でありますけれども、ちょっとご説明申し上げますと、合併当初280名弱おった職員が、今、一般会計だけでは215名になっていますけれども、特別会計にも人件費、張りつけておりますので、今現状で申し上げますと240名ちょっとになってございます。ですから、合併当初より比べれば約30名程度は減っているのかなというふうには思っております。

あと、今後のことについてなのですが、さらに行革をというようなことで、どうなのだろうというお話であります。職員数あるいは組織の機構の見直し、これは時々状況を見ながら適正な人員配置に向けて職員数も確保し、そして組織についてもどうあるべきなのだろうということを過去からずっとやってきておりますし、今後についても当然考えていかなければならないというふうに私も思っております。

今申し上げますと、民生部関係が確かに非正規職員も含めてかなりの数になってございます。これは、やっぱり昨今の社会状況からいくと、どうしても民生関係に仕事の負担、それから業務量がふえているというようなことがあって、当然昔では考えられないような事務量的にふえているということがあって、民生部という組織もできて保険課とかこども課とか、やっぱり組織を分けざるを得ないというようになってきているのだろうという、私は思っております。今後につきましても、行政改革の推進という意味では、次年度といたしまして、24年度にはまた新たな組織機構、どういう形が望ましいのかということの検討を23年度中に行って、24年度には新たな機構を組織、スタートさせたいと思って、今、準備に入っております。その中には、当然、適正な職員配置というのを考える必要がありますので、人員の配置と組織機構の見直しを行いたいということで考えております。

それから、先ほど若干、中橋委員からお話が出た中では、職員の病休の関係がございました。今、私、手元に何名というのは持ち合わせておりませんが、ここ数年病休になった職員の方は、時間外勤務が多い場所で病休になったという方はおりません。ですから、直接、時間外が多くて多くて、そしてそれによって、言うなれば過労ですとか、あとはそれによって精神的な障害を持つようになったとかということは、私が見ている範囲ではございません。ですから、我々も当然忙しい部署はそれなりに人も配置をする、あるいは臨時職員さんにもお手伝い願うというようなことでも対応しますので、病休と職員の配置、時間外の多さということについては、直接的には今はうちの町では結びついていないのかなというふうに分析はしております。

それからあと、人事評価の今後の考え方でありまして、これも現段階では試行的に管理職のみを評価する形で、今、モデル的にやっております。今の評価項目等が本当に実態に即しているだろうかというようなことも含めて点検をやっておりまして、これらをもう少し時間をいただく中で、点検をさせていただく中で、一般職員にも今度は試行という形でやることによって、どういう問題点あるいは課題、メリット、あるのだろうというようなことも、さらに試行的な形でやっていきたいと思

っております。

あと、職員について、人事異動の希望申告書というのを、毎年2月ぐらいに出してもらいたいようなことも考えておまして、これらとその後的人事評価等を見合いながら、言うならばその職員の意欲、それから資質の向上に向けた取り組みができないものかというようなことを考えているという状況でございます。

○委員長（乾邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 忠類と本町との仕事の差というようなことについては、お答えはなかったのですが、実際に人数の配置からいったら、当然生じているだろうというふうに思うのです。そういうところに対してのやっぱり仕事を、増田委員も先ほど質問の中で、忠類のほうに例えば森林関係は持っていけないのだろうかというようなことも提案しておりましたが、そういうこともきちっとやりながら、仕事全体をならしていくということは、大事なことはないかなというふうに思うのですよね。

なかなかまだまだ、例えば忠類と幕別の一体感とかという中では、職員については例えば人事交流というような形でお答えあるのだけれども、5年たったら、私は人事交流というよりは、もう人事異動で、交流の段階ではなくて異動にきちっとして、適材適所にきちっとついてもらうというようなことでないかだめではないかなと思うのです。ですから、そういうようなこともやっていただいて、きちっと本当に言われるように、忙しいところでは病欠はないというのは、裏返したらどういうことなのかというふうにも思ったりもしましたけれども、でもきちっと職員の方の健康管理も含めて、そして力を引き出すということも含めてやっていただきたい。

行革そのものは、どちらかという、先に削減の数字を出して行って、それに当てはめていくというふうに、そういうふうに取り組んできました。ですから、今、部長がおっしゃるように、本当に適材適所でやっていくという、必要な人員を配置していくということであれば、場合によってはふえることもあるわけですから、そんなことも含みながら、きちっとやっていっていただきたいというふうに思います。

ちょっとしつこいのですけれども、忠類との関係でもう一つ言えば、例えばそんなふうにながら、皆さんそれぞれの部署で仕事されますよね。そうすると、こういった予算できちっと款項目で配分されているのですけれども、例えば備品を買うですとか、その課の中で配分するような、お金の配分しなければならぬ場面がたくさん出てきますよね。そういうときには、もちろん要望にこたえて必要性の高いところから配分されるというふうには思うのですけれども、これもしあったらと思うのですが、最初から例えば忠類は2割とか、幕別は8割とかというような配分は、もしあったとしたら、これは是正しなければならないというふうに思いますので、その点ではどうでしょうか。

それともう一つ、臨時職員のこと、これは指定管理だとか、いろんなことに絡んできますから、一くくりでは言えないのですけれども、今年の北海道新聞で保育士の低賃金というのがクローズアップされました。これ全道で保育士の正職員と臨時職員の割合というのは、臨時が5割超えたのですね。そこで、賃金は100万円から300万円の間というようなことで、正職員から比べたら半分から3分の1、もっと下だということもあります。こういう状況を行政として続けていくことに、私はやっぱり疑問を持って、ワーキングプア解消の一つの方向性として、改善の検討はやっぱり必要ではないかというふうに思うのです。どうでしょうか。

○委員長（乾邦廣） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 本町と忠類総合支所の関係で、まず前段お話を申し上げたいと思うのですが、今は農林課にあります牧場係、基本的に忠類総合支所の経済建設課に牧場係がございまして、そちらが中心になって業務を遂行しております。ただ、もちろんこの幕別本町地区なり札内地区にお住まいの方も、幕別の役場へ来て牧場の関係の用務を足そうと思ったときに、足せないと、それは忠類総合支所で言ってくださいということにならないわけですよね。ですから、当然、本町職員にもその兼務発令をしまして、牧場係の役割を担っていただくということをやっておりますが、基本的には牧場

係は忠類の経済建設課が窓口、中心になってやっていただいているということでもあります。

そういうようなことを考えますと、林務ですとか観光ですとか、いろんな部分がどういうふうなことをやる方がいいのだろうというお話があるのだろうと思います。ただ、町民の方のためには、総合支所へ行こうが、札内支所へ行こうが、役場へ行こうが、その用事がそこで済むのだよということがやっぱり望ましいシステムなのかなというような思いがございまして、今後については、それをベースにどういう組織が本当に効率的になるのだろうというようなことは、十分内部で検討させていただきたいというふうに思います。

それから、予算の配分の関係ですけれども、先ほど中橋委員おっしゃられたような、一つの事業なり事務に対して、予算が幕別の本町何割、忠類総合支所何割というようなことになっているのでしょうかというお話だったのですが、そういうことはありません。忠類総合支所として必要な経費、例えば備品でも需用費でも、それは今、新年度ではどれくらい必要なのですかということで予算を組み立ててしております。本町は本町、札内支所は札内支所ということで、それぞれ担当部局が必要な経費について予算を計上するようなシステムになってございます。

それから、保育士さんの賃金の関係です。今、これ子育て対策、子育て支援事業というようなことがいろいろ叫ばれる中、非常に保育士さんはじめ保健師さんもそうでしょうし、そういった職種の方の社会的な需要が多いのだと思います。特に都会は、公立、私立を問わず、非常にスタッフ、マンパワーといいたしましうか、そういった数も不足しているというような報道も私らも見ているのですけれども、事うちの町に限って言えば、何とか保育所の入所についても、ほぼ住民の方が希望されるような形で受け入れさせていただいているということはあるのかなと思います。ただ、それは低年齢クラス、特に未満児といいたしましうか、2歳、1歳、0歳児の子供さんが保育所にというようなことが多くなるものですから、どうしても職員配置上は、毎年何人の子供さんが保育所に入所する希望があるのかということが、子供の数の数字の統計は出ますけれども、実際入数の計算というのはなかなかこれその年にならないとわからないということがありまして、正職員と非正規職員の配分についてもいろいろご提言といいたしましうか、ご意見ございますけれども、うちは今、現状そういう形で、正職員をベースに配置、そして足りないときには非正規、臨時職員さんをお願いしてやっているということでもあります。

ただその中で、臨時保育士さんたちの賃金等なのですが、これはあくまでもやっぱり近隣市町村、帯広、音更、芽室なども当然私どもとしては参考にさせていただきながら、賃金設定をさせていただいております。そうでないと、極端なことを言いますと、幕別だけが極端に低いとなったときに、うちが臨時保育士さんを募集しますよといったときに、いや、幕別は安いから行かないで帯広市の保育所に行きましょうなんていうことも、これ現実の問題としてあるわけですね。ですから、当然、近隣の町の賃金状況、賃金のベースといいたしましうか、それをやっぱり参考にしながら、うちの町も一定程度の賃金水準を保っているというようなことでありますので、その辺についてはそういった状況があるのだというようなこともお含みおきをいただきながら、ご理解を賜りたいなと思っています。

○委員長（乾邦廣） よろしいですね。

ほかにございませんね。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦廣） 11款公債費、12款職員費、13款予備費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、13時15分まで休憩をいたします。

12：23 休憩

13：15 再開

○委員長（乾邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳出1款議会費から13款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて一般会計歳入の審査に入ります。

1款町税より22款町債まで、一括して説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 歳入につきましてご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

1款町税、1項町民税、1目個人9億7,382万円、景気の回復が見え始めたことから、給与収入や農業所得の増収を多少見込み、ほぼ前年同額で計上いたしております。

次に、2目法人1億3,265万1,000円、法人数は若干の増であります。景気の回復が見え始めたこともありまして、前年対比11.4%の増で計上したところであります。

2項固定資産税、1目固定資産税10億6,642万1,000円、土地の評価額が減少しているものの、新築家屋の増加や償却資産の申告増などにより、ほぼ前年同額で計上いたしております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金1,788万5,000円、土地の評価額が減少していることから、8.7%の減で見込んでおります。

15ページになります。

3項軽自動車税、1目軽自動車税4,998万6,000円、保有台数の増加により2.3%の増で計上いたしております。

4項町たばこ税、1目町たばこ税1億5,748万2,000円、喫煙率の減少があるものの、昨年10月からの税率改正もあり、前年対比で1.7%増で計上いたしております。

5項入湯税、1目入湯税1,068万円、日帰り入浴客が若干ふえているものの、宿泊客数が減少傾向にあることから、1.5%の減で見込んでおります。

次のページになります。

6項特別土地保有税、1目特別土地保有税1,000円、平成15年度税制改正によりまして、それ以降、新たな課税は行っておりません。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税6,000万円であります。

地方揮発油税総額の42%相当額が市町村に譲与されるものであります。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税2億4,000万円であります。

自動車重量税の総額の40.7%が市町村の道路財源として譲与されるものであります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金800万円。

交付実績等を考慮いたしまして、前年より200万円減で計上いたしております。

次のページになります。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金200万円であります。

北海道に納入された配当割額の5分の3に相当する額が市町村に交付されるものであります。

過去の交付実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金100万円あります。

配当割交付金と同様に、北海道に納入された株式等譲渡所得割額の5分の3が市町村に交付されるものであります。

過去の交付実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金2億3,000万円あります。

交付実績等を考慮いたしまして前年同額で計上いたしております。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金2,500万円あります。

利用実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

次のページですが、8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金

6,000万円。

過去の交付実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金20万円であります。

前年と同額であります。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金4,200万円であります。

児童手当、子ども手当、特例交付金及び減収補てん特例交付金として措置されたものであります。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税60億3,700万円ありますが、前年度当初費6.1%の増で計上をいたしております。

なお、さきの予算積算基礎のところの説明をさせていただいておりますので、詳細については省略をさせていただきます。

次のページになりますが、12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金600万円あります。

交付実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

次に、13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金1億4,101万4,000円あります。農業基盤整備事業にかかわる分担金であります。

2項負担金、1目民生費負担金1億122万円あります。

常設保育所の保育料が主なものであります。

次のページになりますが、14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料162万7,000円ありますが、近隣センター使用料が主なものとなっております。

2目民生使用料2,766万9,000円、1節の保健福祉センターの使用料につきましては、社会福祉協議会にかかわる使用料ですが、主なものは2節児童福祉使用料のへき地保育所保育料、それから学童保育所保育料となっております。

3目衛生使用料168万8,000円、葬斎場及び墓地の使用料となっております。

4目農林業使用料3,612万1,000円ありますが、入牧料が主なものであります。

5目商工使用料1,122万円、スキー場リフト使用料及び忠類白銀台スキー場にありす宿泊ロッジ使用料が主なものであります。

次のページになりますが、6目土木使用料1億5,771万1,000円、4節の公営住宅使用料が主なものであります。

次に、7目教育使用料719万3,000円、幼稚園保育料やナウマン象記念館入館料が主なものとなっております。

次のページですが、2項手数料、1目総務手数料876万8,000円、戸籍住民票手数料が主なものとなっております。

2目民生手数料2,419万3,000円、通所介護にかかわる介護サービス料が主なものであります。

3目衛生手数料4,826万4,000円あります。主なものはごみ処理手数料であります。

4目土木手数料279万1,000円、建築確認申請の手数料及び完了検査にかかわります手数料などあります。

次のページです。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金6億6,020万円、国からの負担金ありますが、主なものとしたしましては、障害者自立支援給付費、それから子ども手当などにかかわるもの、これらの国からの負担金であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金90万円、防犯灯整備にかかわる補助金であります。

2目民生費補助金3,920万8,000円、地域生活支援事業や、次のページでありますけれども、次世代育成支援対策にかかわる国庫補助金が主なものとなっております。

3目衛生費補助金382万3,000円、太陽光発電システムや疾病予防対策にかかわる補助金でありま

す。

4目土木費補助金は1億1,756万1,000円、1節は道路整備や除雪機械購入にかかわるもの、2節は公園遊具等の整備事業に対する補助金、3節は公営住宅にかかわる補助金などとなっております。

5目教育費補助金898万6,000円、3節の幼稚園就園奨励費に係る補助金が主なものであります。次に、25ページになります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金8万2,000円、外国人登録事務などにかかわる委託金であります。

2目民生費委託金609万4,000円、基礎年金事務などにかかわる委託金であります。

続きまして、16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金2億7,887万3,000円、国民健康保険基盤安定費、それから障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、さらに子ども手当にかかわる負担金などが主なものであります。

2目農林業費負担金723万円、農業委員会職員設置費にかかわる道の負担金などとなっております。

3目土木費負担金4,056万9,000円、地籍調査事業にかかわる道負担金であります。

次のページですが、2項道補助金、1目総務費補助金100万円、本年10月から実施予定の旅券交付業務にかかわる初度設備等に対する道からの交付金であります。

2目民生費補助金4億4,531万2,000円、障害者にかかわる各種事業及び各種福祉事業にかかわる補助金、それから並びにひとり親家庭等医療費、乳幼児等医療費など。

なお、1節社会福祉補助金の細節12、13につきましては、小規模特別養護老人ホームの建設にかかわる道の補助金であります。

次のページになりますが、3目衛生費補助金2,373万4,000円、子宮頸がん等ワクチン接種事業にかかわる補助金が主なものであります。

4目労働費補助金2,800万1,000円、緊急雇用対策にかかわる道補助金であります。

5目農林業費補助金8,593万6,000円、主なものといたしましては、1節農業費補助金の細節4忠類地区における中山間地域等直接支払交付金であります。

4節の林業費補助金につきましては、各種造林事業などにかかわる道補助金であります。

次のページですが、6目商工費補助金80万円、消費者行政にかかわる道補助金。

7目土木費補助金130万円、雪寒機械購入にかかわる補助金。

8目教育費補助金20万円であります。

続きまして、3項道委託金、1目総務費委託金5,272万7,000円、2節の道民税徴収事務委託金や知事道議選挙費にかかわる委託金などが主なものであります。

2目衛生費委託金11万6,000円、3目農林業費委託金は52万8,000円ですが、次のページになりますけれども、家畜伝染病予防手数料徴収事務委託金が主なものとなっております。

4目土木費委託金210万3,000円、樋門管理業務にかかわる道委託金が主なものであります。

5目商工費委託金1万1,000円であります。

続きまして、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,862万円であります。

土地及び建物の貸付収入であります。

次のページになりますけれども、2目利子及び配当金は30万9,000円で、各種基金等からの利子の収入などを見込んでおります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,308万9,000円、皆伐材等の売払収入を見込んでおります。

2目物品売払収入6,008万2,000円、忠類の育苗センター苗木売払収入、それから公社貸付牛譲渡代などであります。

次のページになりますが、18款寄付金、1項寄付金、1目一般寄付金10万円であります。

2目総務費寄付金200万円、まちづくり基金への寄付金であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金1,023万8,000円、財源対策債等の償還に充当

するため、減債基金から繰り入れをいたしまして、各会計の公債費の支出に充てるものであります。
財政調整基金繰入金につきましては、廃目であります。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 20 万円であります。

次に、32 ページですが、21 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金 3 万円、2 目の加算金は 1,000 円、3 目の過料 1,000 円であります。

次に、2 項町預金利子、1 目町預金利子 1,000 円あります。

3 項貸付金元利収入、1 目社会福祉金庫貸付金元金収入 50 万円です。

2 目ウタリ住宅貸付金元利収入は 137 万円あります。

3 目老人保健施設整備資金貸付金元金収入につきましては 769 万 2,000 円、ふるさと融資に係る老人保健施設あかしやからの償還元金の収入であります。

次のページになりますが、4 目生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては 20 万円ありますが、トイレ水洗化改善に伴う貸付金にかかわるものであります。

5 目勤労者福祉資金貸付金元金収入は 1,000 万円あります。

次に、6 目農業ゆとり未来総合資金貸付金元利収入につきましては 5,500 万 3,000 円あります。

7 目中小企業貸付金元利収入は 2 億 5,000 万円あります。

8 目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては 1 億 4,198 万 8,000 円あります。

次に、4 項受託事業収入、1 目総務費受託事業収入 1 万円。

2 目衛生費受託事業収入 136 万円、後期高齢者健診受託事業が主なものであります。

教育費受託事業収入につきましては、廃目あります。

次のページですが、5 項雑入、1 目滞納処分費 52 万 6,000 円、2 目弁償金は 1,000 円、3 目の違約金及び延滞利息は 1,000 円あります。

次に、4 目雑入 2 億 256 万 4,000 円あります。1 節は住民健診等負担金、2 節は学校給食費、3 節につきましては、各施設の電話使用料となっております。

次のページですが、4 節雑入につきましては、ほかの科目に属さない各種収入であります。

続きまして、37 ページになります。

5 目過年度収入 1,000 円あります。

次に、22 款町債、1 項町債であります。各目に計上している起債のうち、本年度からソフト事業を載せておりますが、いずれも忠類地域における過疎債充当のソフト事業に係るものであります。

それではまず、1 目総務債 70 万円、忠類地域会館改修事業に伴う起債であります。

2 目民生債は 2 億 850 万円あります。小規模特別養護老人ホーム建設に伴う起債が主なものであります。

3 目衛生債 190 万円あります。これは各種健診業務にかかわる起債であります。

4 目の農林業債は 3,920 万円で、各種農林業振興事業にかかわる起債であります。

次のページになりますが、5 目商工債 670 万円で、商工観光振興にかかわる起債であります。

6 目土木債 7,070 万円で、道路、公園整備にかかわる起債であります。

7 目教育債 140 万円、社会教育事業にかかわる起債であります。

8 目臨時財政対策債は 5 億 5,900 万円で、地方交付税の財源不足を補うために、市町村みずからが臨時財政対策債を発行いたしまして補てんをする起債であります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることになっております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦廣） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦廣） 一般会計歳入につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入、歳出に係ります総括質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 3点お尋ねいたします。

1点目は、連日のニュースになっておりますこのたびの東北地方太平洋沖の大地震の被害は大変甚大なもので、さらに原発の災害も含めて広がっています。これにかかわりまして、幕別と同じような規模の、あるいはもう少し小さい町がすべてなくなってしまうというような、そんな悲惨な状況もありまして、各北海道の自治体でも何らかの支援を行うというようなことが報道されています。うちの町としても要請にこたえてということもあるかもしれませんが、そういった点で積極的に支援を行っていく必要もあるのではないかと思います、考え方を伺います。

同時に、この震災を受けまして、これまで幕別で地震に際しての例えば耐震化計画であるとか、防災マップであるとか、いろいろなものをつくってきまして備えてきたというのがあるのですけれども、例えば地震の耐震化計画でも、マグニチュード9.0なんていうことは想定していないわけですよね。見ますと、過去のデータから当然はじき出されて計画を持たれているので、震度6あるいは7という程度、マグニチュードでいけば8.2程度というようなことが最高の数字になっています。こういうことを受けて、これらの耐震計画であるとか、あるいは防災計画、ハザードマップも含めて、一定、見直しなど再検討を必要とするのではないかと思います、その点の考えを伺いたしたいと思います。

次に、業務委託にかかわりまして、資料をいただきました。30施設について、業者に委託をしているということでありましたが、この点で、できればこの委託先の従業員、どのくらい雇われているのか、そして正職員、非正規職員でいけばどのくらいになるのかということがわかれば、教えていただきたい。

加えまして、このたびの一般質問の中で、一步踏み込んで最低価格を引き上げるであるとか、あるいは40時間の労務2人を配置するとかと、きちっと基準を出されました。これの適用なのですけれども、平成23年度から契約される分については、当然この中身でいかれるというふうに思うのですが、平成20年度に既に契約しているところについては、どんな扱いになっていくのか、それは適用されるのかされないのか、伺いたしたいと思います。

三つ目は、指定管理のことです。指定管理につきましては、平成17年に法律ができて、19年にアルコ236からスタートしていると思います。5年の契約のもの、それから契約に当たっては何を指定管理にするかということに当たっては、分類されまして1類、2類というふうに分かれて、60を超える施設を実施する、1類で11施設、2類で68施設を実施予定というふうになっていきましたが、昨年度の当初で一定の見直しというお考えが示されておりました。これから新たに方向性を定めて、どんなふうにしていくのかということ、平成23年度できちっと示されていくと思うのですが、その点の方向性について伺います。

○委員長（乾邦廣） 副町長。

○副町長（高橋平明） 1点目に関して、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず、今回の東北、関東の大地震に対しまして、どのような支援を考えているかでございますけれども、今現在の状況からまず申し上げますと、北海道、いわゆる道庁から支援するための準備を行ってくださいということをお願いしております。

その中身が、幕別町で備蓄している備蓄用品から拠出できる数、あるいは公営住宅があていければその避難者用として提供できる戸数、それからこれも備蓄用品の中に入るかもしれませんけれども、水道用の給水用のポリパック、そういったものを拠出できるか。あとは防災危険度判定、要するに家屋がどのくらい危険な状態にあるか判定するのと、土地といいますか、そういったものがどのくらい危険な状態にあるか判定する、その資格を持ったのがうちの役場に3名おりますので、この方々については、道としては登録をして、要請に応じて出動していただきたいと、このようなことが今来ております。それと、消防本部に対しまして、消防からの派遣の準備の要請が来ております。

これらのことを取りまとめを行いまして、きょう、実を言いますと、庁内でその支援対策会議とい
いますか、いろんな各部署単独で道からも連絡が来るものですから、庁内で今取りまとめを行いな
がら、連絡会議を開いて支援の準備あるいは支援方法、そういったものの検討をやろうとしている段階
であります。詳しいことについては、後日またご報告できるというふうに思っております。

それと、防災計画についてでありますけれども、当然、防災計画は、今回の地震がまずマグニチュ
ード9.0という想定もしていなかった大地震でありますので、国の防災計画そのものも変わるでしょ
うし、当然それに合わせながら、北海道と国との防災計画の大綱の見直しを含めて、幕別町も行って
いかなければならないというふうに考えております。

○委員長（乾邦廣） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 業務委託の先般提出いたしました資料にかかわる点について、まずお答えい
たしたいと思います。

実は、この業務委託に関しまして、平成22年の3月に、業者に対しまして、勤務体制がどのよう
になっているか、どういう方が従事されているか、勤務のシフトはどうなっているか、賃金は幾らか、
さらに勤務時間は幾らかということ調査させていただきました。

今回、中橋委員質問ありました人数につきまして、私、名簿、今、手元に持っていませんので、人
数はわかりませんが、賃金につきましては、最低で680円、最高の方が820円と、平均で733
円だったと。さらに、勤務時間につきましては、職種によりこれ差異はあるのですけれども、1人当
たり1日平均6時間30分という結果でございました。人数につきましては、今申し上げましたとおり、
全員の名簿を今、私、手元に持っていませんので、人数が何人かというのはちょっとわかりませんの
でご了承ください。

それと、指定管理のあり方ということでございますけれども、委員おっしゃられましたとおり、昨
年の一般質問の中でお答えしたとおり、今回から23年、24年度、コミセンやなんかについて、計画
の中では以前は指定管理をするということで位置づけられておりましたけれども、業務の内容が指定
管理になじむのかどうか、さらには町内の業者で指定管理にした場合、対応できる業者がいるのか。
基本的にはやはり町内の業者の方に管理していただいて、指定管理する場合でも行っていただきたい
というふうに町のほうでは思っておりましたので、そういう対応できる業者があるのかどうかと、そ
ういような点も考えまして、いま一度見直すということで、今回は延期したところでございます。

引き続き、今回、通常の委託で契約した年数が、平成24年度末で終わります。平成25年度から新
たな委託業務という期間になりますので、それに向けてなおもう一度検討していくという段階でござ
います。

長期契約の委託に反映するののかというのは、今回、委託契約、新たに9施設行ったということで、
一般質問の答えの中で、そういう新たな取り組みをしたということでございますけれども、その他の
契約、ほかに契約している分についてはまた別なので、今回はその分には適用していませんけれども、
新たに9施設、委託契約した分については、まず、今回一般質問でお答えしましたとおり、官製ワー
キングプア対策ということで行ったこと、これについては適用させて、その後の契約につきましても、
順次、私どもとしてはこういう形で進めていきたいなというふうには考えているところでございま
す。

○委員長（乾邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） まず、地震に対しましては、本当に積極的に支援にこたえて具体的に計画される
ということでもありますから、道の要請にこたえて頑張っていただきたいというふうに思います。

あわせまして、当然見直しは行われるであろう計画でありますけれども、一番はやっぱりそういう
計画を受けて、地域住民の方たちがそういった災害に最小限の被害から免れるといえますか、そうい
う訓練をきちっと強化して、そして命を守っていくということなのだろうと思います。そういうこと
になれば、今、各町内などで訓練を行っています防災計画そのものも、訓練も見直されなければなら
ないというふうに思いますので、適時の提案といえますか、そういうのをぜひ行っていただきたいと
いうふうに思いますが、どうでしょうか。

業務委託のほうなのですが、わかりました。平成 20 年度から契約されたものについては、25 年間の契約ですから、25 年ということで当然、契約当初の内容で履行されると。それはいたし方がないことだなというふうには思うのですが、ただ、重なる業者があるものですから、見受けますと、幾つもの業者が新しい契約業者と重なってくるものですから、少しでもそれが波及されていけばいいなという思いがありまして、お尋ねをいたしました。

その上で、今回提示していただきました最低制限価格なのですけれども、この最低制限価格の積算の基準とといいますか、特に労賃については、どんなふうに算定されたのか、伺います。

指定管理のほうにつきましては、当然指名された事業の中には、この民間の業者に委託する以上は、その公の施設の目的をきちっと果たしながら、管理をされながら、民間も経営が成り立つような、そういったものでなければいけないだろうというふうに思ってきたのですけれども、当然そういう中では、使用料だけでは採算が合わないだろうと思うような施設も多数含まれておりました。

一般質問でもお尋ねしたのですけれども、この 25 年の契約切れで、そこまで結論を出される、つまり、今、23 年度のスタートでありますから、23 年、24 年の中で方向性を持っていくということになるのでしょうか。もっとも早く詰められるのでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（乾邦廣） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 最低制限価格の算定についてということでございます。最低制限価格の率につきましては、私ども町の要綱で、予定価格の 75%から 85%ということで、この範囲につきましては、要綱で公表しているところでございます。実際のこの算定する際の率につきましては、当然これ非公開でございますので、今、今回の契約について何%だったかということについては、ちょっと差し控えさせていただきますけれども、ただ、設計書の中で賃金の設計をしております。これは最低賃金ですとか、国交省で出ております労務単価、そういうようなものを参考といたしまして積算しております。その金額が仮に最低入札制限価格率を下回った場合、町で積算した賃金よりも最低賃金を下回らないような、そのような率の設定をしようというふうに基本的には考えております。

ですから、例えば町で予定価格の設計の中で賃金を 900 円の設定をしたといたします。その 75%だと、大体 700 円切るぐらいになるかと思えます。そうすると、実際に入札した場合に、計算上、最低賃金価格を下回ってしまいます。そういうものを下回らないような形で、上回るような形で算定するという考え方で、もちろんそれだけではないのですけれども、そのほかにもいろんな要素があるのですけれども、いずれにしても低入札になって、それが労働単価、賃金だけではないのですけれども、低入札になることによる影響と、そういうものを防ぐために、最低入札制限価格の設定をさせていただいているところでございます。

それともう一点なのですけれども、指定管理の方向性ということなのですけれども、25 年度からの管理委託、これに対してどうするかということを考える予定でございます。そういう意味では、24 年度の早い時点までには結論は出していなければならないなというふうに考えております。25 年度からの委託の入札を行うということになりますと、24 年度の年度後半ぐらいには入札しなければならないので、それまでには方向性は出したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（乾邦廣） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 防災の訓練の関係でございますけれども、これまでも各地域、行政公区などが中心になりまして、毎年、防災訓練を行っておりますし、また町が主催しまして、昨年は忠類で図上訓練、DIG の訓練ですけれども、これも行いました。

また、ことしは 8 月 30 日に、北海道の防災訓練が、札内川の河川敷を中心といたしまして行われると。こういったものに対しても、町民挙げてできるだけ参加をしていきたいという考え方を持っています。当然、国の指針が新しく示されまして、それに基づいて防災計画などの見直しを行えば、それに沿った訓練の内容も変えていきたいと、そのように考えております。

○委員長（乾邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 最低価格の件だけ、再度お尋ねします。

積算の根拠というお尋ねの仕方をしたのですけれども、入札のときだったら、労賃の場合、例えば二省協定とか、そういうのを遵守するとかという書かれ方をしている。当然、発注する側は、そういうのが守られるだけの予算を組んだ上で、それが75%の範囲の中で組んできちっと出す、そのことが労働賃金を保障させる要因になりますよね。町が発注するものが最初から最賃ぎりぎりのようなもので積算して発注していくと、それはそんなふうにならないわけだから、そうではないですよ。

それで、積算の決め方なのですけれども、例えば帯広なんかの決め方を見ますと、委託事業の雇用契約では、まず、帯広市が民間に委託する場合は、事業現場職員の27歳ぐらいの人をきちっと定めて、そこをベースに人件費を積算していくというような、ですからこれは人勸できちっと27歳といたら27歳の賃金が出るわけですから、そこを同じ業種、清掃業務なら清掃業務というふうに当てはめていて、算出していくというやり方をしているというふうに聞いております。

だから、そんな形でやっていくと、極端な賃下げというのはならない。民間の企業がその部分を労賃で払わないで入れてしまえば、それは賃下げになるけれども、そうでない、少なくとも町が発注する段階では、最賃よりもきちっと保障された中身になっていきますよということを保障していくことが大事ではないかと思うのですよね。そこで、その最低価格の引き上げというのが有効に効果をあらわしていくのだというふうに思うのですけれども、そういった考えではないのでしょうか。

○委員長（乾邦廣） 総務課長。

○総務課長（田村修一） まず、設計するときの単価の考え方については、中橋委員がおっしゃられるとおりの設定の仕方でございます。最低賃金を参考にしていると申し上げましたが、最低賃金そのままの金額ではございません。もちろん最低賃金と、先ほど言いましたが、公共工事設計労務単価というのは国交省で出しております。それと、うちの臨時職員の作業員単価ですか、事務職員単価ですか臨時職員の単価、それらを参考として積算しておりますので、最低賃金よりもかなり高い価格で設定されているという状況でございます。

○委員長（乾邦廣） 中橋委員。

○1番（中橋友子） わかりました。一番最初に求めました従業員の数だとか、それはぜひ後日、教えていただきたいというふうに思います。

それは、もう一つどうしてかといいますと、これも今、全体で非正規労働者がふえていっているということで、一般的な十勝管内、これも帯広の統計なのですけれども、調査したときに、一般の民間企業の場合ですと、非正規雇用というのは30%弱なのですよね。だから、70%近くが正規労働者。ところが、業務委託、民間委託、市が発注している事業所を調査すると、そういうのが逆転している。非正規雇用のほうが7割近くいて、正規が3割だというようなことで、こういう異常な状況もきちっと正していかなければならないというふうに思いまして、数字を求めたのです。

ぜひ後日、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（乾邦廣） ほかにございませんか。

前川委員。

○6番（乾邦廣） 東日本大震災について関連してお伺いをしたいと思うのですが、先ほど町行政としての支援の準備のあり方についてお知らせをいただきました。国の対応などを見きわめながら、町として最大限、協力していただくことを期待したいと思います。

それと、町民などからボランティアに行けますよとか、お金や物資の提供など、個々にさまざまな支援の輪が広がりつつあるように見受けられます。こういった人たちがそれぞれ国や道に個別に対応をすることなく、町が率先して受け皿をつくりながら、声をかけながら集めて、町としてはこういった準備が整いましたという話で、被災者の皆様に役立てていただけるような体制づくりをとる必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長（乾邦廣） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ボランティアの受け入れまたは派遣ということになりますけれども、今のと

ころはまだ警察または自衛隊、医療関係、そういったところに限られていると。また、岩手県だとか、そういう現地のほうも受け入れ態勢が整っていないというようなこともあります。そういったものが整いまして、そういう形の中で派遣することができる、または要請があった場合については、積極的に町としても町民の方にお知らせをして募っていききたいなというふうに思っております。

また、義援金の関係なのですけれども、今、現地のほうからも、また国、道のほうからも、物資についての受け入れはできないと。現金、お金ということでのみの受け付けをするということで、きょう、公区長のほうにお願いの文書、または各班の回覧文書というようなことで、義援金の受け入れを日赤幕別分区のほうでは受け付けをするというような内容の文書を発送いたしました。町民からも何件か相談なども来ておりますので、できるだけ迅速に対応していききたいというふうに考えております。

○委員長（乾邦廣） よろしいですか。

芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 義援金の件で、日赤というふうなお話がありましたが、これは懸念なのですけれども、阪神大震災のときに、その日赤の義援金について不透明な部分があったやの、そういう話を聞き及んでおります。せっかくの義援金でありますから、透明性を持った形で被災者に届けられるような、轍を踏まないでいただいて、町民が信頼をして、そして義援金を出せるような対策をとっていただければと、そのことを一つ申し上げたいと。

○委員長（乾邦廣） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいまの件につきましては、先ほど情報をいただきましてありがとうございます。

そのようなことにつきましては、今、共同募金会のほうも一緒に動くということですので、それぞれに募金されたものがどのように行くのか、その辺の用途等についても確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（乾邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦廣） 一般会計総括質疑につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

これより、特別会計の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、議案第3号、平成23年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、議案第3号、平成23年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ30億9,460万円と定めるものであります。

本年度の国民健康保険被保険者総数の見込みは8,730人となりまして、前年度見込み人員と比べまして91人の増、率にいたしまして1.05%の増となっております。

第2項では、歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、第1表、歳入歳出予算とするものであります。

第2条では、一時借入金の借入限度額を1億円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、歳出からご説明いたします。

15ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額7,776万円であります。

本目は一般職8人の人件費のほか、国保事業全般にかかわる事務経費を計上しております。

16 ページになります。

2 目連合会負担金、本年度予算額 57 万 6,000 円であります。

本目は北海道国保連合会への運営費負担金であります。

17 ページになります。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、本年度予算額 612 万 5,000 円であります。

本目は国保税の賦課徴収に係る経費を計上しております。

19 節負担金補助及び交付金は十勝圏複合事務組合負担金で、滞納整理機構にかかわる負担金でございます。

18 ページをお開きください。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、本年度予算額 44 万円であります。

本目は国保運営協議会委員 9 人の報酬等にかかわる経費を計上しております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、本年度予算額 16 億 7,000 万円であります。

本目は一般被保険者の医療機関での受診に対する診療報酬の支払いにかかわるものであります。

一般被保険者を 8,300 人、1 人当たりの給付額を 20 万 1,205 円と見込んでおります。

前年度実績見込みによりますと、79 人の増となっております。

19 ページになります。

2 目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額 1 億 200 万円であります。

本目は退職被保険者と退職被扶養者の現物給付にかかわるものであります。

被保険者を 430 人、1 人当たりの給付額を 23 万 7,209 円と見込んでおります。

前年度見込みよりも 12 人の増となっております。

3 目一般被保険者療養費、本年度予算額 2,320 万円であります。

本目は一般被保険者が柔道整復師の施術を受けた場合や、補装具等を購入した場合の償還払い分にかかわるものであります。

20 ページをお開きください。

4 目退職被保険者等療養費、本年度予算額 165 万円であります。

本目は 3 目と同様に、退職被保険者等の現物給付にかかわるものであります。

5 目審査支払手数料、本年度予算額 656 万 6,000 円であります。

本目は診療報酬明細にかかわる資格審査及び医療費の支払等の審査事務にかかわる経費であります。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、本年度予算額 1 億 6,600 万円であります。

21 ページになります。

2 目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額 1,230 万円であります。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度予算額 20 万円であります。

本目は医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額となる場合に負担を軽減するものであります。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度予算額 10 万円であります。

本目は退職被保険者等にかかわる高額介護合算療養費であります。

22 ページをお開きください。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、本年度予算額 20 万円であります。

2 目退職被保険者等移送費、本年度予算額 1 万円であります。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、本年度予算額 2,101 万 1,000 円であります。

本目は被保険者の出産に対し 1 件当たり 42 万円を出産育児一時金として給付するもので、50 件分を計上しております。

23 ページになります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度予算額150万円であります。

本目は被保険者が死亡した際に、その被保険者の葬祭を行う者に葬祭費として給付するものでありまして、50件分を計上しております。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、本年度予算額3億8,315万6,000円であります。

本目は後期高齢者医療制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者負担分で、後期高齢者支援金として社会保険診療報酬支払基金へ支出するものであります。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額3万8,000円であります。

本目は支払基金への拠出金であります。

24ページになります。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、本年度予算額107万5,000円あります。

本目は65歳以上75歳未満の被保険者、いわゆる前期高齢者に係る給付費及び後期高齢者支援金について、保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための費用負担で、支払基金へ支出するものであります。

2目前期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額3万7,000円あります。

支払基金の拠出金であります。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、本年度予算額1,000円あります。

本目は国保被保険者のうち老人保健制度で医療を受けられる方の医療費にかかわる保険者負担分で、支払基金への拠出金であります。

なお、平成19年度で老人保健制度は終了し、本年度拠出金はありませんが、科目存置をしているものであります。

2目老人保健事務費拠出金、本年度予算額2万4,000円あります。

本目は1目に係ります事務費拠出金となっております。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、本年度予算額1億6,637万7,000円あります。

本目は国保被保険者のうち40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る介護保険料負担分を支払基金へ納付するものであります。

25ページになります。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、本年度予算額1億369万2,000円あります。

本目は高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となつて行う再保険事業に、道内の市町村が拠出しているものであります。1件80万円を超える高額医療費が本事業の対象となっております。

これについては、平成25年度までの時限措置とされております。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、本年度予算額3億1,867万1,000円あります。

本目は1目同様、国保連合会が実施主体となつて行う高額医療費に係る再保険事業でありまして、本事業につきましては1件30万円を超えて80万円までの高額医療費が対象となっております。

3目その他共同事業事務費拠出金、本年度予算額3,000円あります。

26ページになります。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,588万9,000円あります。

13節の委託料は、メタボリックシンドロームの予防、解消に重点を置いた生活習慣病予防のための特定健診、特定保健指導に関する経費を計上しております。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、本年度予算額 259 万 6,000 円であります。

本目は健康の保持、増進を目的とした保健事業や医療費通知に要する経費を計上しております。

27 ページになります。

9 款公債費、1 項公債費、1 目利子、本年度予算額 5 万円であります。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額 300 万円でございます。

2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額 10 万円であります。

3 目償還金、本年度予算額 3,000 円であります。

28 ページになります。

4 目一般被保険者還付加算金、本年度予算額 20 万円であります。

5 目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額 5 万円であります。

11 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 1,000 万円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、歳入についてご説明いたします。

8 ページをお開きいただきたいと思います。歳入です。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額 8 億 393 万 9,000 円であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額 4,294 万 6,000 円であります。

9 ページになります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、本年度予算額 5 億 2,998 万 1,000 円でございます。

本目は一般被保険者の療養給付費及び後期高齢者支援金、介護納付金に係る国の定率負担分となっております。34%分となっております。

2 目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額 2,592 万 2,000 円でございます。

本目は高額医療費共同事業拠出金に係る国の負担分 4 分の 1 分でございます。

3 目特定健康診査等負担金、本年度予算額 338 万円でございます。

本目は特定健康診査及び特定保健指導に係る国の負担分の 3 分の 1 分でございます。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、本年度予算額 1 億 873 万 5,000 円でございます。

本目は市町村間の国保財政力の不均衡を調整するために、国から交付されます財政調整交付金を計上しております。

2 目出産育児一時金補助金、本年度予算額 50 万円でございます。

本目は平成 23 年 4 月から支給する出産育児一時金が 1 件当たり 4 万円引き上げた金額でこうきゅうされたのに伴いまして、国庫負担分でございます。1 件当たり 1 万円、50 件分を見込んでおります。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、廃目でございます。

10 ページになります。

3 款療養費給付費等交付金、1 項療養費給付費等交付金、1 目療養費給付費等交付金、本年度予算額 1 億 3,106 万 6,000 円でございます。

退職被保険者等の療養給付費及び後期高齢者支援金を支払う財源として支払基金から交付されるものであります。

4 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金、本年度予算額 7 億 3,323 万 7,000 円でございます。

前期高齢者の療養給付費等を支払う財源として支払基金から交付されるものであります。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額 2,592 万 2,000 円でございます。

高額医療費共同事業拠出金に係る道の負担分 4 分の 1 分でございます。

2目特定健康診査等負担金、本年度予算額 338 万円であります。

特定健康診査に係る道の負担分 3 分の 1 分であります。

11 ページになります。

2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金、本年度予算額 1 億 100 万円であります。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、本年度予算額 6,500 万円であります。

高額な医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となって行う再保険事業による交付金となりますが、1件 80 万円以上の高額医療費が対象となっております。

2目保険財政共同安定化事業交付金、本年度予算額 2 億 8,000 万円であります。

1目同様、国保連合会が行うものでありまして、1件 30 万円を超え 80 万円までの医療費が対象となっております。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額 2 億 3,947 万円であります。

1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、低所得者に対して実施しております国保税の減額分、いわゆる 7 割、5 割、2 割の軽減相当額のうち一般被保険者に係る額を繰り入れるものであります。

2節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、国保財政の基盤強化策でありまして、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するために繰り入れるものであります。

25 年度までの時限措置とされております。

この負担は国が 2 分の 1、道が 4 分の 1 を負担するものであります。

3節職員給与費等繰入金は、総務省が示しております国民健康保険特別会計に対する一般会計の繰り出し基準に基づきまして、国民健康保険の事務に要する人件費及び物件費等を繰り入れるものであります。

12 ページになります。

4節出産育児一時繰入金も、同様に繰り出し基準に基づきまして繰り入れるもので、50 件分を計上しております。

5節財政安定化支援事業繰入金も、同様に基準に基づきまして繰り入れるものであります。

6節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施しております重度心身障害者医療費助成等、いわゆる福祉医療の実施に伴いまして生ずる波及増分を、医療費の保険者負担分の 7 割等の相当額と、医療費の審査支払手数料相当額及び平成 20 年度から実施しております特定健康診査において、70 歳以上の受診者がこれまでの健康診査同様に無料で受診できるように、自己負担 3 割相当額を一般会計から繰り入れるものであります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額 1,000 円であります。

9款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、本年度予算額 1,000 円であります。

2目退職被保険者等延滞金、本年度予算額 1,000 円であります。

13 ページになります。

2項預金利子、1目預金利子、本年度予算額 1,000 円であります。

3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託事業収入、本年度予算額 1,000 円であります。

町内に住所を有する被保険者の被扶養者に係る特定健康診査を受託した場合の事業収入を見込んでおります。

4項雑入、1目滞納処分費、本年度予算額 1,000 円であります。

2目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額 1,000 円であります。

3目退職被保険者等第三者納付金、本年度予算額 1,000 円であります。

4目一般被保険者等返納金、本年度予算額 10 万円であります。

5目退職被保険者等返納金、本年度予算額 1 万円であります。

14 ページになります。

6目保険医療機関返還金、本年度予算額2,000円であります。

7目雑入、本年度予算額1,000円であります。

10款連合会支出金、1項連合会補助金、1目超高額医療費共同事業交付金、本年度予算額1,000円であります。

本目は超高額な医療費に係る共同事業に伴う交付金として、北海道国保連合会から交付されるものであります。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（乾邦廣） ただいま説明が終わったところでございますが、この際14時30分まで休憩をいたします。

14:19 休憩

14:31 再開

○委員長（乾邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

野原委員。

○7番（野原恵子） 19ページの保険給付費の療養諸費ですが、一般被保険者療養給付費のところですが、さきの一般質問の中で、国保税の44条の適用を幕別町独自でも設けるべきでないかという一般質問に対しまして、今年度中にその内容を決めていきたいというお答えをいただいております。

町としてどのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） いわゆる一部負担金の減免のことだと思うのですが、これは国のほうから基準が示されましたので、本町といたしましては、国の基準をベースにいたしまして、管内の他町村の事例を参考にして、このたび策定いたしました。

適用につきましては、本年の4月1日からというふうに考えております。国が示した基準につきましては、大きく3点あります。一つは、その世帯の中に入院療養を受けている方がいること、二つ目につきましては、その世帯の実収入月額が生活保護基準以下であること、三つ目は預貯金が生活保護基準の3倍以下であるということ、この大きく3点が示されているところであります。

これをベースにいたしまして、幕別町といたしましては、まず第1点目の点につきましては、通院も対象にしたいと考えております。第2点につきましては、生活保護基準以下の方と、さらに生活保護基準の1.2倍以内の方につきましても、対象にしたいと考えております。これの助成の仕方ですが、生活保護基準以下であれば全額免除ということで考えております。生活保護基準を超えて1.2倍以内の方につきましては、2分の1の減額ということで考えております。それと、預貯金につきましては、これ国と同じ基準で3倍以内であるということ、この点で対応したいというふうに考えているところであります。

○委員長（乾邦廣） 野原委員。

○7番（野原恵子） 本当に地域を歩きましても生保のぎりぎりの生活で頑張っている、そういう方でも医療費の負担がなかなか重くて病院に行かれないという相談もある中では、この減免制度は本当に有効だと思いますが、この基準以外にも預貯金がこの基準にある方はだめではないかということなのですが、本当に生保ぎりぎりで生活している中で、不測の事態が生じた場合ということで、例えば子供さんがいて何か特別な支出が必要ですか、持病があつてなかなか何かあつたときということで、その預貯金の対象というのは、ちょっと対象から外すということも必要ではないかなというふうに思います。

それとあと、期間なのですが、対象になった場合には、どのぐらいの期間、対象になるようになる

のか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 一部負担金の減免につきましては、基本的に非常に困窮な状態になったときということですので、これは預貯金が一定程度ある方につきましては、その中で対応していただきたいというのが趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、これは対象となる方につきましては、証明書を交付することになりますけれども、これは1カ月単位で3カ月というのが基準ということになっております。場合によっては、それが延長することも可能であるという取り扱いになるかと思っております。

○委員長（乾邦廣） 野原委員。

○7番（野原恵子） 短期の療養、病気の場合は2カ月の3カ月、3カ月が限度ということですが、長期の療養が必要だという方も中にはおります。そういう点では、6カ月を限度にという自治体もあります。これは町独自で決めることができる制度ですので、その延長も考えていくことが必要ではないかと思えます。

もう一つは、滞納世帯に対しては、どのようにお考えになっているか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 適用の期間ですけれども、前段、最初に申し上げましたとおり、これ3カ月というのが一つの基準でありますけれども、これは個々のケースに応じて延長もあり得るということでご理解いただきたいと思います。

それと、例えば国保税を滞納されている方が果たしてこの適用を制限されるのかどうかということでもありますけれども、それはありません。

○7番（野原恵子） はい、わかりました。

○委員長（乾邦廣） 増田委員。

○8番（増田武夫） 1点お聞きしたいと思います。

歳入の関係で、国保税の関係についてお聞きしたいというふうに思います。以前は、この国保の費用全体の50%は国が負担していたと。今、国保全体の費用の大体24.何%、25%程度しか国が負担していないという関係もあって、非常に国保税の負担がふえてきたというのは、今まで議論してきたとおりなわけですけれども、そうした関係もあって、本町でも平成21年度は19%の世帯が滞納をしていると、こういうことになっているわけでありまして。そうした点を考えますと、一つは国保税を引き下げる努力ができないか。そうした点では、本町の場合、基金はゼロだというようなこともあります。

一つは、一般会計からの繰り入れをもっとふやせないかと、こういう問題があって、現在、他会計の繰り入れ2億7,000万円ほど繰り入れしているのですが、それはいろいろな決まった関係の繰り入れでありまして、なかなか純粹に引き下げるための国保の繰り入れというのがないという状況があります。そうした努力をすべきではないかというのが一つであります。

もう一つは、減免を、国の3割等の法定減免でなくて、独自の減免をやはり思い切ってすべきではないかと。それをするべきだと思うわけでありまして。以前にもそういう意見を申し上げたところ、なかなかそれは減免したことによって、ほかの人の負担がふえるからというお話もあったわけでありまして、以前にも申し上げましたけれども、そうやって担税能力を超えた課税をしているために、こうした滞納がふえていくわけなのですけれども、やっぱりどうしても回収できなくて不納欠損額に落とす額が年々あるわけですね。この間、この四、五年調べても、一番多いときで2,000万円ぐらい、少なくとも1,300万円ぐらい、この不納欠損に落とさざるを得ない年度にそういう額が出てくるわけなのですけれども、そのことを考えますと、それも結局不納欠損で落とすということは、ほかの人の負担がふえてくるということと同じ意味を持つわけで、そういうことを考えますと、やはりもっと本当に困った人には払いやすい、努力すれば払えるという、そういう額に思い切ってしていくべきだと。そのことによって、やはり何とか努力して払おうという意欲も低所得者の中に生まれてくると

思いますし、ぜひそのことをすべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（乾邦廣） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 税を下げる、または減税をさらに行って一般会計から繰り入れると。今、そのようなご質問だと思いますけれども、これも過去も幾度かお話をさせていただいたと思います。だれがその分を負担するのかというような議論にどうしてもならざるを得ない、そういうところがございます。今、国全体で社会保障と税の見直しについて議論がされていると、そのような状況でございますので、そういったような国全体での社会保障のあり方、これはどのような方向に向かっていくのかと。この結論を6月ぐらいまでに出そうというような動きがありますので、こういったような流れを十分見させていただいた上で、その上で町として何ができるのかと、そのようなことを考えていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 増田委員。

○8番（増田武夫） なかなか国のほうも本腰を入れてこれを底上げしていこうとする努力が見られないわけですが、そうしたものが無い中で、手をつけない中で、やっぱり低所得者、払えない人の対策をぜひとることが必要だ。手元に資料があったらお示しいただきたいのですが、国保加入者の平均収入はどのぐらいになっているのか、わかればここ何年かの数字をお示し願いたいわけですけれども、決算で毎年のようにこの年収、それから年金収入などのどういう変化しているかを出していただいているのですけれども、それを見てもだんだん大変になってきていると。特に失業でありますとか、いろいろな関係で国保に入ってくる人がふえているという中では、国保の加入者の平均年収も、町全体のこのデータよりもっと悪いデータになっているのではないかとこのように思っています。特に失業でありますけれども、加入者の平均年収、わかれば教えていただきたい。

○委員長（乾邦廣） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 平均年収という点ではデータがありませんけれども、私のわかる範囲で答えさせていただきますと思います。

平成22年度のまず状況でありますけれども、所得区分で0円から100万円未満の所得の方につきましては、おおむね60%ぐらいです。それと100万円から200万円未満の階層につきましては、おおむね20%ぐらい。あと、500万円以上の階層の方につきましては、約8%ぐらい、あとそれ以外は、その間に入るといふことでの構成割合ということになっております。

○委員長（乾邦廣） 増田委員。

○8番（増田武夫） 100万円未満が60%ぐらいになるのではないかと。以前出していただいた数字よりも大分上がっているわけですね。そうした点では、なかなか国保税を払えないという状況というのはさらに進むのではないかとこのように考えられるわけですね。そうした点では、やはり極端に言えば、収入がゼロでも、いろいろなものはかからざるを得ないような仕組みになっておりますので、そうした点ではやはり何らかの手当てをしないことには、この滞納者であるとか不納欠損に落とさざるを得ないような状況というのは、今後も続くと思うのですよね。だから、そういうことは真剣にやはり、そうした点で一般会計からの繰り入れを相当努力してやっている町村もあります。やっぱりそういう手当てをしない限り、なかなかこの今の状況を打開していくことはできない。失業してしまったとか収入がないのだという人がいることも事実なわけで、やっぱりそうした人たちに対する手当ては絶対すべきだというふうに思いますけれども、町長なり副町長なり、いかがでしょうか。

○委員長（乾邦廣） 副町長。

○副町長（高橋平明） 確かに、国保税の中で所得自体、低い方がおられることも承知しておりますし、国民健康保険制度そのものが国民皆保険の中の位置づけとして、いわゆる社会保険ですとか政府管掌保険に入られない方が入る最後のとりでという位置づけにあるということも、私たちは十分承知しております。

おっしゃられるように、国保税を納めることがなかなかできない方に対しての行政としての役割としては、やっぱり今現実としては法定減免という形ではございますけれども、それを適用されてもな

お納付が困難だという方には、私どもとしては徴収に当たるところ、それから国保の係を含めて丁寧な対応をさせていただいているつもりでおります。

全体から見ますと、全体からというのは収納率自体、国保で見ますとおおよそ95%前後で推移をしているということもございます。減免をすることが税の負担の公平感につながるとか、そういった問題も含んでおりますので、そういったことも勘案しながら、また丁寧な対応も心がけながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（乾邦廣） 増田委員。

○8番（増田武夫） 以前、私たちハローワークのところで、健康保険どこにも加わっていない人がどのくらいいるかという調査をしたことが去年あります。その中で、失業してしまつて国保も払えないので、当然自分から申し出て国保に入るということになるわけなのですが、そのお金もないので無保険だという事態もこの十勝でも広範にあるということがわかったのですけれども、国民皆保険でなくなってしまうというような事態、やっぱりみんなが最終的には国保が面倒を見て、安心して医療を受けられるという、そういう制度そのものが崩壊してきかねないような事態にあるということもあるわけなのですよね。だから、そうした点では、今、確かに丁寧な対応は必要なのですが、丁寧な対応をしても、やっぱり払えないものは払えないということで、だから本当に払えない人を救う道というものをどこかでつくっていかなければならないというふうに思うのですよね。それは、国に対する制度の改正だとか、いろいろな運動と同時に、地方の自治体はその任を担わなければならないのではないかと、今後もそのことを求めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（乾邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦廣） ほかに質疑がないようでありますので、国民健康保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第4号、平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、議案第4号、平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

35ページをお開きいただきたいと思います。

第1条では、歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億9,198万9,000円と定めるものであります。

第2項では、歳入歳出の款項の区分及び金額につきまして、第1表、歳入歳出予算によるものと定めるものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細につきましてご説明をさせていただきます。

始めに、歳出からご説明いたします。

43ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,965万4,000円であります。

本目は後期高齢者医療にかかわる一般職職員2人の人件費のほか、事務にかかわる費用が主なものとなっております。

44ページになります。

2項徴収費、1目徴収費83万7,000円であります。

本目は後期高齢者医療保険料の徴収事務に係る費用となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金2億6,934万8,000円であります。

本目は後期高齢者医療広域連合納付金であります。細節3は後期高齢者医療の運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に充てる市町村の負担分となりまして、全道の市町村が均等割

10%、75歳以上の高齢者人口割40%、そして人口割50%の割合で負担するものであります。

細節4は、被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分として一般会計から繰り入れた金額を、北海道後期高齢者医療広域連合に納付するものであります。

45ページになります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金200万円であります。

2目保険料還付加算金5万円あります。

次に、46ページになります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費10万円あります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料2億250万円あります。

保険料率等につきましては、平成22年度に改定されておりますので、変更はありません。

なお、幕別町の1人当たりの平均保険料額は、軽減前で年額7万8,973円、軽減後では5万6,411円となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料1,000円あります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金8,732万4,000円あります。

1節の事務費等繰入金は、北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村負担分並びに人件費や物件費等、後期高齢者医療の事務に要する費用を繰り入れるものであります。

2節保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料の減額、いわゆる7割、5割、2割の軽減相当額及び被用者保険の被扶養者に対する保険料の軽減額を繰り入れるものであります。

41ページになります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金10万円あります。

5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金1万円あります。

2目過料1,000円あります。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金200万円あります。

2目還付加算金5万円あります。

42ページになります。

3項預金利子、1目預金利子1,000円あります。

4項雑入、1目滞納延納処分費1,000円あります。

2目雑入1,000円あります。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦廣） 質疑がないようでありますので、後期高齢者医療特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第5号、平成23年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅好弘） それでは、議案第5号、平成23年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

52ページをお開きいただきたいと思います。

第1条で、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億6,622万2,000円と定めるものであります。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

思います。

それでは、始めに歳出からご説明申し上げます。

65 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,817 万 9,000 円であります。

本目は職員 2 名分の人件費のほか、一般的な事務経費であります。

次ページになります。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費 73 万 7,000 円であります。

本目は介護保険料の賦課徴収に要する費用であります。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 1,567 万 2,000 円であります。

本目は介護認定審査の委員 15 人の報酬及び費用弁償のほか、審査会を担当する職員 1 名分の人件費及び次のページになりますけれども、7 節賃金の臨時職員 1 名分の賃金、その他認定審査会の運営に要する費用となっております。

68 ページになります。

2 目認定調査費 1,063 万 2,000 円であります。

本目は認定審査会に係る資料等の作成に要する費用であります。

69 ページになります。

4 項介護保険運営等協議会費、1 目介護保険運営等協議会費 48 万 9,000 円であります。

本目は介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の推進に対しまして、ご審議いただくための委員報酬などあります。

本年は第 5 期計画の策定年となっております、5 回の協議会開催を予定しております。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費 4 億 4,120 万円であります。

19 節の負担金補助及び交付金の細節 3 は、ホームヘルプサービス、訪問介護、デイサービス、ショートステイなどの 11 種類の在宅のサービスに係る保険給付費となっております。

70 ページになります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費 4 億 3,755 万円あります。

認知症対応型共同生活、いわゆるグループホームなどに係る給付費及び日帰りで介護や支援、機能訓練が行われる認知症対応型通所介護事業のほか、通所を中心に訪問や泊まりのサービスを組み合わせて介護や支援が受けられる小規模多機能型居宅介護事業に係る保険給付費となっております。

3 目施設介護サービス給付費 5 億 6,856 万円あります。

特養、老健、療養型病床群の施設に入所または入院されております介護サービスに係る保険給付費であります。

71 ページになります。

4 目居宅介護サービス計画給付費 6,540 万円あります。

ケアプランの作成に係る保険給付費であります。

72 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費 7,890 万 3,000 円あります。

19 節の細節の 3 は、ホームヘルプサービスなどの 11 種類のサービスについての要支援者に係る保険給付費となります。

73 ページになります。

2 目介護予防サービス計画給付費 1,080 万円あります。

介護予防サービスのケアプラン作成に係る保険給付費を計上しております。

74 ページになります。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料 192 万円あります。

介護報酬の審査と支払いに係る手数料であります。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費 2,544 万 7,000 円であります。

利用者の 1 割の定率負担が著しく高額となった場合に、費用負担に与える影響等を考慮いたしまして、一定額を上回らないように負担軽減を図るために、要介護者と要支援者に支給するものであります。

75 ページになります。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費 600 万円であります。

世帯の中で 1 年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が著しく高額となり、自己負担限度額を超えた場合に支給するものであります。

医療保険分と介護保険分、それぞれ案分して支給することになります。

76 ページになります。

6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費 20 万円であります。

77 ページになります。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス等費 6,442 万円であります。

施設サービスの居住費及び食費が自己負担になりましたが、低所得者に対しまして、その負担が重くならないように軽減するためのサービス費用となっております。

3 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金 1,000 円であります。

78 ページになります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防高齢者施策事業費 469 万 8,000 円であります。

この目は要介護認定で非該当となった者あるいは要支援、要介護になるおそれのある者、いわゆる特定高齢者と言っておりますけれども、これらの方々に対する介護予防事業費及び一般高齢者に対する介護予防事業費について計上をしております。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 308 万 5,000 円であります。

包括的支援事業費といたしまして、相談窓口の業務等に係る費用であります。

79 ページになります。

13 節委託料の細節 5 は、相談業務等を 2 カ所の事業所に委託するものであります。

細節 6 は、高齢者の心身の状態や生活の実態を把握し、必要な支援につなげることを目的に行う高齢者の実態把握に係る委託料であります。

2 目任意事業費 275 万 7,000 円であります。

13 節の委託料は、細節 5 の徘徊高齢者にかかわる家族を支援する事業、細節 6 はシルバーハウジングに係る生活援助員の派遣事業に要する費用であります。

20 節扶助費の細節 1 は、重度の要介護者を家族のみで介護した場合の家族介護慰労金、細節 2 は成年後見人に対する支援扶助であります。

80 ページになります。

3 目地域包括支援センター運営費 917 万 1,000 円であります。

地域包括支援センターを運営する職員 1 名分の人件費が主なものであります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 40 万円であります。

81 ページになります。

2 目償還金 1,000 円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

59 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 3 億 549 万円あります。

本年度の 65 歳以上、いわゆる第 1 号被保険者は 6,977 人で見込んでおります。

なお、第 1 号被保険者の標準給付費に係る負担率は 20%となっております。

また、基準保険料につきましては、21年度から23年度まで3カ年は月額3,850円となっております。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金757万6,000円であります。
東十勝介護認定審査会に係る池田町、浦幌町、豊頃町からの共同設置負担金となります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料1,000円であります。

介護保険の情報公開等に係る手数料であります。

2目民生手数料13万円あります。

シルバーハウジングの生活援助員の利用に係る手数料であります。

60ページになります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金3億839万2,000円あります。

国が負担することとされております介護給付費の定率20%分あります。

なお、介護施設サービス費及び特定入所者介護サービス等費につきましては、15%が国の負担となっております。

2項国庫補助金、1目調整交付金9,861万3,000円あります。

市町村の介護保険に関する財政力の格差を調整するために、国から交付されるものであります。

5%前後が交付されております。

2目地域支援事業交付金712万8,000円あります。

1節は、介護予防事業に対する国からの交付金、対象事業費の25%分となります。

2節は、包括的支援事業費及び任意事業に対する国からの交付金であります。

対象事業の40%となっております。

次ページになります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金5億1,006万1,000円あります。

これは40歳から64歳までの、いわゆる第2号被保険者の負担分となります。

2目地域支援事業支払基金交付金140万9,000円あります。

1目と同様に、基金から交付されるものであります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金2億4,417万6,000円あります。

道が負担する介護給付費の定率分12.5%分あります。

施設サービス費と特定入所者介護サービス費は17.5%の負担となります。

2項道補助金、1目地域支援事業道交付金356万4,000円あります。

1節は、介護予防事業に対する道からの交付金でありまして、対象事業費の12.5%になります。

次ページになります。

2節は、包括的支援事業及び任意事業に対する道からの交付金であります。

これは20%分になります。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1,000円あります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2億5,356万2,000円あります。

1節の介護給付費繰入金は、介護給付費の定率12.5%を一般会計から繰り入れするものであります。

2節は、介護予防事業に対する一般会計の繰入金であります。

対象事業費の12.5%であります。

3節は、包括的支援事業及び任意事業に対する一般会計からの繰り入れとなります。

対象事業費の20%になります。

次ページになります。

4節その他一般会計繰入金は、職員2名分の人件費及び東十勝介護認定審査会を担当する職員1名分の人件費から、東十勝3町分の負担分を控除した額を計上しております。

細節2その他繰入金は、総務費に係る事務費繰入金であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金2,546万2,000円であります。

介護給付費準備基金から繰り入れるものであります。

2目介護保険臨時特例基金55万円であります。

保険料の軽減分に係る広報啓発分として基金を取り崩すものであります。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金10万1,000円であります。

64ページになります。

10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者保険料延滞金1,000円であります。

2項預金利子、1目預金利子1,000円であります。

3項雑入、1目滞納処分費1,000円であります。

2目第三者納付金1,000円であります。

3目返納金1,000円であります。

4目雑入1,000円であります。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（乾邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

谷口委員。

○2番（谷口和弥） それでは、介護保険特別会計全般にわたって、3点にわたって質問させていただきたいというふうに思います。

1点目は、介護保険料についてであります。減免制度にかかわってであります。幕別町の介護保険計画第4期最終年であるということは、今、民生部長のほうからご説明いただいたところであります。この2年間、給付額3,850円、8段階9区分、そういったことで料金、介護保険料の設定があって、そして進んできたわけでありましてけれども、何度もこれはやりとりもしてきていることでもありますけれども、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、それらに比べて、やはり私は減免制度、その部分が今ないわけですから、低所得の方に対しては支払いの厳しいものの一つになっていると、一番厳しいものの一つになっていると言ってもいい、そういった状況が生まれている。何としてもこの4期最終年において、減免制度をつくるということを実施していただきたいということが1点目であります。

2点目は、基盤整備の進行状況についてであります。残すところあと1年、この4期計画に沿って順調に基盤整備が広がっていつているのか、そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

3点目は、この点にかかわることなのではありますけれども、第5期における特別養護老人ホームについて、これから5回の議論を経て5期の計画を策定していく、そのことが、今、民生部長からご説明いただいたところでありますけれども、一昨日も民生費の中ではこの特養について、いろいろと私も質問させていただいたわけでありましてけれども、とりあえず5期のスタートにおいては忠類の29床がスタートする、そういうことでありますけれども、さらにこの5期計画の3年間の中で、私はすぐ大型特養の工事にかかわって増床になれば一番いいというふうに考えていたわけでありましてけれども、そのことが引き続き追求されればいいのですが、これとはまた別ということに……、済みません、うまく言えなくて。さらに増床をする、そういった計画をこの5期の3年間でつくっていただきたいというふうに考えるのですけれども、その点の考え方についてはいかがでしょうか。

○委員長（乾邦廣） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 低所得者に対する保険料に関しては、何度もこの場でご説明させていただいていると思いますけれども、繰り返しになりますが、国としても6段階の保険料ということで、介護保険の保険料というのは、低所得者の方たちに配慮した保険料という、もともとの設定があります。その中でもさらに幕別町としては、所得段階を8段階9区分、委員もおっしゃったように、低所得者の方にさらに配慮する保険段階を設けて徴収させていただいております。本当に繰り返しになりますけれども、高所得の方から応分の負担を求めべく、新たな所得段階を設けたことで、低所得者の方

に対する保険料については、かなり軽減がされていることになっています。月額で言うと 70 円、年額で 840 円ですが、この軽減というところで、低所得者の方に対する配慮の考え方とさせていただいております。

また、減免に対する考え方ですけれども、委員がおっしゃったように、町としての 3 期分にその減免の施策をつくってほしいということですが、独自減免に対しては、やはりこの介護保険の支え合うという精神を、みんなで保険料を出し合って支え合うという精神を崩すものだと私も考えておりまして、一律の減免施策を設けるというところでは現在考えておりません。

○委員長（乾邦廣） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 2 点目の基盤整備が順調に進んだのかということでございます。大体、おおむねこの 4 期の中で計画されたものについては、順調に整備されてきているというふうにとらえております。

3 点目であります。第 5 期の中での特養の整備、これは昨日の議論もありましたけれども、十勝管内で約 290 床ぐらいのベッド数がふえる、または長期療養型病床群、こちらのほうは 2017 年まで延長されたというようなことで、それぞれ今現在、特養を求めている人たちについては、どのような状況になっていくのかということとをまず把握させていただきたいと。その上で、さらに待機者が出るのか、その待機者も在宅での待機者なのか、それぞれの施設の中において待機をしているのか、そういったようないろんなことも見ながら、第 5 期の計画を立てていく中で議論をさせていただきたいということとで考えております。

○委員長（乾邦廣） 谷口委員。

○2 番（谷口和弥） まずは、保険料のところですが。配慮のされ方がやはり私は足りないのではないかなというふうに思うわけです。結局、基準額があって、これも何度も私もお話ししていることでありますけれども、第 1 段階と一番上の 8 段階の方の差が 3.5 倍という、そういう枠の中に入っておさまっている、それが 8 段階 9 区分の保険料の料金体系でありますよね。支え合う、そのことはよく理解できるわけですが、さらに支えていただかないと、生活そのものが大変になる、そういった実態がやはりあるわけなのです。この第 4 期のその最終年、繰り返しになりますけれども、ぜひつくっていただきたいと思うので、再度このことについてご意見をいただきたいというふうに思います。

そして、基盤整備のところでもあります。計画どおりいっているということのお話でありました。そういうことであればそれはいいのですけれども、ちょっと 2 例について、事業所さんとの懇談の中で、経営的なことを度外視して、そして幕別町の要介護者の生活を守る、安全を守る、そのために大変な努力をされているという実態、お話しさせていただきたいと思うのです。一つは、訪問介護であります。例えば中里地域、糠内地域、札内には、幕別町には 2 カ所の訪問介護の事業所がございますけれども、今の一番は介護報酬の問題になってきますが、利用者さんのもとで実働している部分しか介護報酬として反映されない。そういったルールになっている中では、そういう移動の時間がかかるということの中では、非常にこの介護報酬の中で、結局、雇い方というのは、朝から夕方まで時間給で 8 時間いたから幾らという、そういう仕事の仕方の人たちではないわけでありまして。

ですから、結局、正規の職員さんが本来であれば違う事業所の全体を見守る、そういった人が稼働しなければならぬと。ほかにも幕別町をエリアにしている事業所さんはあるのだけれども、でもそういうところまで行くことはお断りしますという実態の中で、その事業所さんは何とかそういった中で行っているわけですが、けれども……（「何を聞きたいのよ」の声あり）

ちゃんと聞いてくださいよ。（「聞いているよ、ちゃんと的確に質問すれ」の声あり）

それで、私は町としてこの基盤整備をちゃんとする上で、助成することなど考えていただきたいなということを質問させていただきたいのです。

もう一つ、グループホームなのですけれども、夜勤に対して、今、国は 1 人につき 25 人の加算をすると。2 人夜勤にすれば、そういう加算にすることにしているのですけれども、この 1 人 25 人ということであれば、1 ユニット 9 人ですから、2,250 円という金額になってくるのですけれどもね。1 人ふ

やすことで2,250円で、もう一人夜勤体制を組むということが大変困難なのですね。でも一方で、札幌などで大きな火事があって、たくさん亡くなってしまうような例もありました。2人夜勤は望まれるところだと思うのです。でも、そういうふうになるには、結局、事業所さんの持ち出しが多くなっている、そういったことになっていくわけなのですよ。

こういった中で、幕別町の要介護の方の生活を守る事業所があるのだということの中では、これもぜひ検討していただきたいなというふうに思うのですけれども、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

特養については、今、十勝全体で290床、これからふえるのだということのお話がありました。それでは、十勝全体では何人の方が待機されているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（乾邦廣） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 保険料の減免制度、それから基盤整備の部分でございますけれども、介護保険制度ができて11年、いろんなほころびが出てきていると。

一つは、介護報酬の中で、従事者に対する報酬が十分ではないのではないかと。そのようなことは国全体の中でも議論されて、介護報酬の引き上げというのが一方では待遇改善、そういったものに対しての手だても行ったと。それでもなおかつ、そういったものが制度の中では十分ではない。それから保険料についても、昨年の11月ぐらいですか、5,000円を超える保険料が全国平均で試算された。その中に一部負担を取り入れても、なおかつ4,800円台になってしまうと。そのような数字があって、いろいろと議論をされまして、最終的には一部負担だとか、そういったものも取り入れられないような形の中での今、審議がされております。これがどのようになっていくのかということになるわけですから、国全体としても、この介護制度がこの11年の間で行き詰まってきたというか、もう限界に来ているのではないかと。支える側も支えられる側もそれぞれが限界に来ているのではないかと。そういった意味で、国全体でこの社会保障制度を、あわせて医療もそうですけれども、介護も含めて今検討をしている最中ですので、そういった状況を見守っていききたいなというふうに考えております。

それから、十勝管内全体でどれぐらい待機者がいるのかというのは、ちょっと私たちのほうではつかんでおりません。と申しますのは、1人が1カ所しか希望できないという形でないものですから、なかなか実数をつかむということではできませんので、ご了解いただきたいと思います。

○委員長（乾邦廣） 谷口委員。簡潔にお願いしますよ。

○2番（谷口和弥） はい。

これから第5期に向けての議論があるわけでありましてけれども、減免制度については、要するに第1段階について、さらに第2段階という、そういうところでもって減免制度をつくっていく、そのことについては追求していただきたいというふうに思います。これはご回答はいいです。

そして、この事業所のさまざまな努力の中で、町民の要介護の実態が守られている、そういう実態があると。そのことも実態をよく調べていただいて、町として援助の方法を考えていただけたらというふうに思います。

そして、特別養護老人ホームについても、これも管内の状況を見ながらということでありましたけれども、私はやはりこれだけの幕別町の待機待ちがあれば、まだ必要なのだというふうに考えるわけでありまして。よく管内全体の調査もしていただいて、増床に向けて奮闘していただけたらなというふうに申し上げて、質問を終わりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（乾邦廣） ほかに質疑がございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦廣） ほかに質疑がないようでありますので、介護保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第6号、平成23年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第6号、平成23年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明いたします。

88 ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億296万6,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分の金額につきましては、89ページ、90ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、91ページの第2表、地方債のとおりであります。

91 ページ、第2表、地方債であります。

地方債の本年度借入予定額といたしましては、幕別簡易水道事業の4,590万円、忠類簡水整備事業の7,500万円、駒島簡水整備事業の240万円と新和簡水整備事業の400万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、97ページの事項別、歳出へ行きまして、1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額は4億286万6,000円であります。

本目は簡易水道施設の給水経費と施設整備に係る経費であります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。

98ページへ行きまして、13節の委託料、細節12は国道236号高規格幹線道路の工事に伴う水道施設移設に係る調査設計委託料であります。

99ページへ行きまして、15節工事請負費は幕別、駒島、新和、忠類簡水の施設整備工事などあります。

細節4忠類簡水整備工事が主なものであります。

なお、忠類東部地区道管畑総事業関連工事は、本年度完了予定であります。

19節負担金補助、細節4は更別村との共同施設維持管理に要する負担金であります。

100ページへ行きまして、2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円あります。

次に、歳入についてであります。

94ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、予算額640万円あります。

主なものは、高規格道路工事に伴う水道施設移設に係る調査設計負担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、本年度予算額9,348万円あります。

本目は幕別地区4簡水と忠類地区1簡水の水道使用料であります。

2項手数料、1目手数料、予算額1,000円で、設計手数料であります。

95ページへ行きまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額1億7,468万4,000円で、一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、予算額10万円あります。

5款諸収入、1項消費税還付金、1目消費税還付金、予算額は100万円あります。

2項雑入、1目雑入、予算額1,000円あります。

96ページへ行きまして、6款町債、1項町債、1目水道事業債、予算額1億2,730万円あります。

これは第2表で説明をいたしました工事に係ります起債であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（乾邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っております。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦廣） 質疑がないようでありますので、簡易水道特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第7号、平成23年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第7号、平成23年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明いたします。

108ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,248万1,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、109ページ、110ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、111ページの第2表、地方債のとおりであります。

111ページ。

なお、本年度の借入予定としましては、公共下水道建設事業では6,270万円であります。十勝川流域下水道建設事業として、建設事業負担金900万円を予定しております。

また、資本費平準化債につきましては、先行投資分にかかわります企業債相当分の一部を一定期間後年次に繰り延べする起債であります。本年度は元金分2億3,040万円、利子分9,330万円、下水道事業の特別措置分として6,510万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、ここに記載のとおりであります。

次に、117ページの事項別、歳出へ行きまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額8,080万8,000円であります。

本目は下水道事業の推進に係る各種負担金のほか、水洗化普及に伴います貸付金が主なものであります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費で、19節負担金補助及び交付金の118ページになりますが、細節6は十勝川浄化センターの運営分負担金であります。

21節貸付金につきましては、水洗便所の改造資金として貸し付けするものであります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、本年度予算額1億3,317万8,000円であります。

本目は下水道事業に係ります担当職員2名分の人件費及び工事費及び事業に伴います事務費が主なものであります。

119ページへ行きまして、13節委託料の細節5は汚水雨水管の台帳作成業務で、細節6につきましては、幕別町浄化センターの機械電気設備更新の実施設計費であります。

15節工事請負費の細節1は緑町、札内中央町の污水管新設工事。

細節2は緑町、札内中央町の雨水管新設工事であります。

細節3は札内中継ポンプ場の機械電気更新工事。

細節4は幕別浄化センターの受変電設備更新工事であります。

120ページへ行きまして、19節負担金補助及び交付金、細節3は十勝川流域下水道事業建設事業費の負担金であります。

22節補償補填及び賠償金は、緑町雨水管整備に伴います水道管移設補償費であります。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、本年度予算額7,292万8,000円あります。

本目は幕別処理区の浄化センターの維持管理費で、年間の処理量は66万トンを予定しております。

121ページへ行きまして、2目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額1,292万7,000円あります。

本目は札内処理区の汚水を十勝川流域下水道の処理場へ圧送するための中継ポンプ場の維持管理経費であります。

年間圧送量につきましては、142万トンを予定しております。

3目管渠維持管理費、本年度予算額1,112万3,000円あります。

本目は既に整備をいたしました汚水、雨水管、両方の雨水排水ポンプ場の維持管理費であります。
122 ページへ行きまして、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、予算額 6 億 5,963 万 8,000 円であり、償還元金であります。

123 ページへ行きまして、2 目利子、予算額 2 億 1,177 万 9,000 円であります。

これは起債償還の利子であります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円であります。

次に、歳入についてであります。

114 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、予算額 2,258 万 1,000 円であり、公共下水道の受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、予算額 3 億 580 万 2,000 円あります。

幕別、札内両処理区にかかります下水道の使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、予算額 4,580 万円で、下水道建設事業に対します国庫補助金であります。

115 ページへ行きまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 3 億 1,294 万円あります。

一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円あります。

6 款諸収入、1 項貸付元利収入、1 目水洗化改造資金貸付元利収入、予算額 500 万円で、水洗化改造等の貸付金の元金収入であります。

2 項雑入、1 目雑入、予算額 15 万 8,000 円あります。

簡易水道上水道の中央監視装置の電気料などあります。

116 ページへ行きまして、7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債、2 目資本費平準化債、3 目下水道事業債及び 4 目借換債につきましては、先ほど第 2 表の地方債で説明を申し上げました起債の内容であります。

以上で、公共下水道特別会計の予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（乾邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦廣） 質疑がないようでありますので、公共下水道特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中でありますので、この際、15 時 50 分まで休憩をいたします。

15 : 35 休憩

15 : 50 再開

○委員長（乾邦廣） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 8 号、平成 23 年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第 8 号、平成 23 年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明いたします。

131 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,824 万円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、132 ページ、133 ページの第 1 表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、134 ページの第2表の地方債のとおりであります。

なお、本年度の借入予定といたしましては、個別排水処理施設整備事業として3,720万円を予定しております。

次に、139 ページの事項別、歳出へ行きまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額477万2,000円であります。

本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

21 節貸付金につきましては、水洗便所の改造資金として1件50万円を限度として貸し付けするものであります。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費、本年度予算額は5,683万2,000円であります。

本目は個別排水事業にかかわります担当職員1名分の人件費と、140 ページへ行きまして、本年度設置を予定しております20個分の合併浄化槽の建設経費であります。

141 ページへ行きまして、2項排水処理建設費、1目排水処理施設管理費、本年度予算額は4,793万円であります。

本目は本年度建設分も含め幕別地区が557基、忠類地区の74基、合計631基分の維持管理経費であります。

3款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額は3,749万2,000円で、起債の償還元金であります。

2目利子、本年度予算額は2,111万4,000円で、起債償還利子であります。

142 ページへ行きまして、4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円あります。

次に、歳入について、137 ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、本年度予算額283万円あります。

これは合併浄化槽整備分の受益者分担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額は2,378万4,000円あります。

これは本年度実施分を含めました631基分の使用料であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額は1億22万6,000円で、一般会計からの繰入金であります。

138 ページへ行きまして、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円あります。

5款諸収入、1項貸付金元利収入、1目水洗便所改造等資金貸付金元利収入、本年度予算額は400万円で、貸付金の元金収入であります。

2項消費税還付金、1目消費税還付金、本年度予算額は10万円で、前年度分の消費税精算還付金であります。

6款町債、1項町債、1目排水処理施設整備事業債、本年度予算額は3,720万円で、合併浄化槽整備に対します起債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（乾邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦廣） 質疑がないようでありますので、個別排水処理特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

○委員長（乾邦廣） 次に、議案第9号、平成23年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第9号、平成23年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明いたします。

149ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,124万9,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、150ページ、151ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

次に、156ページの事項別歳出へ行きます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額は42万2,000円であります。

本目は農業集落排水事業にかかわります事務的経費のほか、消費税が主なものであります。

2款事業費、1項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、本年度予算額は3,115万5,000円あります。

本目は忠類処理区の浄化センターの維持管理経費であり、年間処理量は12万トンを予定しております。

次のページ行きまして、2目排水処理施設管渠維持管理費、本年度予算額は183万6,000円あります。

本目は既に整備をいたしました污水管渠1万4,467メートル、マンホール397カ所、汚水ます483カ所の維持管理経費であります。

3款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額は2,042万8,000円あります。

158ページ行きまして、2目利子、本年度予算額は730万8,000円あります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円あります。

次に、歳入について、154ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額は1,668万4,000円あります。

これは忠類処理区にかかわります排水処理施設使用料であります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額は2万7,000円あります。農業集落排水事業償還基金の利子であります。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目農業集落排水事業償還基金繰入金、本年度予算額は283万7,000円あります。

農業集落排水事業起債借入金の元金及び利子のうち、その償還の一部に充てるものであります。

次のページ行きまして、2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額は4,160万1,000円あります。一般会計繰入金であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円あります。

以上で、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（乾邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っております。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦廣） 質疑がないようでありますので、農業集落排水特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第10号、平成23年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第10号、平成23年度幕別町水道事業会計予算について説明をいたします。

161ページをお開きください。

始めに、第2条、業務の予定量であります。給水戸数8,600戸、年間総給水量225万900トン、1日平均給水量6,166トンであります。

主な建設改良事業は配水管布設整備事業であります。

次に、第3条予算の収益的収入及び支出の予定額であります。収入の第1款水道事業収益は5億5,939万円であります。

支出の第1款水道事業費は6億1,101万4,000円であります。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入の第1款資本的収入は2,943万5,000円であります。

支出の第1款資本的支出は2億319万円あります。

第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,375万5,000円は、当年度損益勘定留保資金1億7,375万5,000円で補てんをするものであります。

162 ページへ行きまして、第5条の企業債であります。起債の目的及び限度額につきましては、配水管布設整備事業の2,200万円あります。

次に、第6条の議会で議決を経なければ流用することができない経費であります。職員給与費3,980万円あります。

次に、第7条のたな卸資産の購入限度額は250万9,000円と定めるものであります。

次に、180 ページをお開きください。

平成22年度幕別町水道事業の決算見込み及び損益計算書であります。

営業利益がマイナス3,440万円、営業外利益が8,411万8,000円となり、当年度の純損失はマイナスの4,971万8,000円となり、前年度繰越欠損金10億1,153万3,000円を加え、当年度の未処理欠損金は9億6,181万5,000円となる見込みであります。

176 ページに戻りまして、平成23年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表であります。

177 ページの5、剰余金、(3)の欠損金の繰越欠損金は9億6,181万5,000円で、平成23年度の欠損金の見込額は5,471万3,000円となり、欠損金の累計額は10億1,652万8,000円となる見込みであります。

平成23年度において、5,471万3,000円の純損失が生じることとなる主な要因は、拡張事業によります減価償却費のほか、国の高料金対策繰出基準が毎年改定されますが、現時点では明示されていないため、一般会計からの繰り入れを計上しないことによるものであります。

164 ページをお開きください。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額は1億9,568万1,000円で、本目は企業団からの受水費等が主な経費であります。

28節の負担金であります。細節1の施設利用拡大負担金につきましては、帯広市より譲り受けました責任水量4,000トンに対します帯広市への現金精算に要する費用であります。

29節受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水費用で、基本料金につきましては、昨年は1トン当たり1万2,000円が、本年度は1万320円となり、責任水量1万300トン分、従量料金につきましては、昨年度1トン当たり35円が本年度27円となり、1日6,500トンの365日分であります。前年度比較で3,809万8,000円の減の予算となるものであります。

2目配水及び給水費、本年度予算額は3,198万3,000円で、本目は職員1名分の人件費と配水及び給水にかかわる経費であります。

13節委託料は、水道台帳修正業務、上水道施設管理業務などあります。

165 ページへ行きまして、16節修繕費は配水管漏水修理が主なものであります。

5目総係費、本年度予算額は4,028万9,000円で、本目は職員2名分の人件費と事務管理経費であります。

167 ページをお開きください。

6目減価償却費、本年度予算額は2億3,659万9,000円あります。

本目は有形無形固定資産の減価償却費にかかわる経費であります。

7目資産減耗費、本年度予算額は2,465万円。

本目は構造物、機械及び装置にかかわる除却費と旧猿別浄水場の取水口の撤去を今年度行うものであります。

2項営業外費用、1目支払利息及び配当金、本年度予算額は6,971万5,000円で、本目は企業債利息であります。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額は1,189万3,000円であります。

5目雑支出予定額は10万円であります。

4項予備費、1目予備費、本年度予算額は10万円であります。

次に、前に戻りまして163ページをお開きください。

収益的収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予定額は5億2,864万5,000円で、本目は給水戸数8,600戸にかかわる水道使用料であります。

3目その他営業収益919万5,000円は、加入者負担金が主なものであります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、予算額は1万円で、預金利息であります。

7目雑収益、本年度予算額は2,154万円で、下水道会計からの収納及び管理業務にかかわり受託収入であります。

次に、169ページをお開きください。

資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、本年度予算額は4,194万7,000円であります。

本目は配水管布設等にかかわります工事請負などであります。

26節工事請負費であります。細節1の配水管布設は春日団地道路9号、札内西大通、桜町29号の3路線での配水管布設工事。

細節2は下水道工事に伴います1路線の水道管移設工事などあります。

2目営業設備費、本年度予算額は3,540万5,000円であります。

本目は検定満了量水器取りかえにかかわる費用であります。

4項企業債償還金、1目企業債償還金、予算額は1億2,583万8,000円で、企業債にかかわります元金償還金であります。

次に、168ページへ戻りまして、資本的収入であります。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度予算額は2,200万円でありまして、配水管布設に伴う企業債であります。

6項負担金、1目負担金、本年度予算額は743万5,000円で、下水道工事などに伴います水道管移設工事負担金であります。

以上、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦廣） 質疑がないようでありますので、水道事業会計予算につきましては、これで質疑を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたしました。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号、平成23年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

- 委員長（乾邦廣） 異議がありますので、起立により採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 委員長（乾邦廣） 起立多数であります。
したがって、平成 23 年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第 3 号、平成 23 年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。
（異議ありの声あり）
- 委員長（乾邦廣） 異議がありますので、起立により採決をいたします。
本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 委員長（乾邦廣） 起立多数であります。
したがって、平成 23 年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第 4 号、平成 23 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異
議ございませんか。
（異議ありの声あり）
- 委員長（乾邦廣） 異議がありますので、起立により採決をいたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 委員長（乾邦廣） 起立多数であります。
したがって、平成 23 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第 5 号、平成 23 年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ござ
いませんか。
（異議ありの声あり）
- 委員長（乾邦廣） 異議がありますので、起立により採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 委員長（乾邦廣） 起立多数であります。
したがって、平成 23 年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第 6 号、平成 23 年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ござ
いませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（乾邦廣） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第 7 号、平成 23 年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ご
ざいませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（乾邦廣） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。

議案第 8 号、平成 23 年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾邦廣) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 9 号、平成 23 年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾邦廣) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 10 号、平成 23 年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございません。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾邦廣) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました平成 23 年度幕別町各会計予算の審査がすべて終了いたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本委員会が設置され、本日まで各委員におかれましては、平成 23 年度の各会計予算案及びその施策について、終始熱心にご審議をいただきました。

また、理事者並びに説明員におかれましても、委員会の円滑な運営にご協力をいただき、まことにありがとうございます。

大変ふなれな委員長でありましたが、皆様のおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました新年度の各会計予算案の審査が無事終了することができましたことに、心より感謝を申し上げ、簡単でございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

これをもって、平成 23 年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

16 : 14 閉会

平成23年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成23年3月18日
開会 14時00分 閉会 14時3分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出 席 者
- ① 委 員 (17名)
- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 13 芳滝 仁 | 16 大野和政 | 17 杉坂達男 | 18 助川順一 |
| 19 千葉幹雄 | | | | |
- ② 委員長 乾 邦廣
- ③ 議 長 古川 稔
- ④ 説明員
- | | | |
|-----------------|------------------|------------------|
| 町 長 岡田和夫 | 副 町 長 高橋平明 | 教 育 長 金子隆司 |
| 会 計 管 理 者 菅 好弘 | 総 務 部 長 増子一馬 | 経 済 部 長 飯田晴義 |
| 民 生 部 長 新屋敷清志 | 企 画 室 長 佐藤昌親 | 建 設 部 長 高橋政雄 |
| 忠類総合支所長 古川耕一 | 札 内 支 所 長 久保雅昭 | 教 育 部 長 米川伸宣 |
| 総 務 課 長 田村修一 | 企 画 室 参 事 伊藤博明 | 地 域 振 興 課 長 佐藤和良 |
| 糠内出張所長 湯佐茂雄 | 学 校 教 育 課 長 羽磨知成 | 図 書 館 長 長谷 繁 |
| 生涯学習課長 中川輝彦 | 町 民 課 長 川瀬俊彦 | 保 健 課 長 境谷美智子 |
| 税 務 課 長 姉崎二三男 | 水 道 課 長 田中光夫 | 経 済 建 設 課 長 細澤正典 |
| 学校給食センター所長 稲田和博 | | |
- ほか、関係主幹及び係長
- ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
- | | | |
|---------|---------|---------|
| 局長 米川伸宜 | 課長 仲上雄治 | 係長 金田恭之 |
|---------|---------|---------|
- 4 審査事件 平成23年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 乾 邦 廣

議事の経過

(平成23年3月18日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 委員長（乾邦廣） ただ今より、平成23年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。
中橋委員から発言の申出がありますのでこれを許します。
中橋委員。
- 1番（中橋友子） 3月16日の会議におきまして私の発言の中で、教育費の質疑のところではありますが、札内東中学校と札内中学校の学力、スポーツ、クラブ活動にかかわる発言の中で不適切な部分がありました。ここでお詫びを申し上げまして、削除をお願いしたいと思います。
- 委員長（乾邦廣） ただ今、中橋委員より16日の会議における発言について、会議規則第68条8の規定によって、取り消したいとの申出がありました。これを許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 委員長（乾邦廣） 異議なしと認めます。
したがって、中橋委員からの発言取り消しの申出を許可することと決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
ただ今、発言の取り消しを決定した部分に関する理事者側の答弁につきましても、取り消しをしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 委員長（乾邦廣） 異議なしと認めます。
したがって、理事者側の答弁につきましても、関係する部分を取り消すことに決定をいたしました。
これをもって、平成23年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

14:03 閉会